

第4次苫前町総合振興計画

～キラリと輝き、躍動感あふれる苫前町をめざして～

基本構想

平成18年度 ➡ 平成27年度

後期基本計画

平成23年度 ➡ 平成27年度

北海道苫前郡苫前町

「キラリと輝き、躍動感あふれる苫前町」 の実現に向けて

平成18年度に策定した「第4次苫前町総合振興計画・前期基本計画」は、まちづくりの長期的展望を示した本町の最上位計画であり、町政のすべての分野における指針となるものです。

本町では、この総合振興計画の基本構想に示すまちの将来像「ふるさとの誇りと希望を育むまち」、「一人ひとりが生き生きと輝き元気なまち」、「地域の各産業が多岐にわたって連携し、チャレンジする力をつけるまち」の実現を目指し、これまで5年間、計画の推進を図ってまいりました。

しかしこの間、わが国の社会経済情勢は大きく変化しており、人口減少・超高齢化社会への突入やこの一年で急激に悪化した経済動向などは、住民生活にもさまざまな影響を及ぼすものとなっています。また、地方分権改革の一層の進展など、住民の最も身近な基礎自治体としての町行財政運営のあり方そのものが問われるような変化が生じています。

こうしたなかであって、住民の行政に対するニーズは、年々多様化していることから、新たな情勢への対応を図るとともに、地域の自立を目指しつつ、住民と行政の協働により「質」、そして「満足度」の高いまちづくりを進めて行くことが、重要であると考えています。

このような状況を踏まえ、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とする後期基本計画を策定いたしました。

策定にあたりましては、住民の皆様の視点からさまざまな行政ニーズを捉えるため、まちづくり懇談会や生き生き出前講座など、多様な住民参加の機会を設けるとともに、各産業団体等により推薦を受けた委員からなる「苫前町総合振興計画策定委員会」からのご提言や苫前町開発審議会による審議、さらには、パブリックコメントによる意見募集を行うなど、積極的に住民の皆様にご参加をいただき、策定されたものであります。

こうした機会のなかでお聴きした生の声は、今後の行財政運営にあたり大変参考になるものであり、この後期基本計画は、厳しい財政状況のなかではありますが、こうしたご意見を可能な限り反映させたものとなっております。

これから平成27年度までの5年間、この後期基本計画に基づき、住民の皆様と力を合わせ総合力を活かした「地域力」を高めるとともに、「人が輝き躍動する苫前町」を実践してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、様々なかたちで貴重なご意見、ご提言をいただきました住民の皆様、また、ご尽力いただきました関係各位に心から感謝を申し上げます。

平成23年3月

苫前町長 森 利 男

目次

序論

第1章	計画の概要	5
第1節	計画策定の趣旨	5
第2節	計画の性格	5
第3節	計画の名称・構成・期間	5
第4節	計画の推進方針	6
第5節	他計画との関連	7
第2章	苫前町を取りまく社会・経済状況の変化	7
第3章	苫前町のまちづくりの課題	8

基本構想

第1章	まちづくりの基本目標	12
第1節	構想の目的	12
第2章	まちづくりの構想と将来像	12
第1節	まちづくり構想の体系	12
第2節	苫前町の将来像	12
第3節	苫前町の人口及び就業構造	13
第3章	基本構想の推進方策	16
第1節	住民参画の推進	16
第2節	行政運営の推進	16
第3節	広域行政の推進	16
第4節	財政運営の健全化	16
第4章	まちづくりの施策の大綱	17
第1節	住みよい町の快適計画	17
第2節	心ふれあう町の健康計画	19
第3節	心ゆたかな町の創造計画	20
第4節	活力ある町の躍動計画	22
第5節	土地利用の基本方針	24

基本計画

第1部 総論 2 5

第1章 基本計画の目的 2 6

第2章 計画期間及び計画の主要指標 2 6

第1節 計画期間 2 6

第2節 計画の主要指標 2 6

第2部 まちづくりを推進するために 2 7

第1章 住民参画の推進 2 8

第2章 行政運営の推進 2 9

第3章 広域行政の推進 3 0

第4章 財政運営の健全化 3 0

第3部 各論 3 2

第1章 住みよい町の快適計画 3 3

第1節 道路・交通体系 3 3

第2節 簡易水道 3 6

第3節 下水道 3 7

第4節 住宅・宅地 3 8

第5節 環境衛生 4 0

第6節 環境緑化・公園 4 2

第7節 交通安全・防犯 4 4

第8節 消防 4 5

第9節 防災 4 7

第10節 国土保全・治水・治山 4 9

第11節 地域情報化・通信網 4 9

第12節 自然環境保全・景観保全 5 1

第2章 心ふれあう町の健康計画 5 3

第1節	保健活動・医療体制	5 3
第2節	地域福祉	5 5
第3節	高齢者・介護福祉	5 6
第4節	児童・ひとり親家庭の福祉	5 8
第5節	保育・子育て支援	6 0
第6節	障がい者福祉	6 2
第7節	生活保護者福祉	6 4

第3章 心ゆたかな町の創造計画 6 5

第1節	学校教育	6 5
第2節	各世代教育	6 7
第3節	芸術・文化・文化財	6 9
第4節	図書活動	7 1
第5節	スポーツ・レクリエーション	7 2
第6節	国際化・国際交流	7 3
第7節	地域間交流	7 4
第8節	地域づくり・定住	7 5
第9節	男女共同参画・人権	7 7
第10節	消費者生活	7 8

第4章 活力ある町の躍動計画 8 0

第1節	農業・畜産業	8 0
第2節	林業	8 6
第3節	水産業・漁港	8 8
第4節	商業・鉱工業	9 2
第5節	観光	9 4
第6節	風力発電事業	9 7
第7節	雇用・労働者対策	9 8

資料 1 0 0

1	基本計画	1 0 1
2	苫前町町民憲章	1 1 2
3	第4次苫前町総合振興計画・後期基本計画 策定の体制	1 1 2
4	苫前町総合振興計画策定委員会設置要綱	1 1 3
5	苫前町総合振興計画策定委員会 委員名簿	1 1 4
6	苫前町総合振興計画策定委員会 事務局名簿	1 1 4

序 論

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

「総合振興計画」は、地方自治法に策定すること（基本構想）が定められている地方自治体の最上位計画であります。地方分権型社会の進展を受け、あらゆる分野においても歴史的な転換期が訪れており、時代変化とともに、その役割も変化しています。

地方分権がいよいよ実行段階を迎えた今、これからの自治体には、自らの責任と判断で自らの進むべき方向を決め、自らが実行できる行財政の確立が求められており、個性的で自立した町の経営・マネジメントする視点に立った「地域経営の総合指針」としての総合振興計画が必要となります。

また、こうした個性的で自立したまちづくりを進めていくためには、地域住民の参画と協働が必要不可欠な要素であり、住民と行政が新たなパートナーシップを確立し、協働のまちづくりを推進するための「住民参画・協働の総合指針」として、役割も強く求められています。

さらに、国や道、周辺自治体等に対しては、「わがまち・苫前の主張」を提示するものと位置づけ、必要な施策を調整・反映させていく連携の基礎として、活用していくことが求められています。

こうした重要な役割・位置づけを踏まえた、最新の状況や将来展望に基づく総合振興計画の存在は、現在に生きる私たちが次世代に誇りを持ってつないでいく“持続的に発展していくことができる自主・自立のまちづくり”を進めるために、きわめて重要なものです。

このことから、第4次苫前町総合振興計画・後期基本計画の策定にあたっては、前期基本計画を踏まえ、町政各分野の現況と課題を明らかにして、苫前町が地方分権型社会の進展を迎えて、力強く発展していくべき方向性や主要な施策を示すものです。

第2節 計画の性格

1. 計画の性格

- (1) この計画は、本町の望ましい将来像を樹立し、その実現のため施策の方向を明らかにするものです。
- (2) この計画は、個性的で自主・自立したまちを運営するための「地域経営の総合指針」となるものであり、かつ、協働のまちづくりを推進するための「住民参加指針」となるものであり、さらに協働のまちづくりを推進するための「住民参加・協働の総合指針」となるものです。
- (3) この計画は、本町の事業や施策ばかりでなく、住民、企業、国及び道等の関連施策も含まれています。したがって、適切な役割分担のもとで、全町民が力を合わせ計画の実現に向け、努力する必要があります。

第3節 計画の名称・構成・期間

1. 計画の性格

本計画の名称は「第4次苫前町総合振興計画」と称し、平成18年度から平成27年度までの10年間の計画期間とします。

2. 計画の構成

第4次苫前町総合振興計画は、基本構想・基本計画の2部構成とし、別に実施計画を示します。

基本構想

平成27年を目標として、21世紀の苫前町の将来像を描き、その目標を達成するための基本構想の推進方策・まちづくりの施策の大綱を定めます。

基本計画

基本構想に定めた目標を実施するための施策について、各分野ごとに体系的に定め、計画期間は次のとおりとします。

- (1) 前期基本計画 自：平成18年度 至：平成22年度
- (2) 後期基本計画 自：平成23年度 至：平成27年度

実施計画

基本計画で定められた施策を計画的・効率的に整理・検討し、概要を示します。

この計画は、前期計画及び後期計画期間中において、それぞれの計画実施後3年目に策定するものとして、予算編成の指針となるようローリング方式による検討を加えます。

- (1) 前期計画における実施計画策定年度 平成20年度
- (2) 後期計画における実施計画策定年度 平成25年度

第4節 計画の推進方針

本計画は、本町における今後のまちづくりマスタープランとして尊重し、住民や各種団体の十分な理解と参画・協力を得ながら、次の方針に基づき推進していくこととします。

1. 計画の普及

本計画を実行するための原点は、計画が広く認識され、内容が理解されることにあります。

このため、計画や計画書をさまざまな広報媒体を通じて、住民や各種団体、関係機関等への計画の普及を図ります。

2. 具体的な検討

本計画の施策の中には、具体化に向けてさらに検討を要するもの、個別の計画策定が必要なもの、国・道等関係機関の支援を要するものが含まれています。

これらについては、実現の方法や具体的内容などについて、住民を交えた検討を加え、関係機関等へ効果的な働きかけを行います。

3. 計画の進行管理

本計画は、「基本構想」⇔「基本計画」⇔「実施計画」⇔「年次予算」「実行」⇔「評価」の体系により進めます。

この体系に基づき計画の調整、管理機能を強化するとともに、全体計画の進捗状況の把握や未達成施策の分析など、計画の進行管理に努めます。

第5節 他計画との関連

現在の地方行政を取り巻く環境は、道州制や新たな地方財政制度など、地方分権改革の推進や自治体のあり方が大きく変わりつつあります。

本町の今後の総合計画の推進にあたっては、国の「北海道総合開発計画（平成20年度～平成29年度）」や「新・ほっかいどう総合計画＝北海道未来創造プラン（平成20年度から概ね10年間）」とできる限り整合を図りながら、国と地方自治体は対等な立場であることを基本に、相互に連携と協力関係を大切にしながら、公共的課題の解決を図っていきます。

第2章 苫前町を取りまく社会・経済状況の変化

わが国における社会経済情勢は、かつて経験したことのない急速な少子高齢化の進展をはじめ、環境問題の深刻化、情報通信技術の進展など大きく変化してきています。

こうした時代の潮流の変化を的確にとらえるとともに、地域の特性などを踏まえながら、本町が進むべき方向性を見定めていく必要があります。

少子高齢化の急速な進展

わが国の総人口は、平成17年をピークに減少として転じ、平成26年には65歳以上人口が25%を超え、超高齢化社会を迎えようとしています。

また、晩婚化や夫婦世帯が持つ子どもの数の減少化の進展などを要因とした少子化も依然続いていくものと予測されています。

このような少子高齢化の進展は、医療、介護など様々な分野での新たなサービス需要の増加と多様化をもたらす反面、年金や医療保険などの社会保障の分野では、ますます負担が大きくなっていくものと考えられています。

このため、若い世代が定住し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや農業・漁業を中心とした産業の振興、雇用環境の整備、健康づくりなど、住民が安心して暮らせる福祉の充実、生活環境の整備がこれまで以上に必要となります。

環境問題の深刻化

地球温暖化をはじめ、森林の減少、オゾン層の破壊、海洋汚染などさまざまな環境問題が深刻化しつつあり、世界的な規模での対応が求められています。

このため、「より良い環境を未来に引き継ぐ環境重視型社会を創造する」ことが重要であり、環境にやさしいまちづくりを実践するためにも、従来にも増して環境保全や循環型社会の実現に向けたさまざまな取り組みが必要となります。

高度情報化通信社会の進展

情報化処理技術や情報通信技術の飛躍的な発展・普及は、経済活動、住民生活、行政のあり方など、あらゆる分野に大きな影響を及ぼしています。

経済活動の面では、新たな産業の創出や通信サービスによる高コスト構造の是正等が期待されるほか、住民生活の面では、個人が多くの情報を選択的に享受でき、多様な社会参加システムの参加が可能になると認識されています。

一方、本町においては、厳しい財政状況と相まって、地域公共ネットワークなどの情報通信に係る基盤整備の遅れが顕著であり、インターネットを中心とする情報通信技術（ICT）を活用した地域の活性化を進めるための環境整備などにも、十分に取り組むことができていない状況です。

このため、費用対効果を重視しつつ、基盤整備を一層着実に進めるとともに、限られたICTを最大限に活用して、生活者のニーズと社会構造の変化を見据えた新しい地域産業の育成や、より質の高い住民サービスの提供につとめる必要があります。

地方分権社会への対応

平成12年4月に、地方分権一括法が施行されたことに伴い、地方自治体においては、自主性、自立性が求められているとともに、基礎自治体としてその果たす役割はますます重要になってきています。

また、国や地方の財政の悪化が懸念される中においては、公正で透明性の高い、簡素で効率的な行政を推進することが大きな課題となっており、政策形成能力の向上や説明責任、情報公開などが強く求められています。

一方、住民においても、まちづくりの主体である住民自らが、自己の権利と責任において、地域の問題に取り組んでいくことが求められています。

このため、本町においては、さらなる行財政改革の推進とともに、住民の多様なニーズに的確に応える必要があります。

また、行政サービスを充実させ豊かなまちを形成していくために、行政や住民が相互に理解し、それぞれの責任の中で役割分担を行う協働のまちづくりの一層の推進が必要となります。

第3章 苫前町のまちづくりの課題

美しい風景の保全育成と有効な土地利用の推進

本町は、海と山に囲まれた自然環境にあるなか、その快適な地域景観や環境は、住民の共有する財産であり、今後も海・川などの水辺環境や歴史景観、さらには田園のふるさと景観の保全など、こうした美しい風景を保全育成することが、誇りの持てるまちにするための基本です。

このため、住民が快適に暮らすための土地利用にあたっては、豊かな自然環境を大切にしながら、公共の福祉、土地の持つ社会的・経済的・文化的条件を十分に考慮し、限られた土地を有効に利用することが求められています。

定住促進と高齢化社会に対応したまちづくり

急速な少子高齢化、核家族化の進行による世帯構造の変化に対応した、魅力と活力にあふれた地域づくりや地域再生を推進するため、「住まいの安心確保対策」を講じる必要があります。

このため、今後は、定住促進の施策をさらに進めると同時に、高齢者が安心して暮らせるバリアフリー化を図るなど、社会基盤の整備などを進めるとともに、保健医療や福祉の充実を図ることが求められています。さらには、高齢者が生きがいを持って暮らせるようなまちづくりも求められています。

ふれあい・支えあうコミュニティの形成

まちづくりには、住民が集まり語り合いながら、創造していくことが必要であり、少子高齢化社会においては、お互いが支えあいながら暮らしていくことが求められています。

このため、コミュニティ組織などの住民活動の活性化を促進するなど、「協働」が経済・雇用、少子・高齢化や環境問題への対応といった幅広い分野で、地域社会を支える仕組みとして定着するためにも、連帯あるコミュニティの形成が必要不可欠となります。

苫前町の特性を生かした産業の育成

本町は、風車のあるまちとして広く知られていますが、まちの中心的な産業は農畜産業と水産業となっています。

このため、中心的産業である地場産品の付加価値化や本町の持つ自然環境の魅力を活かして、農林水産業と地域特性を生かした観光資源とを結びつけた交流型産業を進めていくことが必要です。さらには、農林水産業や製造業、流通・サービス、観光など、関連産業との交流の促進と産業支援の高度化を図りながら、新たな産業づくりや起業家の育成を図り、まちの足腰を強めることが求められています。

交流人口の増加に伴う活気あふれるまちづくり

とままえ温泉ふわっとやホワイトビーチなどの観光施設に多くの観光客が訪れ、それを通じた人との交流は、まちに活気を生みます。

このため、地域特性を生かしたイベント交流やスポーツ・文化交流などを進めながら都市との交流人口を増やし、人と人とのネットワークの形成や情報交換などを行い、活気あふれるまちとなるようにすることが必要です。

地域間や異業種間の連携と役割分担によるまちづくり

本町は、海岸部と内陸部に地域が分かれています。

このため、産業を含めた地域が、それぞれの特徴を活かしながら連携と役割分担を行い、さまざまな魅力と機能を持つまちにすることが必要です。さらには、地域間の人の交流を活発にするような場や機会を増やし、住民相互の連帯感が高まるよう、まちづくりを進める必要があります。

未来のための人づくりの推進

まちの持続的な発展のためには、本町を担う人材の育成が必要です。

このため、地方分権に伴う地域の自立や地域間の競争に対応できる、チャレンジ精神があり創造的で経営感覚のある人や、国際化社会に対応した広い視野の持てる人など、さまざまな人材を育むことができるようにすることが求められています。

また、住民参加によるまちづくりを進め、まちづくりの理解を深めてもらうと同時に、行政と協力しながらまちづくりをリードしていく、地方自立の次代を担う人づくりを進める必要があります。

基本構想

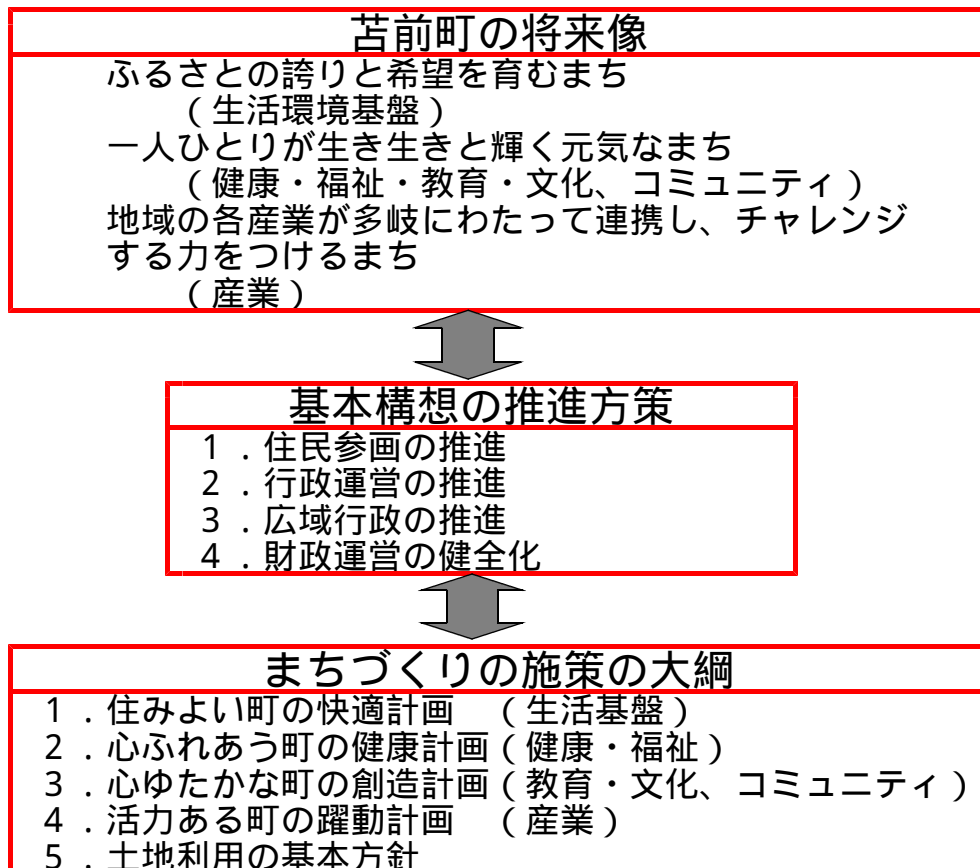
第1章 まちづくりの基本目標

第1節 構想の目的

この構想は、先人の不屈の精神によって築かれた苫前町の歴史・文化を受けつぎ、より個性的で魅力ある町として次世代につなげるため、住民の福祉向上と産業の発展を目指し、住民が誇りと愛着の持てる郷土苫前町の21世紀の将来像の実現に向けて、その構想の体系を示し、町政の総合的かつ計画的な運営を図ることを目的とします。

第2章 まちづくりの構想と将来像

第1節 まちづくり構想の体系



第2節 苫前町の将来像

10年後の苫前町は、このような町をめざします。

ふるさとの誇りと希望を育むまち（生活環境基盤）

日常の舞台となる充実した住環境や生活基盤が整っていて、安心して豊かさを実感できる、誰もが住みたくなる快適なまちをめざします。

日本海を背景にした壮大な自然環境や景観を大切にしながら、美しいまちづくりをめざします。

一人ひとりが生き生きと輝く元気なまち（健康・福祉、教育・文化、コミュニティ）

すべての住民が明るく元気に生活し、幼児から高齢者まで安心して暮らせる福祉施策の充実や連携のとれた、いきいきと暮らせるまちをめざすとともに、互いに助け合い、交流しあえるまちをめざします。

高度情報化や国際化時代に対応した学校教育を推進し、これからの社会に対応した人づくりを進めるとともに、住民ニーズに対応した生涯学習機会の充実や住民がスポーツ・文化に親しむ機会の拡充を図ります。

住民のだれもがいつでも気軽に集い、語りあえる場や機会を創出し、活気とふれあいがあるまちをめざします。

また、住民が主体となるまちづくりをめざし、住民と行政が双方向でつながりを持ったまちをめざします。

地域の各産業が多岐にわたって連携し、チャレンジする力をつけるまち（産業）

まちの基幹産業である農業・林業・水産業と、これらの生産活動に連動して商業・工業等が展開することが重要であり、産業の活性化のための住民が知恵を出し合い行動するしくみを進めながら、新たな雇用機会の創出を図るなど、元気と活気にあふれたまちをめざします。

また、自然環境・風力発電・温泉を活かした観光産業を結びつけた苫前町オリジナルの交流型産業を構築し、誰もが訪れたいまちをめざします。

第3節 苫前町の人口及び就業構造

10年後の苫前町は、このような町を想定するものとします。

人口の想定

国勢調査人口の推移を見ると、平成7年から平成17年までに666人の減少となっています。

国勢調査人口による年齢別人口の推移では、平成2年から平成17年までに55～59歳の減少（190人減）が最も多く、逆に65歳以上の人口は増加（321

人増)としており、今後も高齢化が進むことが予想されます。

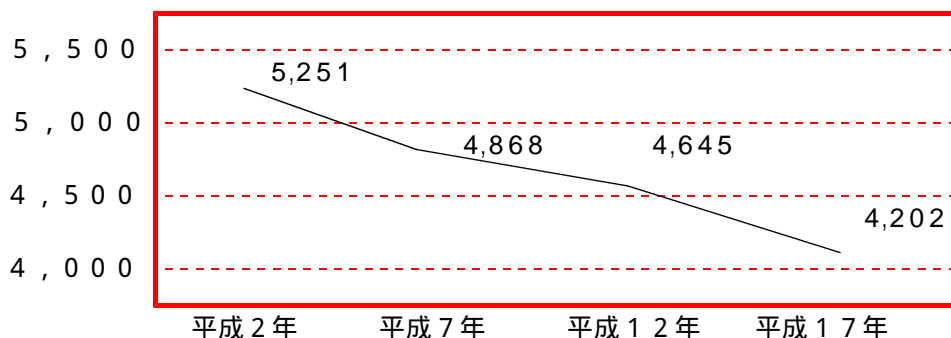
人口動態を見ると過去10年間で死亡者が出生者を上回っており、自然減(252人減)となっています。また、転出者が転入者を上回っており、社会減(599人減)が続いていますが、近年鈍化傾向となっています。

これらの要因としては、新規学卒者等の転出、第一次産業従事者の高齢化及び後継者不足に伴う廃業、転出等が主なものです。

各産業における情勢は厳しい状況にありますが、社会基盤の整備や産業の振興、情報化の促進により本町の活性化を進めるなかで、一般的に用いられている「コーホート法」の「センサス変化率」(ある年の性別・年齢別人口を基準人口として、それをもとに変化率を求め、将来人口を推計する手法)に基づく推計により、平成27年の目標年次には人口3,572人と想定されます。

また、世帯数においては、平均世帯人数を2.19人と予想し、1,633世帯と想定されます。

国勢調査人口の推移



国勢調査人口による年齢別人口の推移

(単位：人)

区分	年		平成2年 (1990)		平成7年 (1995)		平成12年 (2000)		平成17年 (2005)	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
世帯数	1,862戸		1,822戸		1,774戸		1,689戸			
人口総数	5,251人		4,868人		4,645人		4,202人			
0～4歳	224	224	183	183	183	183	148	148		
5～9歳	244	244	231	231	188	188	164	164		
10～14歳	275	275	228	228	221	221	171	171		
15～19歳	326	326	248	248	269	269	220	220		
20～24歳	238	238	238	238	201	201	147	147		
25～29歳	256	256	206	206	252	252	180	180		
30～34歳	250	250	220	220	222	222	221	221		
35～39歳	293	293	244	244	244	244	226	226		
40～44歳	333	333	295	295	240	240	219	219		
45～49歳	375	375	327	327	284	284	249	249		
50～54歳	465	465	366	366	310	310	282	282		
55～59歳	486	486	436	436	332	332	296	296		
60～64歳	426	426	437	437	380	380	298	298		
65歳以上	1,060	1,060	1,209	1,209	1,319	1,319	1,381	1,381		

人口動態

(単位：人)

区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
自然動態	出生	27	37	28	36	24	21	15	24	20	24
	死亡	38	46	38	43	84	49	59	42	56	53
社会動態	転入	171	176	147	136	142	137	126	130	108	107
	転出	245	165	200	234	200	180	200	206	174	175

(住基年報：各年度3月末)

就業構造の想定

平成2年度の本町の就業者総数は、2,906人で、人口に対する就業者比率は55.3%でした。

平成7年は就業者総数2,686人、就業者比率55.2%であり、平成12年は就業者数2,430人、就業者比率52.3%であり、平成17年は就業者総数2,084人、就業者比率49.6%と推移しており、就業者比率は年々減少の傾向にあります。

また、産業別の就業構成比率において、平成2年は第一次産業39.6%、第二次産業25.0%、第三次産業35.4%、平成7年には第一次産業37.3%、第二次産業27.3%、第三次産業35.4%となり、平成12年は第一次産業35.9%、第二次産業24.5%、第三次産業39.6%となり、平成17年では第一次産業38.7%、第二次産業17.0%、第三次産業44.3%と推移しており、各産業ともに減少傾向にあります。

以上の結果を踏まえた上で、現在の社会風潮である少子化等を勘案し、本町の平成27年就業者数については、就業者比率を55.1%と設定し、1,968人と想定されます。

さらに就業者の産業別就業構成比率においては、「トレンド法」(過去の動態、いわゆる傾向が将来とも同様に推移するという考えに基づく推計方法)に基づく推計により、第一次産業30.4%、第二次産業24.4%、第三次産業45.2%に設定すると、各産業別就業者数は第一次産業598人、第二次産業480人、第三次産業890人と想定されます。

産業別就業構成

(単位：人、%)

項目 年度	第一次産業		第二次産業		第三次産業		合計	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
平成 2年	1,151	39.6	725	25.0	1,030	35.4	2,906	100.0
平成 7年	1,002	37.3	732	27.3	951	35.4	2,686	100.0
平成12年	873	35.9	595	24.5	962	39.6	2,430	100.0
平成17年	807	38.7	353	17.0	924	44.3	2,084	100.0

第3章 基本構想の推進方策

第1節 住民参画の推進

この構想の推進にあたっては、住民の積極的な参加が不可欠であり、住民の意向が行政に反映され、住民と行政が一体となった夢と希望のあるまちづくりを進める必要があります。

このため、住民の意向を把握するとともに、町政についての広聴・広報活動につとめ、行政に対する参加意識の高揚を図り、自らが行う住民自治を基本とした「まちづくり基本条例」を推進し、地域住民とともに知恵を出し合い、情報の共有を図りながら、特色あるまちづくりを構築します。

第2節 行政運営の推進

行政に対する住民ニーズは、人口の高齢化や高度情報化の進展、住民の価値観など多様化・複雑化しており、「より身近な行政を担う場」としての自己決定や自己責任を含めた行政機能の発揮が求められています。

このため、まちづくりの一端を担う行政職員の資質向上を図り、行政需要に対する事務事業の見直し、経費削減と事務の効率化に加え、情報の推進や北海道からの権限移譲の積極的な受入等に伴う行政サービスの向上につとめ、住民と行政とが一体感を強めた行政運営を構築します。

第3節 広域行政の推進

住民の日常生活圏の拡大に伴い、行政ニーズも広域化・多様化してきており、単独の市町村では効果的な対応が困難な課題や、広域的な整合性が必要な課題が一層増加し、これらに対応できる行政の広域連携が求められています。

このため、関係市町村との機能分担を明確にするとともに、それぞれの地域特性を活かした相互の連携・強化を進めながら、効率的、効果的な広域行政を進めます。

また、住民サービスの向上や財政の更なる効率化を図るため、新たな広域連携事業を検討します。

第4節 財政運営の健全化

国の行財政改革に伴う地方交付税などの減額及び人口の流出や景気の低迷に伴う町税の減収により、財政基盤は脆弱な状況下にあります。行政に対する多様化・複雑化する住民ニーズに的確に応えた「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を進める必要があります。

このことから、本構想に基づく諸施策を実現するため、弾力的かつ効果的に対応できる体制の整備・確立を図るとともに、経費の節減合理化を実施し、長期的展望に立った健全財政を基本として、行政サービスの維持向上に努めます。

第4章 まちづくりの施策の大綱

第1節 住みよい町の快適計画

1．道路・交通体系

安全で利便性のよい快適な道路計画づくりを基本とし、地域の特性に合わせた国道・道道の整備を要望するとともに、町道などについても計画的に整備を進め、歩行者や交通量に配慮した安全で機能的な交通体系の確立を図り、あわせて景観やユニバーサルデザインに配慮した良好な道路環境の整備を進めます。

また、住民生活の重要な足となる生活路線バスの維持については、その運行体系の充実を推進するとともに、地域住民のニーズを的確に捉えた新交通体系を検討します。

一方、冬期間の積雪時の道路交通においては、迅速かつきめ細かな除排雪体制の確立を図ります。

2．簡易水道

安全で安定した水の供給を図るため、需要に適切に対応した水資源の確保に努めるとともに、水道施設の適切な維持管理や災害に強い施設整備を計画的に推進しながら、健全で効率的な水道事業の運営に努めます。

3．下水道

地域の生活環境の改善や公共用水域の水質の保全を図るため、計画的に下水道整備を推進するとともに、加入促進に向け普及啓発活動などを促進します。

また、下水道事業の適正な維持管理と下水道料金の適正化に配慮し、健全な事業運営に努めます。

4．住宅・宅地

豊かで住みよい住まいづくりを目指し、宅地造成に必要な用地の確保や公営住宅の充実を図るとともに、若者の定住化や高齢化社会に対応した住宅の整備、さらには、ユニバーサルデザイン（誰でも公平かつ自由に使用でき、容易に使用方法や情報が理解でき、無理なく安全に使えるようなデザインの実現）の推進に向け、地域の特性を活かした住環境の創出に努めます。

5．環境衛生

清潔で快適な生活環境をつくるため、環境衛生向上の啓蒙普及に努めるとともに、ごみの減量化を進めながら資源再利用化のため、分別処理の一層の徹底を促進しま

す。さらに環境にやさしいごみ処理や資源リサイクルのシステムを構築し、充実したまちづくりを推進します。

また、産業廃棄物については、円滑な処理を指導します。

し尿については、下水道等の整備による合理的かつ効果的な収集・処理体制の整備促進に努めます。

設備を含めた火葬場の老朽化に伴い、3町村による火葬業務の広域処理に向けた施設整備を推進します。

6．環境緑化・公園

自然の持つ多くの公益的機能を認識し、人間と自然が共存する地域社会の実現を目指し、緑化運動や環境教育の推進を図ります。

また、住民のニーズに応じた既設公園の機能充実を図り、地域住民と行政等が連携した維持管理や施設整備などの取り組みに努めます。

7．交通安全・防犯

人命尊重を基本理念とし、交通安全思想の普及徹底や交通安全施設の効果的な整備を進めながら、総合的な交通安全対策を推進します。

また、犯罪のない明るい地域社会を実現するため、地域住民や関係機関などとの連携を強化し、環境浄化と防犯意識の高揚を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

8．消防

住民の生命や身体、財産を守るため、火災をはじめとしたさまざまな災害を未然に防止するとともに、災害による被害の軽減を図ります。

また、消防技術の向上と消防施設及び装備の充実を図り、迅速な消防体制の確立に努めるとともに、救急体制の充実を図ります。

9．防災

災害への対応が複雑化、多様化している状況を踏まえ、住民の自主防災意識の高揚に努めるとともに、災害の未然防止や災害が発生した場合に迅速かつ的確に対応できる体制の整備など、総合的な地域防災に向けた充実・強化を図ります。

10．国土保全・治水・治山

水害・土砂災害や海岸の浸食などから、住民の生命及び財産を守るため、関係機関と一体となって国土保全の整備を進めるとともに、自然生態系に配慮した事業の推進に努め、安全で快適な国土基盤を形成したまちづくりを推進します。

1 1 . 地域情報化・通信網

高度情報通信社会に対応した地域の情報化を実現するため、情報通信基盤の整備や情報通信技術（ICT）の活用を図り、既存の地域社会の活性化、新しい形態の産業や住民活動の創出を支援するなど、情報化時代に適応した元気と活気にあふれたまちづくりを推進します。

また、近年の多様化した住民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、ICTの活用を図り、行政が保有する情報や取り扱う事務などの電算化による効率的な自治体運営の推進を図ります。

1 2 . 自然環境保全・景観保全

身近な自然と親しむ条件づくりや地域の自然と調和した環境づくりを促進し、より良い環境を未来に引き継ぐ環境重視型社会を創造します。

また、雄大な自然環境と歴史景観・ふるさと景観などを、まちの貴重な資源として大切にし、開発と保全との調和のとれた景観環境づくりを促進します。

第2節 心ふれあう町の健康計画

1 . 保健活動・医療体制

住民の健康保持増進を図るため、セルフケア思想とプライマリーケア（＝疾病の初期治療。患者が最初に利用すべき医療は、身近な地域医師との信頼関係に基づき、適切な診断処置及び以後の療養の方法の指導がなされるべきとする考えに基づくもの）を重視し、各種保健事業の推進と地域医療体制の充実を促進するとともに、各関係機関等との組織連携強化を図りながら、保健事業を推進します。

2 . 地域福祉

ノーマライゼーション（障がいを持つ人や適応力の乏しい高齢者の生活を、できる限り健常者の生活と同じように営めるようにすること）の考えのもと、だれもが住み慣れた地域のなかで、ともに参加し支え合いながら、可能な限り自立して暮らし続けることができる人にやさしい地域社会を形成するために、ニーズに即したきめ細やかなサービスを提供できる体制の整備や、多様な社会参加を促進する機会の拡充を図ります。

3 . 高齢者・介護福祉

介護を必要とする高齢者が自らの選択により、必要なサービスを利用しながら、地域での生活を継続し、生きがいを持ち充実した暮らしを送ることができるよう、身近な場での相談体制や福祉サービスの充実を図ります。

4．児童・ひとり親家庭の福祉

次世代を担う子どもたちが、恵まれた環境のなかで、健やかに成長できるよう、家庭はもとより地域や社会全体で支えていける健全育成環境の整備を推進します。

また、ひとり親家庭等における生活の安定と福祉の向上が図られるよう、子育てや生活の支援などの福祉の充実を促進します。

5．保育・子育て支援

子どもをもちたい人が安心して産み育てられる環境づくりを進めるために、保育サービスの充実など、社会全体で支える子育て支援対策の強化や子どもたちへの活動体験機会の提供を進めながら、子どもの健全育成を促す環境を整備します。

6．障がい者福祉

人にやさしい福祉のまちづくりや障がいのある人たちなどに配慮した生活空間全体のバリアフリー化を推進するとともに、地域で自立した生活を行うため、ニーズに即したきめ細やかなサービスが提供できる体制の整備や社会参加を促進する機会の拡充を図ります。

7．生活保護者福祉

社会構造の変化や長引く景気低迷により、生活援助を要する世帯が増加する傾向にあり、生活の向上や自立を援助するよう、相談体制の充実を図ります。

第3節 心ゆたかな町の創造計画

1．学校教育

基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようとも、児童生徒が、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動できる「生きる力」を育むために、家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割を自覚し、お互いに理解、協力を深めることができるよう連携を図ります。

また、教育制度の改正や弾力的な運用に配慮しながら教育内容、教育環境の一層の充実を図るとともに、本町の持っている自然、歴史、文化の特性を理解し、郷土への愛着を育みます。

高等教育機関については、地域での教育機会の維持を図るとともに、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。

2 . 各世代教育

多種多様な学習機会を自己に適した手段、方法により自ら選択し、生涯にわたって学習活動ができる総合的な環境づくりを進めます。

また、学習の成果を生かすことができる環境づくりを推進するとともに、生きがいを持って豊かな生活を送れる地域社会づくりに取り組みます。さらに、次代の担い手である青少年が心身ともに健全に育つ環境づくりを進めます。

3 . 芸術・文化・文化財

郷土に根ざした個性ある薫り高い文化の創造と芸術文化活動の活発化や鑑賞機会の充実を図るとともに、郷土の貴重な文化財の保護・保存・継承に努めます。

4 . 図書活動

近年0歳児からの読書普及が必要とされていることから、ブックスタート事業を進めていくとともに、図書室サポーターの育成を図ります。

また、移動図書室や図書室事業をより定着させ、子どもの読書離れ防止に努めます。

5 . スポーツ・レクリエーション

住民がいつでも気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境づくりを進めるとともに、コミュニティスポーツの振興と指導者、団体の育成を図ります。

6 . 国際化・国際交流

国際人としての住民意識の醸成と新たな文化の創造に努め、国際性豊かな人材の育成やさまざまな交流を通じた国際理解を促進するとともに、外国人が暮らしやすい地域づくりを進めるなどの環境づくりを構築し、国際化・国際交流を通じての人づくり・地域づくりを進めます。

7 . 地域間交流

都市との交流や、スポーツや祭りを通じての交流、芸術・文化などに触れる機会を通じての交流など、地域の個性を応じた交流を拡大するとともに、新たな活力を生み出す地域連携・交流を促進し、地域の活性化につなげるために、旧友好町やふるさと会などとの交流を促進し、住民同士がふれあえる機会と町外との交流の充実を図ります。

8 . 地域づくり・定住

住民と行政が相互理解のもとにパートナーシップを築き、安心して暮らせる地域社会を実現するために、協働による地域社会づくりを促進するとともに、地域集会施設に対する支援制度を推進します。

また、定住施策として、まちづくりの愛着や満足感を持てるようなまちづくりを進め、定住人口の拡大を図ります。

9 . 男女共同参画・人権

男女共同参画については、女性が社会のあらゆる分野へ参画し、多様な活動を通じて、個性と能力を発揮することができるよう、男女共同参画の実現に向けた意識の変革を推進し、家庭・職場・地域社会における男女共同参画の促進を図ります。

人権については、人権教育や人権啓発の推進に関する法律に基づいた「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、相談活動の充実や相談体制の整備につとめ、人権擁護の推進を図ります。

10 . 消費者生活

住民が消費にかかわるトラブルに巻き込まれることなく、安心して消費生活を送ることができるように、消費者の知識向上と消費生活の安定を図ります。

第4節 活力ある町の躍動計画

1 . 農業・畜産業

環境と調和しながら安全・安心で質の高い農畜産物を生産するとともに付加価値を高め、新たな国際的・国内的環境に対応できる競争力のある力強い農業と、活力と潤いのある農村づくりを進めます。

また、市場の開拓と流通・販売を促進するとともに、担い手の確保・育成と農地の流動化を図ります。

2 . 林業

森林の持つ多様な機能を維持するため、公益性を重視した森林づくりを推進するとともに、良質な森林の育成と林業経営の安定化に努め、地域の特性を活かした森林の多目的利用を促進します。

3．水産業・漁港

水産資源の持続的な利用と効率的かつ安定的な漁業経営を育成・確保していくために、地域特性にあった資源管理型漁業を推進するとともに、漁業経営の改善に向け支援充実を図ります。

また、漁港としての役割や漁業者の利便性に配慮した苫前漁港の整備を継続するとともに、漁港環境の向上に向け、総合的な海洋ゾーンの振興を図ります。

4．商業・鉱工業

地域の特性を生かし、地域の資源・人材が主体となり、消費者ニーズに応えられる商店街の形成を図るとともに、商工会との連携により、農水産業などの地域資源を活用し、新規事業の取組を促進します。

また、鉱工業においては、地場産業の振興を主体に企業誘致を積極的に進めるとともに、既存企業の育成を促進し、鉱工業の充実・強化を図ります。

5．観光

豊かな自然に恵まれた多様な地域資源を活用するとともに、その観光的価値を高めながら、「食べる、見る、遊ぶ」のほかに「体験する」を加えた、地域性あふれる観光地づくりやイベントの開催を進めます。

また、地域ぐるみで観光客をもてなす心を大切にするホスピタリティ運動（暖かくもてなす心）を推進します。

6．風力発電事業

地球に優しい自然エネルギーとしての風力発電事業を導入した風車のまちとして全国に情報を発信し、普及啓発及び発生電力の有効活用を含めた、環境を重視したまちづくりを促進します。

7．雇用・労働者対策

企業誘致など新規事業の創出と既存企業の活性化を図るとともに、働きやすい魅力ある環境づくりを促進します。

また、季節労働者の通年雇用や若年者の就職を支援し、安定と自立を基本とした雇用対策を促進します。

第5節 土地利用の基本方針

土地は、現在及び将来における住民のために限られた資源であるとともに、生活及び生産へ通じる諸活動の共通基盤という認識のもと、公共の福祉を優先させ自然環境の保全を図り、地域の自然的・社会的・経済的及び文化的条件に配慮し、健康で文化的な生活環境の確保と均衡ある土地の発展に努めることを基本方針として、国土利用苦前計画に基づく適正な土地利用の推進と国土利用計画法など、関係法令の適正な運用を図り、総合的かつ計画的に進める必要があります。

1．農用地域

農用地域については、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法等の適切な運用を図るとともに、農業生産性の向上に直接連動する良質な土づくりを図ります。また、計画的な土地利用と優良農地を確保するため、基盤整備を促進し土地の有効利用を図ります。

2．森林地域

森林は、木材生産物の供給としての経済的機能のみならず、国土の保全・水源かん養等広域的機能を有しており、自然環境における循環型生態系の原点との位置付けのもと、計画的に森林づくりを推進するとともに、その機能の高度化を図るため、森林資源の整備拡充に努めます。

3．市街地地域

市街地については、核家族化の進行等により、今後宅地需要の増大が予想されるため、望ましい居住環境の確保と商店街の形成について十分配慮し、宅地開発に必要な用地の確保を図ります。

工業用地については、農漁村地域としての周辺環境との調和に充分配慮し、工業振興を促進する利便性の高い用地の確保に努めます。

4．観光レクリエーション地域

本町の豊かな自然を生かすなか、観光レクリエーションの特色あるゾーン化を図るとともに、他の観光資源を生かす計画との整合性を図り、施設の適正配置と整備を促進します。

5．保全地域

北海道自然環境等保全条例及び苫前町文化財保護条例により、指定されている地域における緑化等の保全に配慮し整備を図ります。

基本計画

第 1 部

総 論

第1章 基本計画の目的

この計画は、基本構想に掲げる苦前町の将来像の実現に向けた目標や施策の大綱に基づき、あらゆる分野の現状と課題を分析し、計画目標を達成するために必要な施策、事業を明らかにすることを目標とします。

第2章 計画期間及び計画の主要指標

第1節 計画期間

この基本計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5か年間とします。

第2節 計画の主要指標

区 分	単位	平成17年 (A)	平成27年 (B)	伸率(%) B/A	構 成 比 (%)	
					平成17年	平成27年
総 人 口	人	4,202	3,572	15.0	100.0	100.0
年人 年齢 階層 別口	年 少 人 口 (0~14歳)	483	388	19.7	11.5	10.9
	生 産 年 齢 人 口 (15~64歳)	2,338	1,926	17.6	55.6	53.9
	老 齢 人 口 (65歳以上)	1,381	1,258	8.9	32.9	35.2
世 帯 数	世帯		1,633		-	-
一 世 帯 当 人 数	人		2.19		-	-
就 業 人 口 総 数	人	2,084	1,968	5.7	100.0	100.0
産就 業業 人 別口	第 1 次 産 業	807	598	25.9	38.7	30.4
	第 2 次 産 業	353	480	36.0	17.0	24.4
	第 3 次 産 業	924	890	3.7	44.3	45.2
就 業 率	%	49.6	55.1	-	-	-

* 平成17年の数値は、国勢調査の実績値

* 平成27年の数値は、「コーホート法」の「センサス変化率法」及び「トレンド法」により推計

第 2 部

まちづくりを推進するために

第1章 住民参画の推進

現況と課題

少子・高齢化が進行するなかで、子育て・介護・環境保全など、地域にはさまざまな解決すべき問題が存在しています。

このような問題に対しては、これまで全てを行政で対応していくことは限界があり、住民や地域など地域社会の多様な主体と行政とがパートナーシップによる協働のしくみづくりを構築していくことが求められています。

町においては、「自らが行う住民自治」を基本に、真に求められる自治のあるべき姿として「まちづくり基本条例」制定し、より住民が参加しやすい体制づくり努めてきましたが、住民間や地域によって参加意識に差があることから、一層の意識啓発やより参加しやすい環境づくりが求められています。

このことから、引き続き、その推進に向け積極的に取り組みながら、地域住民と知恵を出し合い、情報の共有を図る制度を通じ、特色あるまちづくりを構築する必要があります。

主要方策

1. 自らが行う住民自治の実践

- (1) 子どもから高齢者まで、住民のだれもが自らまちづくりについて考え、議論できる場や機会（まちづくり懇談会・行政施策報告会など）を設け、住民参加のまちづくりを推進します。
- (2) まちづくり基本条例の趣旨を踏まえ、情報の共有（行政の透明性の確保と町の説明責任）と住民参加（自から行動するまちづくりのために）の推進を図ります。
- (3) まちづくりに関する重要な施策の立案にあたっては、意思決定前に広く住民の意見を求め、その意見に対する町の考え方を明確にし、意思決定過程を明らかにします。
- (4) 住民のまちづくりに対する建設的な提案を積極的に町の施策に反映させるため、まちづくり提案箱を設置します。
- (5) 住民に密接に関連する事業やサービスについて、わかりやすく的確な情報提供に努めます。

2. 住民意識の高揚

- (1) 見やすく読みやすい、住民の声を反映した親しみやすい広報紙の編集を行うとともに、町ホームページの掲示板を活用しながら、行政情報を提供します。
- (2) 出前トーク・住民アンケート・広報広聴活動については、住民が必要としているデータ・情報をリアルタイムにお知らせし、また、住民の意見要望の的確な把握に努めます。

3. 地域活動の推進

- (1) 住民と行政が協働してまちづくりを進める仕組みづくりとして、住民の多様な活動に対する支援制度を検討します。

- (2) 住民の自主的な活動を奨励し、地域力の向上に努めます。
- (3) 町内各地域のより良いまちづくりを図るため、駐在員との連携を密にするとともに、地域の諸課題についての相談指導体制のあり方や地域の声を行政に反映させる「地域担当職員配置制度」の充実・強化を図ります。
- (4) 「苫前町ふるさと応援寄附金条例」をさらに推進するため、制度の啓発とともに、サポーターの思いを、まちづくりに反映させる具体的な投資メニューの充実を図ります。

第2章 行政運営の推進

現況と課題

国の構造改革や地方分権、規制緩和、権限移譲などの進展に伴い、自立した行政主体として、一層の政策形成能力の強化や事務事業の効率化などによる自治体経営能力が求められています。

また、社会情勢は大きく変化し、住民の行政に対するニーズが高度化・多様化し、職員は常に新しい情報と専門性の高い知識習得が求められています。

さらに、法令などを遵守することはもちろん、住民から信頼を得られるよう、全体の奉仕者としての自覚のもとに高い倫理性が必要となっています。

このため、住民のニーズに迅速かつ的確に対応できる行政の体制整備を図るとともに、各種研修の充実を図り、政策形成能力やまちづくりへの意欲の高揚など、職員の資質・能力の向上に努めることが求められています。

主要方策

1. 行政運営の機能強化

- (1) 職場内研修や各種研修機関への派遣などを通じて、職員一人ひとりが意欲的な心構えを持ち、先見性を有した政策形成能力を身につけ、法令を遵守しながら事務事業に取り組んでいけるように職員の資質の向上に努めます。
- (2) 親切・便利な行政サービスの推進にあたり、窓口対応では、迅速かつ丁寧な職員の対応を心がけ、住民に対するワンストップサービスを推進します。
- (3) より簡素で効率的・機動的な組織構築をめざし、民間活力の導入や事務事業の見直しなどを進め、職員数の適正化と諸行政課題に迅速かつ着実に対応できる執行体制の確立を図ります。
- (4) 地方分権、権限移譲などにも前向きに取り組み、住民サービスが質的・量的にも向上するように、コンピュータ利用のさらなる高度化を進め、各種事務の適格性・迅速性・効率性を高めます。
- (5) 各種審議会委員の一般公募の周知を図るとともに、女性や若者など幅広い層の参画を進めるなど、住民参加の機会の拡充を進めるとともに、行政運営の透明性の確保を図ります。
- (6) 新たな行政手法を取り入れながら、行政と住民とが一体感を強め、既成概念にとらわれず、将来にわたって足腰の強い行政運営を構築する意識づくりを行うとともに、「キラリと輝き、躍動感あふれるまち苫前町」を目指します。

第3章 広域行政の推進

現況と課題

交通や通信体系が発達し、住民の日常生活圏が拡大しているなか、広域行政の取り組みも地方分権の推進と相まって、大きな時代の流れとなっています。

本町はこれまでも地域政策の課題の解決や社会資本の効果的かつ重点的な整備を推進するために、管内市町村と密接な連携のもとで取り組んでいるとともに、ごみやし尿処理、消防などは近隣市町村との一部事務組合を設置し、広域行政を推進しています。

さらに、火葬場の建設を進めながら、電算システムの共同化など、広域展開の可能性について整備・検討を進めています。

このように市町村の枠を超えた広域的なネットワーク形成や協働の事業運営など、各市町村の特性を生かしながら、機能分担を図った広域行政の果たす役割が重要となっています。

今後もさまざまな分野において、地域主権型社会に向けた効率的で効果的な行政運営や事業推進を図るため、広域行政における推進体制の強化やネットワークを一層推進する必要があります。

主要方策

1. 広域行政機能の充実

(1) 消防、ごみ処理など一部事務組合の効率的な運営を進めます。

2. 地域政策の推進

(1) 社会資本の効果的かつ重点的な整備を推進するため、地域づくり連携会議や総合開発期成会と連携を図り、留萌圏域のあり方や本町の重要課題について、積極的に国や北海道と協議し、地域振興を図ります。

3. 広域連携の推進

(1) 住民サービスの向上や財政のさらなる効率化を図るため、共通課題の解決に向けた新たな広域行政事務の調査、研究を推進します。

(2) 地方分権の進展により、留萌地域の町村が広域的な視点から行政運営の連携を拡大強化する必要があることから、その基盤となる電算システムの共同化に向けた調査・研究を推進します。

第4章 財政運営の健全化

現況と課題

国の行財政改革に伴う地方交付税の減額及び人口の流出や景気の低迷に伴い町税が減収する一方、過去の大型事業に伴う公債費の肥大化により実質公債比率が高く、財政は厳しい状況下にあります。行政に対する多様化・複雑化する住民ニーズに、的確に応えた「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を進める必要があります。

このことから、総合振興計画に基づく諸施策を実現するため、弾力的かつ効果的に対応できる体制の整備・確立を図るとともに、経費の節減・合理化を実施し、長期的展望に立った健全な財政運営を基本として、行政サービスの維持向上に努める必要があります。

主要方策

1. 財政運営の効率化

- (1) 経常的な経費の削減に努めるとともに、前例踏襲にとらわれない新たな発想のもと、常に創意工夫を心がけ、予算の効率的・重点配分を図り、計画的な財政執行による健全な財政運営に努めます。
- (2) 財政健全化の推進にあたり、財源不足解消に向けた歳入の確保と徹底した歳出の削減を行い、住民の理解と協力を得ながら、行財政運営における根本的な体質改善に努めることにより、将来にわたって持続可能な弾力性のある財政構造の確立と財政再建を推進します。

2. 財政運営の安定化

- (1) 収支の均衡を図るため、長期的視野に立ち、具体的な目標値を定めながら健全化に取り組み運営の安定化に努めます。
- (2) 財政健全化の目標（地方債残高の縮減等）を定めて推進するとともに、本町財政の現状を把握することができるよう、情報の共有化も進めます。
- (3) 町税など自主財源の確保や受益者負担の適正化を進めるとともに、事業を進める上で、より有利な補助金や交付金、起債などを選択し、健全な財政バランスを保ちます。
- (4) 義務的・経常的な経費の合理化や適正化を図るため、公共施設や公有地などの適切な維持管理に努めるとともに、必要に応じて効果的な財産の取得や売却を進め、住民のニーズに即した有効活用を図ります。

3. 財政運営の適正化

- (1) 町債の借入を抑制し、地方債残高が適正規模となるよう努めるとともに、低利率な起債への借り換えや繰上げ償還によるさらなる公債負担の軽減を検討します。
また、行政と住民の負担とすべき経費を明確に区分し、行財政運営の適正化に努めます。
- (2) 財政健全化の推進にあたっては、住民サービス水準の維持向上に配慮しつつ、指定管理者制度の実施と合わせて民間への委託等を検討・推進し、行政経費の節減を図ります。
- (3) 行政と住民の本来的な役割分担を考慮し、住民の理解を得ながら受益者負担の適正化を積極的に推進します。
- (4) 新たな自主財源の確保に向けた調査研究を行い、さらなる収入の確保に努めます。

第 3 部

各 論

第1章 住みよい町の快適計画

第1節 道路・交通体系

現況と課題

安全で信頼性の高い道路網の確保は、日常生活や産業活動及び観光面において、重要な役割を果たしています。

本町の道路網は、国道2路線のほか、道道8路線、町道241路線で形成されています。舗装の状況は、国道が100%、道道が80.1%の舗装率で、年々交通量は増加の傾向にあり、交通状況にあった整備が求められています。

また、町道の舗装率は53.5%と低い状況で引き続き整備が必要であり、舗装済みの路線においても老朽化や改良厚不足の道路では、今後も適時の維持補修と2次改築が必要です。

橋梁については、長寿命化を図るための点検を行い、健全度の把握を行うとともに、最も効率的な修繕を計画的に実施することが求められています。

また、道路は歩行者にとって安全で快適な空間であることが大切であり、文化性を富み、だれもがやさしく親しみが持て、美しい景観をもたらす快適な道づくりが求められています。

一方、冬期間の積雪時における道路交通として、児童生徒や高齢者、障がい者などが安全で安心して通行できるよう、迅速できめ細かな除排雪が求められています。

さらに、公共交通機関である生活交通路線バスは、通勤や通学など日常生活において大きな役割を担っており、今後も引き続き、利便性の維持・向上が求められています。

基本方針と施策の概要

1. 道路網の整備

広域道路体系の整備

- (1) 高規格幹線道路「深川・留萌自動車道」の早期完成について、国に要望します。
- (2) 国道2路線の拡幅、歩道整備、橋梁架換などの整備などについて、国に要望します。
- (3) 道道苫前小平線の早期整備に向け、北海道に要望します。

町道の整備

- (1) 国道・道道など、広域的な道路へのアクセスを考慮するとともに、地域間の交流や生活の利便性を重視した町道の整備を進めます。
- (2) 町道の改良・舗装率を高めるとともに、緊急性・必要性・公益性を考慮した路線の整備を行い、交通ネットワークの形成を図ります。
- (3) 橋梁長寿命化修繕計画を策定し、道路橋の予防的な修繕及び計画的な架替を行い、道路網の安全性・信頼性を確保します。

農道・林道の整備

- (1) 農道・林道については、農林業関係計画との整合性を保ち、整備促進を図ります。また、ふるさと緊急農道などの整備についても計画的に進め、生産物流通の機能向上を図ります。

快適な道路環境の整備

- (1) 歩道の整備や段差の解消、交通安全施設や案内標識の充実など、ユニバーサルデザインに基づいた道路整備を推進するとともに、人にやさしい道づくりを進めます。
- (2) 道路緑化、花いっぱい運動など、住民参加による道路の環境美化を推進します。
- (3) シーニックバイウェイ北海道（地域住民等と行政が協働し、美しい景観づくりや食による観光振興づくりを实践する一つの手法）に伴う「萌える天北オロロンルート」の認定などに向けた取り組みや実践活動に対し、積極的に支援します。

除排雪体制の確立

- (1) 冬期間における児童生徒の通学や住民の通勤などに支障のないよう、迅速かつきめ細かな除排雪を進め、住民が安全で安心して利用できる道路交通の確保を図ります。
- (2) 地吹雪や圧雪アイスバーン、ブラックアイスバーンなど、本町特有の道路状況に対し、安全で迅速な対応に努めます。
- (3) 冬の快適な道路環境の維持・向上を図るため、ボランティアを含め、地域において自発的な相互扶助の精神に立った除排雪活動の意識高揚を図ります。
- (4) 古丹別地区流雪溝利用者の高齢化や、空き家に伴う除雪作業の増加など、供用開始の年数を経過するごとに、多くの課題があることから、沿線利用者による流雪溝管理運営協議会と連携し、その解決に努めます。

2. 交通体系の整備

交通体系の確保

- (1) 住民の生活交通網を維持するため、関係機関との連携のもとに路線の確保やバス待合所の維持管理など、利便性の確保を図っていきます。
- (2) 高齢化の進展や社会構造の変化など、将来需要に対応した利便性の高い定期的な町内循環バス（コミュニティバスやデマンドバス、或いは、福祉バスの導入、さらには、スクールバスの活用など）の運行に向けて検討します。

* コミュニティバス = 自治体や地域共同体が、住民の移動手段を確保するために運行するバス

* デマンドバス = バスの運行を管理する者に対し、利用者が通信手段（電話・ファックス・インターネットなど）により、利用申込み手続きを行うと、バスに情報が伝えられ、希望する停留所まで迂回し、希望する乗降点（バス停、若しくは拠点施設）経由で運行するバス

主な施策

道路整備の促進

- (1) 国道・道道・町道などの整備促進と維持管理の充実
- (2) 橋梁長寿命化修繕計画の策定に伴う路網の安全性・信頼性の確保

快適な道路環境の整備

- (1) 地域のボランティアによる「冬の快適な歩行空間の創出（ボランティア・サポートプログラム）」への支援
- (2) 住民参加による道路の環境美化とユニバーサルデザインに基づく道路整備の推進
- (3) シーニックバイウェイ北海道に伴う「萌える天北オロロンルート」の認定などに向けた取り組みへの支援

除排雪体制の確立

- (1) 冬期間における除排雪体制の確立
- (2) 道路状況に応じた安全で迅速な対応
- (3) 流雪溝管理運営協議会との連携による古丹別地区流雪溝の適正管理

交通体系の確保

- (1) 路線バスの維持・確保とバス待合所の維持管理の向上
- (2) 定期的な町内循環バスの運行に向けての検討

道路の現況

(単位：m、%)

区分	路線名	実延長	改良済		舗装率		橋りょう		
			延長	改良率	延長	舗装率	永久橋	木橋	計
国道	一般国道232号線	16,376	16,376	100.0	16,376	100.0	10	-	10
	" 239号線	45,976	45,976	100.0	45,976	100.0	27	-	27
	小計(2路線)	62,352	62,352	100.0	62,352	100.0	37	-	37
道道	苫前小平線	18,734	17,386	92.8	17,386	92.8	13	-	13
	羽幌原野古丹別停車場線	7,613	7,613	100.0	7,613	100.0	4	-	4
	苫前停車場線	550	550	100.0	550	100.0	-	-	-
	苫前港線	750	750	100.0	750	100.0	-	-	-
	霧立小平線	5,800	5,800	100.0	5,800	100.0	3	-	3
	上遠別霧立線	1,890	1,890	100.0	59	3.1	-	-	-
	力昼九重線	8,119	2,398	29.5	2,820	34.7	-	-	-
	小川古丹別線	9,120	8,720	95.6	7,118	78.0	2	-	2
小計(8路線)	52,576	45,107	85.8	42,096	80.1	22	-	22	
町道	1級(17路線)	26,479	19,529	73.8	19,698	74.4	9	-	9
	2級(24路線)	40,574	23,134	57.0	25,311	62.4	14	-	14
	その他(200路線)	147,402	84,464	57.3	69,673	47.3	30	-	30
	小計(241路線)	214,455	127,127	59.3	114,682	53.5	53	-	53
合計(251路線)	329,383	234,586	71.2	219,130	66.5	112	-	112	

(平成22年3月31日現在)

町道除雪延長

区 分	路線延長	内除雪路線	除雪率
平成19年度	213.6 km	95.4 km	44.7%
平成20年度	213.5 km	95.1 km	44.5%
平成21年度	214.4 km	94.7 km	44.2%

(町建設課資料)

第2節 簡易水道

現 況 と 課 題

安心かつ安全な水の安定供給のため、水源の確保や水道施設の適正な維持管理に努めてきたところであり、また、地震や災害時に安定した水の供給を確保するため、老朽管の計画的な更新を実施し、有収率の向上や経営の健全化に努めてきたところでもあります。

今後は、浄水場の老朽化に伴う計画的な施設整備を図りながら、効率性の良い水づくりとランニングコストの削減を図りながら、引き続き、老朽管の計画的な更新を行い、有収率の向上に努める必要があります。

基本方針と施策の概要

安定した水資源の確保

- (1) 水源地域の水質保全を図るとともに、水道施設の整備を計画的に進め安全で良質な水道水の安定供給を図ります。
- (2) 管路情報のデータ化などを進め、老朽化した配水管の敷設替えや計画的な仕切弁の設置などにより、災害に強い漏水対策を図ります。

水道事業の健全な運営

- (1) 住民生活の基幹的施設としての水道事業を長期的な視野に立って見通し、効率的な施設整備と適正管理、水道料金の適正化に努め、経常収支の均衡を図りながら、健全な事業経営を維持します。
- (2) 水源の保護と水資源の効率的利用を進めるため、広報活動などにより住民の節水意識の高揚を図ります。

主 な 施 策

安定した水資源の確保

- (1) 安全で良質な水道水の安定供給
- (2) 計画的な水道施設の整備促進と効率的な維持管理の推進

水道事業の健全な運営

- (1) 健全な事業経営の維持・推進
- (2) 節水対策の推進

水道の状況

施設名	項目	給水区域人口	計画給水人口	現在給水人口	普及率(%)	
		A(人)	B(人)	C(人)	C/A	C/B
		3,693	4,300	3,642	98.62	84.70
苫前町簡易水道	項目	年間総給水量		1日平均給水量	1人1日平均給水量	
		370,393m ³		1,015m ³	278ℓ	
	項目	1日最大給水量		1人1日最大給水量	1人最大計画給水量	
		1,357m ³		372ℓ	465m ³	

(平成22年3月31日現在)

第3節 下水道

現況と課題

苫前地区市街地は平成17年に供用開始し、また、古丹別地区市街地においては、平成20年に一部供用を開始するなど、污水管整備を中心に下水道事業を推進してきました。

平成21年4月現在、下水道事業達成率は58.5%、水洗化率は43.3%に達しており、住民の生活に欠かせないライフラインとなっているだけでなく、家庭からの汚水を洗浄し、良質な水質で河川や海に放流しており、公共水域の水質保全に寄与しています。

このほか、下水道処理区域外の生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、個人設置型浄化槽による生活排水処理の整備を推進する必要があります。

今後は、さらなる下水道の普及や水洗化率の向上に努めるとともに、放流水の水質を安定的・永続的に確保するため、整備済み施設の損傷や劣化等の状況を踏まえながら、それを将来にわたって把握することによる費用対効果の高い維持管理が必要となってきます。

基本方針と施策の概要

下水道の整備促進

- (1) 事業計画に基づき、古丹別地区における污水管渠工事と供用開始区域に対応できる規模の処理場増設を実施するとともに、効率的な施設整備と適正管理に努め、衛生的で住みよい生活環境の整備を図ります。

下水道事業の健全な運営

- (1) 下水道事業の安定化のため、未接続世帯へ生活衛生環境の向上に向けた理解と、普及啓発に努めるとともに、受益者負担支援制度の充実を図ります。
- (2) 下水道使用料金の適正化を図り、下水道事業の健全化に努めます。

主な施策

下水道の整備促進

- (1) 計画的な下水道施設の整備促進と効率的な維持管理の推進
- (2) 下水道処理区域外における生活排水処理整備の推進

下水道事業の健全な運営

- (1) 下水道の加入促進を図るための普及啓発と受益者負担支援制度の充実
- (2) 下水道使用料金の適正化と健全な事業経営の維持・推進

公共下水道の状況

区分	全体計画	認可区域(苫前地区)	認可区域(古丹別地区)
施工年度	H10～H27	H10～H27	H19～H27
計画区域面積	131ha	74ha	57ha(43ha)
計画処理人口	2,630人 (他、観光人口5,540人)	1,350人 (他、観光人口5,540人)	1,280人(990人)
排除方式	分流式	分流式	分流式
管渠延長(汚水)	34,204m	19,714m	14,490m (10,900m)
マンホールポンプ場	9箇所(18台)	7箇所(14台)	2箇所(4台) (2箇所(4大))
処理場	処理方式	嫌気好気ろ床法	触媒酸化法
	計画能力	晴天時日最大870m ³ /日	晴天時日最大870m ³ /日 (晴天時日最大330m ³ /日)
	敷地面積	85アール	30.8アール (24.8アール)

(平成22年3月31日現在)

* 上記「認可区域(古丹別地区)」のカッコ書きについては、認可数値である。

第4節 住宅・宅地

現況と課題

生活水準の向上や生活意識の変化に伴って、人々の生活様式も多様化・高度化してきており、住宅の質や機能、周辺環境に配慮したゆとりある快適な住環境へのニーズが高まっています。

公営住宅は、耐用年数を経過している団地もあり、良好な居住環境を維持するため、適切な建替や改修が必要となっています。

住宅環境の整備においては、子育て世代にも配慮した市街地における未利用地の活用など、地域の課題に対応した多様な住宅・宅地施策が必要となっています。

さらに、地震などの災害に強い住宅の整備を促進するとともに、街並み景観の向上や高齢者・障がい者に配慮したバリアフリーなど、快適に暮らすことができる住宅環境の

質の向上が求められているほか、空き家・廃屋についての対策を講じることが重要となっています。

基本方針と施策の概要

住宅及び宅地の確保・造成

- (1) 民間賃貸住宅の建設促進や宅地分譲などによる安定的な住宅環境の整備を誘導するとともに、少子・高齢化、地震災害などに対応した住宅の建設促進と良質な居住環境の形成を図ります。
- (2) 多様な住民ニーズに対応した住宅の確保を、官民連携のもとに行います。

若者定住化の促進

- (1) 快適で良質な住環境の整備や定住促進を図るため、引き続き支援制度推進します。

公営住宅の改修及び再配置

- (1) 公営住宅の老朽化による改修等がさらに必要となってきましたが、少子・高齢化及び人口推計を的確に把握し、空き家対策を含めながら、計画的な建替や住宅の改善などを進めるとともに、再配置計画も視野に入れ対応を図ります。

高齢化などに対応した住まいづくりの推進

- (1) 高齢者や障がい者に配慮し、地震災害などに強い住宅の建設や改修、北国にふさわしい住宅建設の情報提供や指導を通じた良好な住まいづくりを推進します。

ユニバーサルデザインの推進

- (1) 道路や公共施設など、多くの人が集まる施設は、バリアフリー化を促進し、だれでもが使いやすい施設となるよう、より良い住環境の形成を目指します。

空き家・廃屋の対策

- (1) 移住希望者の要望に応えるとともに、町内における空き家の有効活用や適正管理を通じて、移住・定住促進による地域活性化を図るために、空き家情報等を提供します。
- (2) 街並み景観の向上を踏まえ、廃屋撤去は所有者個人の責任ですが、行政として対応が可能な課題から取り組みます。

主な施策

若者定住化の促進

- (1) 定住促進に向けた「住宅リフォーム促進助成事業」の推進

公営住宅の改修及び再配置

- (1) 公営住宅の設備老朽化に対応した計画的な整備促進と効率的な維持管理の推進
- (2) 公営住宅下水道接続事業の推進

高齢化などに対応した住まいづくりの推進

- (1) 高齢者や障がい者に配慮した良好な住まいづくりの推進

空き家・廃屋の対策

- (1) 空き家情報の積極的な提供
- (2) 廃屋対策の推進

住宅の状況

(単位：世帯)

持家	公営住宅	貸家アパート	給与住宅	間借	寄宿その他	計
1,168	307	57	107	11	5	1,655

(平成17年国勢調査)

町営住宅の状況

(単位：戸)

区分	種類	苫前	古丹別	計
公営住宅	一般世帯向け	102	128	230
	高齢者向け	14	10	24
特定公共 賃貸住宅	中堅所得者向け	4	0	4
	単身勤労者向け	30	4	34
道営住宅		36	0	36
計		186	142	328

(平成22年3月31日現在)

第5節 環境衛生

現況と課題

地球の温暖化、オゾンの層の破壊などの環境問題は、都市化の進展や生活様式の変化などを背景とした、住民の日常生活や事業活動全般に起因しているといわれています。

こうした問題に適切に対応し、豊かな自然を次世代に引継ぎ、安全で健康的な暮らしを守るためには、環境の保全のみならず、社会経済システムのあり方や個々のライフスタイルを見直し、自然を保全するための施策を積極的に展開する必要があります。

また、大量生産・大量消費社会を背景として、ごみが大量に排出されていますが、資源の保護や地球環境の保全の観点に立ち、従来の収集・運搬・処理・処分というごみ排出後の事後的対応から、ごみの排出抑制とリサイクルを中心とした、資源循環型社会への展開を図ることが求められています。

さらに、産業活動にともない、排出される産業廃棄物は地域経済活動などにより、今後ますます増大することが予想されるため、これら廃棄物の適正処理が必要となっています。

羽幌町外 2 町村衛生施設組合で処理しているし尿処理施設については、老朽化が進んでいることから、今後の対応方策を検討するとともに、効率的な運営を進めます。

このほか、下水道処理区域外の生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、個人設置型浄化槽による生活排水処理の整備を推進する必要があります。

設備を含めた火葬場の老朽化が進んでいることから、火葬業務の広域化に向けた整備促進に努める必要があります。

基本方針と施策の概要

ごみの収集・処理の充実

- (1) 住民、事業者、行政が一体となって、ごみの適正処理を進めるため、広報紙などによるごみ減量化など意識啓発を図ります。
- (2) ごみの分別収集を徹底し、各種団体などによる資源ごみの回収など、ごみ資源化を総合的に推進します。
- (3) 羽幌町外 2 町村衛生施設組合での広域連携のもとで、適正かつ効率的な運営など、処理リサイクルの維持・充実に努めます。

し尿・処理の充実

- (1) し尿汲み取り収集業務の民間委託を継続し、羽幌町外 2 町村衛生施設組合によるし尿処理体制の充実に努めます。
- (2) 羽幌町外 2 町村衛生施設組合で処理をしているし尿処理施設が経年劣化により更新時期にきていることから、スクラムミックス事業（污水处理施設共同整備事業）の認可を取得すべく関係町村と事務を進めます。
- (3) 公共下水道整備区域外の地域での個人設置型浄化槽設置事業を継続し、計画的な整備事業の推進を図り、自然環境を守り河川や海の水質保全を図っていきます。

環境衛生保全の推進

- (1) 道路や河川、山林などへのごみの不法投棄を防止するため、看板の設置を行い意識啓発を図ります。
- (2) ごみのリサイクルや廃棄物の適正処理など、無駄をなくし自然体系に優しい循環型社会の形成を促進します。
- (3) 住民が快適な生活を送ることができるよう、企業や住民の協力を得て公害の未然防止と発生源対策を推進するとともに、関係機関と連携しながら公害防止対策を進めます。
- (4) 町内会などによる環境美化や花壇の設置などの支援策を検討するとともに、清潔な美しいまちづくりを進めます。

産業廃棄物の適正処理

- (1) 産業廃棄物の適正処理を進めるため、排出業者・処理業者などに対し廃棄物に関する情報を提供するとともに、指導・監視体制の充実などについて、国や道に要請します。

火葬業務の広域化に向けての推進

- (1) 苫前町をはじめ羽幌町及び初山別村の火葬場は、建物本体や設備の老朽化が著しく更新の時期を迎えていることから、3町村による火葬業務の広域処理に向けた施設整備を推進します。

主 な 施 策

ごみの減量化の実践

- (1) ごみ減量化の推進と処理体制の充実
- (2) ごみ減量化と資源リサイクルに対する意識高揚を図るための環境教育の実践

し尿・処理の充実

- (1) し尿処理体制の充実
- (2) スクラムミックス事業の認可に向けた関係町村との連携強化
- (3) 公共下水道整備区域外の地域における個人設置型浄化槽設置事業の推進

環境衛生保全の推進

- (1) 不法投棄の防止
- (2) 公害のないまちづくりの推進
- (3) 循環型社会の形成に向けた環境基本計画の策定と環境保全条例の制定に向けた検討

産業廃棄物の適正処理の実践

- (1) 国や道と連携した産業廃棄物の適正処理の推進

火葬業務の広域化に向けての推進

- (1) 苫前町をはじめ羽幌町及び初山別村の3町村による火葬業務の広域処理に向けた施設整備の推進

ごみ・し尿の処理状況

区 分	ご み	し 尿
処理計画人口	3,658人	3,658人
処 理 人 口	3,658人	2,904人
年間総収集量	829t	2,382kl

(平成22年3月31日現在)

第6節 環境緑化・公園

現 況 と 課 題

公園の緑地は、住民の憩いやスポーツ・レクリエーションの場としてだけでなく、二酸化炭素の削減による温暖化防止、さらには、コミュニティや防災対策上の機能としても重要な役割を果たしています。

そのため、だれでも利用しやすく親しみが持てる公園とするため、計画的な配置と住民との協働による適切な維持管理が大切であり、公園のプランづくりや整備などには、利用者としての住民が参画する仕組みづくりが必要です。

また、市街地における公園や広場の整備のほか、大気の浄化機能や美しい町の景観づくりのためにも、街路樹や防風林・自然緑地などの保全を図り、緑を活用した景観形成や街並みづくりに努める必要があります。

基本方針と施策の概要

環境緑化の推進

- (1) 住宅地や生活道路、公共施設周辺などを中心に、樹木や花木の植栽を進め、花と緑のまちづくりを進めます。
- (2) 道路・河川・学校など公共公益施設の計画的な緑化を推進するとともに、公園緑地の適正配置の促進を図ります。

うるおいのある公園の整備と活用

- (1) 子どもから高齢者まで利用できる住民の身近な広場として、また、災害時の緊急避難場所として、多機能な役割を果たす各種公園の整備を、住民参加を基本として計画的に進めます。
- (2) 公園機能を一層充実させ、住民の緑化意識の高揚や緑化活動の支援を進めるため、地域コミュニティを活用したアダプトプログラムによる維持管理(町と地域住民との間で、無償を基本とした委託業務協定の締結)やランドワーク方式(協働により、ひとつのものを造り上げるなど)による施設整備の実施を図ります。
- (3) 自然や緑を充分に取り込み、豊かでうるおいのある公園づくりを進めるとともに、体験学習や環境教育の場としての活用を推進します。

主な施策

環境緑化の推進

- (1) 公共施設周辺部における植樹祭の実施
- (2) 市街地におけるフラワースマイル事業(花いっぱい運動)の推進
- (3) 公共公益施設の計画的な緑化と、公園緑地の適正配置の促進

うるおいのある公園の整備と活用

- (1) 住民参加を基本とした各種公園整備の推進と機能充実
- (2) 地域コミュニティを活用したアダプトプログラムによる維持管理とランドワーク方式による施設整備の実践
- (3) 古丹別水辺の楽校などを活用した体験学習や環境教育の推進

第7節 交通安全・防犯

現況と課題

交通安全については、道内では、交通事故件数・死傷者数がともに依然として多く、交通事故の特徴を踏まえた効果的な交通安全対策の確立が求められています。

このため、関係機関や団体、職場、学校などと連携しながら、住民一人ひとりに交通安全思想を普及するとともに、交通安全教育の充実を図り、総合的かつ計画的な交通安全対策に取り組む必要があります。

防犯については、最近の犯罪は、巧妙かつ凶悪化しているとともに、子どもや女性、高齢者などが被害者となるケースが増加しています。

一方、地域社会の連帯意識が希薄化してきており、犯罪の防止機能が低下しています。このため、本町においても自主的な防犯や安全管理に対する意識の醸成を図り、身近な犯罪や少年非行など、地域安全活動の充実を図ることが求められています。

基本方針と施策の概要

総合的な交通安全対策の推進

- (1) 各種イベントなどの開催により、交通安全対策の推進を図るとともに子どもから高齢者まで、生涯にわたる交通安全教育を推進します。
- (2) 正しい交通ルールとマナーの実践を習慣化するため、関係機関や団体などと連携し、交通安全運動を継続的に展開します。
- (3) 交通安全街頭指導への積極的な参加を促進します。
- (4) 交通事故に関する調査分析を行うとともに、交通事故多発地点を中心に、交差点改良、歩道の設置や信号機の増設、防護策などの交通安全施設の充実を図ります。
- (5) 子供たちや高齢者、或いは車椅子利用者などが安全に通行できる交通環境の整備を重点的に進めます。

犯罪のない社会づくりの推進

- (1) 地域や警察など関係機関、団体との連携強化を推進し、防犯体制の充実を図るとともに、地域の環境浄化を促進します。
- (2) 暴力追放運動を展開するとともに、暴力などに対する相談体制の強化を図ります。
- (3) 各種会議、広報紙、学校などにおいて犯罪情報の提供を随時行います。
- (4) 夜間における住民生活の安全を確保するため、町内会と連携して防犯灯の適正配置と老朽化に伴う更新を進めます。

主な施策

総合的な交通安全対策の推進

- (1) 交通安全思想の普及啓発
- (2) 交通安全組織や安全指導体制の強化・充実

(3) 交通安全施設と交通環境の整備・充実

犯罪のない社会づくりの推進

- (1) 防犯体制の充実
- (2) 地域防犯活動及び啓発活動の推進
- (3) 防犯灯の適正配置と老朽化に伴う更新

交通事故発生状況

区分	発生状況(件)	死者(人)	傷者(人)	備考
平成17年	10	0	12	
平成18年	10	0	12	
平成19年	4	1	5	
平成20年	6	0	6	
平成21年	3	1	2	

(町総務財政課資料)

第8節 消防

現況と課題

近年の災害は、地球温暖化や都市化の進展などにより、複雑化する傾向を示しているとともに、高齢化の進行などにより、救急業務が増加するなど、多様な対応を迫られています。

地域住民の安全確保を図るためには、迅速かつ適切な消防活動の充実とともに、災害から身を守るため、一人ひとりの防災意識の啓発が求められています。

本町は、6町村で構成される北留萌消防組合による広域体制のなかで、消防設備や訓練活動の充実に努めていますが、若年層を中心とした団員不足が生じつつあることから、今後とも団員の確保に努めていくことが必要となっています。

また、防火査察や広報などの活動を通じて、住民の防火意識の向上と防火知識の普及にも努めていますが、今後もさらに、火災を起こさないよう意識高揚を図っていくことが重要です。

救急業務については、交通事故や労働災害、高齢化に伴う急病などによる出動が増加傾向にあることから、救急措置の拡大や救急救命士の育成など、業務の高度化が求められています。

このため、高度な知識習得のための訓練を実施するとともに、救急救命士の養成や計画的な救急設備の整備拡充など、救急体制の一層の充実を図っていくことが重要です。

基本方針と施策の概要

消防体制の充実

- (1) 消防の広域化の推進を図り、効率の良い消防行政を進めます。
- (2) 消防救急無線のデジタル化に向けた検討を進めるとともに、消防力などの強化と効率化を図ります。

- (3) 各種消防車両、機材、通信施設、消防水利施設などの整備・更新を進めます。
- (4) 消防職員・団員の技術向上訓練などを強化するとともに、消防団員確保に努め、消防団組織の見直しを含めた体制強化を図ります。
- (5) 地域ぐるみの防火・防災意識の高揚を図るとともに、住宅用火災警報器の設置を推進し、住宅火災による死傷者減少に努めます。

救急体制の充実

- (1) 救急施設・設備の充実や救急隊員の育成並びに教育訓練などの充実を図ります。
- (2) A E D (自動体外式除細動器) などを取り入れた救急手当に関する講習会を通じて、住民に正しい知識と技術の普及を図ります。

主 な 施 策

消防体制の充実

- (1) 消防救急無線のデジタル化を含めた消防施設や設備の整備充実
- (2) 消防団員の確保を含めた消防団組織の見直しと体制強化
- (3) 住宅用火災警報器の推進
- (4) 防火活動及び啓発活動の推進

救急体制の充実

- (1) 救急救命士の養成と救急体制の整備充実
- (2) 住民を対象とした救急手当講習会の推進

火災発生状況

区 分	出火件数	(死) 傷者	罹災世帯	焼失棟数	損 害 額
平成 1 7 年度	2 件	0 人	0 世帯	1 棟	2 4 5 千円
平成 1 8 年度	2	0	2	3	3 , 1 4 5
平成 1 9 年度	5	0	1	2	2 , 5 7 4
平成 2 0 年度	5	0	0	0	1 8 , 2 5 4
平成 2 1 年度	2	0	0	0	4 7 4

(北留萌消防組合資料)

消防組織及び装備

本 部	北留萌消防組合（昭和48年4月1日設立） 苫前町消防団（団長1名・副団長2名）								
施 設	ポンプ車	タンク車	小型動力 ポンプ	小型動力 ポンプ 付積載車	救急車	連絡車	無線施設	防火水槽	消火栓
苫前本団 （3名）									
苫前支署 （4名）		3,000ℓ 1				1	基地1	35	13
苫前分団 （35名）		10,000ℓ 1	2	1			移動4		
力昼分団 （11名）			1	1			移動1		
古丹別支署 （10名）		10,000ℓ 1 3,000ℓ 1			1	1	基地1	14	16
古丹別分団 （37名）	1		1				移動5		
支署職員 （14名）							基地2		
消防団員 （86名）	1	4	4	2	1	2	移動10	49	29

北留萌消防組合（平成22年3月31日現在）

第9節 防災

現況と課題

本町では、地震・火災・水害などの災害対策として、「苫前町地域防災計画」を策定し、広域的な防災体制の確立に努めています。

また、万一の武力攻撃や大規模テロなどの際に、住民に対し迅速に警報の伝達と避難誘導を行うことを目的に、平成16年に国民保護法が施行されたことに伴い、「苫前町国民保護計画」を策定しました。

大規模災害などが発生した場合には、行政の及ぶ範囲には限界があり、地域での住民の自主的な活動が重要となることから、日ごろから住民の防災意識の醸成に努め、相互の協力体制を構築しておくなどの備えが必要です。

このため、災害時に迅速に対応できる危機管理体制の強化と災害に備えた情報網の整備、防災用資機材などの確保、さらには防災訓練の実施など、常に災害に備えて万全を期す必要があります。

基本方針と施策の概要

災害に強い基盤整備

- (1) 長期的視点に立った公共施設、水道などの施設の整備に取り組みます
- (2) 災害時に対応できる避難場所の確保と整備を進めます。
- (3) 災害発生時には、迅速かつ的確な応急対策を行うとともに、被害を受けた各種施設等については、災害復旧事業等により早期復旧に努めます。
- (4) 耐震改修促進法（多くの方が利用する一定規模以上の公共建築物は、耐震化の状況を公表し、計画期間における耐震化促進に向けた取り組み）に基づく市町村計画の策定が求められていることから、町内全域の公共建築物の地震災害に対応すべく耐震改修促進計画を策定し、公共施設の改修等を検討します。

地域防災体制の充実

- (1) 住民が災害から身を守り迅速な対応ができるよう、防災意識の普及・啓発を図るとともに、避難場所の周知を図り、避難誘導體制の充実に努めます。また、民生委員、地域住民、福祉施設などと連携して要援護者への対応を図ります。
- (2) 非常用食糧や生活物資などの備蓄品目の充実に努めるとともに、住民に迅速に提供できる体制の強化を進めます。
- (3) 関係機関や各種民間団体と連携し、災害発生時における救助及び医療など、総合的な応急対策を強化するとともに、不足物資の調達体制の強化を進めます。
- (4) 地域における防災訓練の実施により、住民の災害への備えを促進します。
- (5) 近隣市町村との広域連携強化を図るなど、市町村の枠を越えた災害への対応を進めます。
- (6) 万一の武力攻撃、大規模テロなどの際に「国民保護法」及び「苫前町国民保護計画」に基づき、住民に迅速に警報の伝達と避難誘導を行い、住民の安全を守ります。

主な施策

災害に強い基盤整備

- (1) 災害に強い公共施設や社会基盤整備の推進と災害復旧時における早期復旧
- (2) 防災行政無線の整備
- (3) 災害時に対応した避難場所の確保と整備
- (4) 苫前町耐震改修促進計画の策定

地域防災体制の充実

- (1) 防災訓練や防災意識の高騰と啓発
- (2) 災害情報の共有化と住民への適切な提供を図ることを目的とした情報・通信システムの整備

第10節 国土保全・治水・治山

現況と課題

近年、数年に一度の割合で洪水による大きな被害が発生しているほか、山地・山ろくにおいては地すべりやがけ崩れなどの土砂災害、さらには、海岸線において越波や高潮、浸食などの被害を受けているところであり、水害・土砂災害や海岸の浸食などから、人命・財産を守るとともに、交通・電気などのライフラインを確保するなど、地域の安全を図る必要があります。

このため、河川などの計画的な整備を進めるとともに、土砂災害の防止対策、雪崩対策や海岸の保全対策の推進が求められています。

また、森林の持つ公益性機能をより高度に発揮させ、山地災害から住民の生命財産等を保全するとともに、水資源の安定的な確保など、安全で快適な国土基盤を形成するため、今後とも自然生態系に配慮した治山事業等の推進が求められています。

基本方針と施策の概要

国土保全事業の推進

- (1) 河川の氾濫を防止し、排水機能を高めるため、護岸工事や流路変更等河川改修を推進するとともに、生態系の保持や共生を図りながら、環境保全を推進します。
- (2) 土砂災害から人命や財産を守るために、砂防施設の設置や地すべり対策、急傾斜地崩壊対策、予防治山事業、復旧治山事業などの事業を実施するとともに、雪崩による災害から人命を守るために、雪崩予防柵や防護擁壁の設置などの雪崩対策事業の促進を図ります。
- (3) 海岸浸食や高潮の著しい海岸については、防護施設の設置などの浸食・高潮対策を講じます。

主な施策

国土保全に向けた整備

- (1) 古丹別川などの河川・砂防施設の整備促進
- (2) 治山事業の整備促進
- (3) 治水事業の整備促進
- (4) 海岸浸食対策の促進
- (5) 生態系の保持や共生を図る魚道整備の促進

第11節 地域情報化・通信網

現況と課題

当町では、テレビ難視聴地域（５地区）と連携を図りながら、難視聴の解消に努めてきたところではありますが、平成２３年７月にデジタル放送への完全移行を受け、デジタル放送へ円滑に移行できる施設整備の構築、さらには、新たな難視聴地域に対応した、その対策も求められています。

近年の情報通信技術の進歩により、携帯電話やインターネットが普及し、データ通信手段や災害・緊急時の通信手段として、住民の生活に必要なものとなっています。平成２１年４月現在、九重地区と三渓地区を除く町内全域に、携帯電話サービスが提供されており、また、市街地においてもＡＤＳＬ回線サービスが提供されていますが、山間部や居住世帯の少ない地域では、企業の採算性や交換局からの距離等の問題があり、サービスエリアの拡大は厳しい状況となっています。

また、本町は海岸線と各河川沿いに集落が分散し形成されていることから、災害時や緊急時の連絡などに、効果が発揮される防災行政用無線施設の整備が求められています。

さらには、情報化の進展に伴い、行政の情報化による住民サービスの向上や過疎地域のニーズに対応した情報通信基盤を整備するとともに、医療・教育等公共サービスの確保（遠隔医療等）、高齢者の安否確認・生活情報伝達サービスの提供、場所にとらわれない就業や起業を可能とする取組（テレワーク等）、ＩＣＴを活用した特産品の販売といった情報通信基盤の利活用や、地域がその実情に応じた形でＩＣＴを最大限に利活用していけるような取り組みも求められています。

基本方針と施策の概要

情報通信基盤の整備

- (１) 携帯電話・テレビなどの情報環境の地域間格差の是正を促進します。
- (２) 町内の大部分で高速インターネットが利用できる環境が整いましたがさらに民間事業者の誘致による全町的な情報通信基盤の整備に向けて取り組みます。
- (３) 学校教育の情報化の一層の充実を図るとともに、住民を対象に情報リテラシーに対応した学習機会の提供に努めます。

情報通信技術の活用

- (１) 住民が望む場所で必要な情報を入手することができる「ユビキタスネットワーク（いつでも どこでも 何でも だれでもがネットワークにつながることにより、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会）」の構築に向けて検討します。
- (２) 保健福祉情報、防災情報等あらゆる行政情報の提供をめざし、情報総共有化による「ネットワークコミュニティ（インターネットを中心とする情報通信技術を積極的に活用し、新しい文化やビジネスを創出する地域情報化の推進手法）」の形成と行政への住民参加を図ります。
- (３) 情報化による地場産業の構造転換に対する支援について検討するとともに、ＩＣＴを活用した新たな産業の育成支援について検討します。

行政事務の情報化の推進

- (１) 行政情報システムの充実を図り、事務の効率化や窓口サービスの向上を進めます。
- (２) 行政情報セキュリティを確保するとともに、個人情報やプライバシーの保護に努めます。

- (3) 行政システムの保守管理に多額の費用がかかる現状から、近隣自治体と広域連携による共同化を推進します。
- (4) 既存の情報処理システムやホームページを活用し、オンライン手続きの開始、行政相談の受付等、住民サービスの向上を図ります。

主な施策

情報通信基盤の整備

- (1) 携帯電話・テレビなどの情報環境の地域間格差の是正
- (2) 高速・超高速インターネット事業者の誘致
- (3) 情報化に対応した学習機会の提供

情報通信技術の活用

- (1) ユビキタスネットワークの構築に向けての検討
- (2) ネットワークコミュニティの形成に向けての検討
- (3) 地域公共ネットワークの検討
- (4) ICTを活用した新たな産業の育成支援

行政事務の情報化の推進

- (1) 行政情報システムの充実・更新
- (2) 行政情報セキュリティの確保・徹底
- (3) 電算システムの共同化に向けた調査・研究の推進
- (4) 既存の情報処理システムやホームページを活用した住民サービスの向上

第12節 自然環境保全・景観保全

現況と課題

生活の場において、心豊かさを求める人々が増加しているなかで、だれもが日常生活において、自然と親しみ、心の豊かさを実感できる環境づくりを進める必要があります。

このため、身近な自然の積極的な保全や減少してきている自然の修復・創造を促進するとともに、身近な自然と親しむ条件づくりや地域の自然と調和した環境づくりを促進するほか、「より良い環境を未来に引き継ぐ環境重視型社会を創造する」ことが重要となっています。

また、地域の景観は、住みたくなるような快適性の形成や住み・集う人々に共通の一体感を醸成して、個性的な町のイメージ形成や住民連帯感の確立をも促す貴重な地域資源です。

自然や人、建築物の造形等から醸し出されるうるおいのある快適な地域景観などは、住民の共通の財産であるという認識のもとに、本町ではこれまで環境保全や美化活動に努めてきましたが、今後も海・川などの水辺環境や歴史景観など、さらに田園のふるさと景観の保全等、苦前町らしいまちづくりに積極的に取り組んでいく必要があります。

基本方針と施策の概要

環境を重視した社会づくり

- (1) 住民一人ひとりが、日常の生活や生産活動において、快適な環境に配慮した行動を心がけるよう、環境教育の充実や住民参加型のイベントを開催し、環境にやさしいまちづくりを進めます。
- (2) 環境美化活動などの住民生活を支援し、土地利用と連携した苫前町にふさわしい景観・環境形成ルールづくりなどを進めます。
- (3) 住民の環境保全意識の高揚などにより、現存する自然の保護・保全に努めるとともに、自然環境保全対策を推進します。

身近な自然の保全とふれあいの確保

- (1) 自然とのふれあいを求めるニーズに応え、身近な自然地域の保全、自然とふれあう施設の整備、自然とふれあう機会の創出、自然との橋渡しとなる人材の育成を進め、住民が自然の恵みを楽しむ環境の整備を進めます。

森林の環境保全機能の増進

- (1) 森林の整備を住民全体で支えていく気運を高めるため、自発的な森づくり活動の促進や身近にふれあうことができる施設の整備・活用など、森林とのふれあいの機会を確保します。

景観保全の推進

- (1) 人の心にうるおいと安らぎを与える美しい環境を維持し、次世代に残すため、環境保全意識の高揚を図るとともに、景観づくりや環境美化活動などの住民活動を支援し、土地利用と連携した苫前町にふさわしい景観・環境形成のルールづくりなどに努めます。
- (2) アドバイザーの派遣による地域の景観形成への支援など、地域の自然環境との調和に配慮した景観の形成を促進します。

主な施策

自然環境保全の実践

- (1) 下水道等の整備促進
- (2) 風力発電施設を活用した環境教育や学習の推進、さらに風にちなんだイベントの実施
- (3) 環境保全活動の一環としての環境美化活動の推進（海岸・河川・道路）
- (4) 水辺に親しめる河川空間の整備
- (5) 循環型社会の形成に向けた環境基本計画の策定と環境保全条例の制定に向けた検討

景観形成の実践

- (1) 地域固有の景観を守り・創り・整える地域の取り組みを目的とした景観条例の制定に向けた検討

第2章 心ふれあう町の健康計画

第1節 保健活動・医療体制

現況と課題

急速に進む少子・高齢化、疾病構造の変化、勤務医不足など保健・医療を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、食生活をはじめとする生活習慣や生活環境の変化に伴い、健康リスクが増大するとともに、地域社会においては人間関係の希薄化などによる精神的ストレスを蓄積しやすくなっており、心の病も広がっています。

一方、高齢化の進行に伴って、寝たきり老人や初老期・老齢期の精神障がい者の増加も課題となっています。

このため、検診の充実と受診率の向上による早期発見、早期治療の2次予防のみならず、健康を増進し、生活習慣病などの発病を予防する1次予防を重視するとともに、身近に利用できる地域保健活動の拠点づくりや情報提供を進めていく必要があります。

さらには、各種教室の開催や健康に関する個別の相談、教育、指導業務を通じて、住民一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組むことの大切さを、普及していくことが求められています。

本町の民間医療機関は2ヶ所、また、町立の歯科診療所も2ヶ所となっており、住民にとって必要不可欠なものとなっています。特に、医療機関が遠い地区は、へき地患者輸送車の定期運行により、その対策にあたっていますが、手術などの高度医療や休日・夜間の救急患者に対しては、近隣の中核都市の医療機関での措置や搬送により対応しています。

今後は、地域医療の充実に向けた検討が必要であり、歯科診療所施設の適切な維持管理と施設・設備の整備を進めるとともに、苫前厚生クリニックの遊休病棟の活用に向けた検討など、高齢化社会に対応した施設づくりも求められています。

こうしたことから、医療、保健及び教育との連携を図り、子どもから高齢者までの総合的な保健サービスが提供できる体制を確立するとともに、初期診療から高度専門診療までの広範囲なニーズに、的確に対応する地域の医療体制の充実が必要となっています。

基本方針と施策の概要

保健予防活動の充実

- (1) 生活習慣改善のための健診、相談など各種保健事業の充実を図ります
- (2) 各種検診の受診率向上を図るとともに、検診体制の整備、検診後の保健指導の徹底を推進し、住民が生涯にわたり心身の健康を確保できるよう、生涯各期に対応した適切な保健予防活動を推進します。

母子保健の充実

- (1) 乳幼児健診のほか、育児に関する相談や健康教育など関係機関との連携による母子保健事業の充実に努め、全ての子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができる取り組みを進めます。

- (2) 感染症に対する予防と万が一感染した場合の重症化の予防を図るため子育て世代が積極的に各種の予防接種ができるよう取組を進めます。

地域保健医療体制の充実

- (1) 住民がいつでも適切な医療サービスを受けることができるよう、広域的な医療機関との連携を図りながら、地域の医療体制の確保と医療環境の整備充実を図ります。
- (2) 苫前厚生クリニックの遊休病棟の活用に向けて、高齢化社会に対応した施設づくりを検討します。

健康づくりと疾病対策

- (1) 生活習慣病予防のため、運動習慣の普及と栄養改善指導に努めます。

主 な 施 策

保健予防活動の充実

- (1) 各種がん検診等に対する啓発活動の充実と受診率の向上
- (2) 検診体制の整備と検診後の保健指導の徹底強化を図るとともに、きめ細かな保健指導體制の構築
- (3) メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を始めとした特定健康診査などの生活習慣病予防対策の充実

母子保健の充実

- (1) 妊婦健康診査を含めた乳幼児等健康診査の充実強化
- (2) 乳幼児及び児童生徒に対する感染症対策（風しんなどの予防接種）の充実

健康づくり意識の啓発

- (1) 食生活の改善を通じた健康なまちづくりのための地区組織育成と自主的活動の促進
- (2) 保健・医療・福祉などの関係機関の密接な連携による健康管理体制の充実

地域医療体制の充実

- (1) 計画的な医療機器や施設の整備と住民が安心できる医療機能の充実
- (2) へき地患者輸送車の効果的な運行形態及び通院する住民の利便性の向上に向けた検討
- (3) 苫前厚生クリニックの遊休病棟の活用に向けた検討

医療施設の現況

区 分	職 員 数		診療科目	病床所有数
	医 師	看護師等		
苫前厚生クリニック	2 (1) 人	3 人	内科、皮膚科派遣	-
苫前クリニック	1	2	内科、外科、小児科	-
苫前歯科診療所	1	0	歯科	-
古丹別歯科診療所	(1)	0	歯科 (苫前と兼務)	-
計	3 (2) 人	5 人		-

(平成22年4月1日現在)

第2節 地域福祉

現況と課題

近年、福祉ニーズが多様化・複雑化するなかで、住民間のつながりが希薄化するなど相互扶助機能の低下が顕著となっており、これに伴い家事や育児、さらには、地域で暮らす高齢者や障がい者のなかには、さまざまな問題に直面しながら、その対応に不安を抱える方が少なくありません。

家庭、コミュニティ、事業者、行政などがそれぞれの役割を分担し、また、住民一人ひとりが福祉に積極的に関わり、相互に助け合う地域福祉活動を推進しながら、自立に向けて援助を必要とする人々の生活を、地域社会全体で支えていくことが求められています。

基本方針と施策の概要

住民福祉意識の高揚

- (1) ノーマライゼーション(障がいを持つ人と適応力の乏しい高齢者の生活を、出来る限り健常者の生活と同じようにすること)理念の普及や啓発、さらに福祉教育の充実など住民の社会福祉意識の高揚や連携強化を図ります。
- (2) 住民の福祉意識の高揚を図るため、家庭、地域、福祉団体、行政が連携する場を設ける「地域福祉プラットフォーム型システム(地域福祉の担い手である住民・関係団体・事業者・行政などが幅広く参加し、情報交換や話し合いなどから、連携を図っていく場のこと。また、さまざまな団体や個人が連携して問題を可決する仕組み)」の構築を目指すとともに、情報の提供など幅広い取り組みを展開します。
- (3) 住民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を培うため、福祉教育や啓発活動の充実をはじめ、人材・組織の育成、マンパワーの確保に努めます。

地域福祉活動の促進

- (1) 家庭と地域とがふれあう機会を設け、相互扶助の高揚や連携強化を図ります。
- (2) 社会福祉協議会など各種団体の活動を支援するとともに、NPOやボランティアなどの多様な組織の育成や民間福祉活動の担い手の確保に努め、家庭、地域、福祉団体、行政などが一体となったきめ細やかな地域福祉活動を推進します。
- (3) 民生委員など福祉関係機関との連携を図り、相談機能の充実を図ります。
- (4) 質の高い福祉サービスや情報が提供できるよう、社会福祉協議会などとの連携を図りながら、地域福祉ネットワークの充実を図ります。

主な施策

住民福祉意識の高揚

- (1) 地域福祉への自主的な参加の促進と人にやさしい福祉意識の啓発
- (2) 住民の福祉意識の高揚を目指した「地域福祉プラットフォーム型システム」の構築に向けた検討と情報提供を含めた幅広い取り組みの展開

地域福祉活動の促進

- (1) NPOやボランティアの育成及び活動促進
- (2) 地域福祉リーダーの育成
- (3) 民生委員など福祉関係機関との連携強化と相談機能の充実
- (4) 社会福祉協議会の組織強化と連携機能による地域福祉ネットワークの充実

第3節 高齢者・介護福祉

現況と課題

本町の老年人口比率は、平成12年国勢調査時点で28.4%でしたが、平成17年には32.9%となり、高齢化が急速に進んでいます。

こうした急速な高齢化により、ひとり暮らしや寝たきり、認知症などの見守りや介護を必要とする高齢者が急速に増加する一方、核家族化や家族意識の変化などにより、家庭における介護力はますます低下していくものと見込まれます。

今後は、高齢者が住み慣れた家庭や地域において安心して生活できるよう、保健・医療・福祉が連携したサービスを充実し、多様化・個別化する福祉需要に対応できるよう地域ケアシステムの構築が必要であるとともに、元気でうるおいのある生活を確保するため、介護予防事業や自立支援事業の充実が求められています。

介護保険制度については、介護サービスを利用する高齢者が年々増加しており、高齢者の生活を支える制度として定着してきました。しかし、身体機能の低下などによる軽度の要介護者が急増し、介護給付費用も年々増加している状況にあります。制度の維持確保を図るため、介護予防を重視したサービスの充実と質の向上を図ることが必要です。

一方、老人医療については、制度改正により、平成20年度から老人保険制度に替わり後期高齢者医療制度が創設され、さらに平成24年度末での同制度の廃止が打ち出されているところですが、高齢者の方々に混乱を招かないよう、日頃の情報収集に努めるとともに、年々増加する医療費に対応するため、引き続き高齢者の健康増進や老人医療費の適正化を図ることが必要です。

基本方針と施策の概要

高齢者福祉施設等の機能充実

- (1) 高齢者が安心して生活できる環境を醸成する上からも、高齢者福祉施設等の機能充実を図るとともに、施設を活用した健康づくりや生きがい対策を推進します。

高齢者・介護福祉の増進

- (1) 介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活できるよう、在宅での介護を支援するとともに、必要な介護サービス基盤の整備を促進します。
- (2) 高齢者やその家族が安心して暮らすことができるよう、介護サービスの質を高めるとともに、適切なサービスの選択ができるよう、地域包括支援センターを中心とした相談体制の確立を進めます。
- (3) 健康に対する自己管理意識の高揚を図り、高齢者自らが身体機能低下や認知症の防止といった介護予防の取り組みを身近なところで利用できる体制づくりを進めます。
- (4) 在宅福祉サービスの充実とともに、低所得者層や多数利用者の料金負担軽減対策の充実を図ります。
- (5) 介護関係機関との連携強化による地域ぐるみでのケア体制強化に努めます。
- (6) 高齢者が生きがいをもって生活できるよう、多様な交流機会の創出や自立を促す就労機会の提供を支援するとともに、高齢者学級や老人クラブなどの活動を支援します。

介護保険事業の健全な運営

- (1) 保険料収納率の向上や介護給付費の適正化により、財政の健全化を進めるとともに、被保険者の負担感の軽減に努めます。
- (2) 介護保険事業計画の更新時において、介護サービスの見込み量や住民から寄せられたサービスの質の向上や確保の要望に対応した適切な保険料を設定します。
- (3) 医療や保健福祉などとの連携を深め、健康づくりや疾病予防などの保健事業の充実を図ります。
- (4) 介護が必要になった高齢者やその家族が安心して介護サービスを利用できるよう、介護保険制度の一層の周知に努めます。

主な施策

高齢者福祉施設等の機能充実

- (1) 介護老人福祉施設などの整備拡充と機能充実
- (2) 独居高齢者などを対象とした高齢者住宅や認知症対応型グループホームなどの整備に向けた検討

高齢者・介護福祉の増進

- (1) 高齢者の生活支援活動の拡充
- (2) 介護予防・生きがい活動支援事業の拡充
- (3) 低所得者層や多数利用者における負担軽減対策の充実
- (4) 訪問看護ステーション利用促進事業の充実
- (5) 要支援・要介護認定を受けていない高齢者及び高齢者予備世代に対する健康の維持増進と啓発活動

介護保険事業の健全な運営

- (1) 保険料収納率の向上や介護給付費の適正化
- (2) 介護サービスの質の向上や確保の要望に対応した適切な保険料の設定
- (3) 医療保健福祉などと連携した保健事業の充実

福祉サービス施設

福祉サービス事業名	設置者	設置年月	入所通所定員	職員
特別養護老人ホーム 苫前幸寿園	社会福祉法人 苫前幸寿園	S 6 2・4	50人 (ショートステイ7人)	34人
デイサービスセンター	社会福祉法人 苫前幸寿会	H 6・3	24人/日	10人
生きがい デイサービスセンター	苫前町	H 1 2・3	15人/日	4人
苫前町 ヘルパーステーション	社会福祉法人 苫前町社会福祉協議会	H 1 4・4	-	13人
羽幌地区 訪問看護ステーション	(社)北海道総合 住宅ケア事業団	H 1 2・4	-	5人

(平成22年4月1日現在)

第4節 児童・ひとり親家庭の福祉

現況と課題

核家族化の進行や共稼ぎ家庭の増加に伴い、祖父母等とともに暮らす家庭が減少しているなか、児童の健全な育成を図る観点から、友達と遊び、安全に過ごすことのできる場の確保や子ども会活動・少年団活動の充実が重要となっています。

また、近年、離別や死別などによって、ひとり親家庭は増加の傾向にあります。これらの世帯では、経済的・社会的・精神的にも不安定な状況に陥りがちであり、子どもの健全育成に影響を及ぼすことも少なくないことから、安心して生活できるよう健全な家庭の育成を図っていくことが必要です。

基本方針と施策の概要

児童の健全育成環境の整備

- (1) 児童がのびのびと安心して遊べる公園や広場等の確保を図ります。
- (2) 児童のレクリエーションや行事等については、地域子ども会の活動を助長するとともに、社会教育活動の充実を図ります。
- (3) 放課後において、児童が活動できる場として、スポーツセンターや公民館などの公共施設を開放するとともに、少年団活動の充実を図ります。

児童擁護の充実

- (1) 子どもたちの人権を保障するとともに、犯罪や事故に遭わないよう、地域住民によるパトロール活動などを支援します。
- (2) 保健事業をはじめとした各分野における相談、指導などを通して、児童の状況を積極的に把握し、関係機関が協力・連携しながら、児童虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、住民一人ひとりが児童擁護に主体的に係われるような意識啓発に努めます。

ひとり親家庭の福祉の充実

- (1) ひとり親家庭が、生活の自立と安定を保ち、安心して子どもの養育が行えるよう、相談や指導助言などの充実に努めます。
- (2) 国などのひとり親家庭支援制度の有効活用を図ります。

主な施策

児童の健全育成環境の整備

- (1) 児童委員の連絡・調整等を強化した児童及び妊婦等の保健・福祉に係る情報の提供とその他の支援及び指導の充実
- (2) 発達障がいを抱える幼児に対する支援施設である「留萌中部地域子ども発達支援センター」の機能充実
- (3) 気軽に遊べる公園や広場等の確保
- (4) 乳幼児医療費の助成
- (5) 子ども会活動、少年団活動の充実
- (6) 有害図書等の排除などの有害環境対策の推進

児童擁護の充実

- (1) 地域住民によるパトロール活動などを支援
- (2) 児童虐待の未然防止と早期発見、さらに児童擁護に関わる意識啓発の高揚

ひとり親家庭の福祉の充実

- (1) 相談や指導助言の充実
- (2) ひとり親家庭に対する医療費の助成

福祉施策の状況

区 分	施 策 の 内 容
乳幼児医療費助成事業	乳幼児の医療費を助成します。(入院・通院・歯科とも小学校修了時(ただし、小学生は入院のみ対象)までが対象となりますが、町民税課税世帯の3歳以上の子については、1割負担が求められます。また、所得制限があり、所得額が一定の額を超えると助成の対象とはなりません。)
児童扶養手当支給事業	父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を助け児童福祉の増進を図るために、北海道が手当を支給する制度について、町が手続きの窓口となっています。
母子福祉資金貸付事業	北海道が母子家庭又は寡婦の経済的自立を図ることを目的として、貸し付けている13種類の各種資金について、町が手続きの窓口となっています。
特別児童扶養手当支給事業	身体や精神に障がいのある満20歳未満の子を扶養している方に対し、児童福祉の増進を図るために、北海道が手当を支給する制度について、町が手続きの窓口となっています。
ひとり親家庭医療費助成事業	20歳未満(18歳~20歳は制限あり)の子を扶養しているひとり親家庭の親及びその子の医療費(親は入院のみ)を助成します。(町民税課税世帯には1割負担が求められます。また、所得制限があり、所得額が一定の額を超えると助成の対象とはなりません。)

(平成22年4月1日現在)

第5節 保育・子育て支援

現 況 と 課 題

近年の晩婚化や未婚化に加えて、新たに夫婦の出生力そのものの低下という現状により、今後少子化が一層進行するとともに、核家族化の進行や夫婦共稼ぎの増加などが進むなか、子育てに対して不安を抱えている家庭が増えています。

このような児童を取り巻く環境の変化に対応するため、家庭や地域のきずなを強め、地域における子育て支援の仕組みづくりや働きながらもゆとりを持って子育てできる環境の整備が強く求められています。

このため、女性の就業機会の増大などにより、保育ニーズが多様化している状況にもあることから、保育サービスの拡充や育児相談指導体制の充実などの子育て支援を積極的に進めていく必要があります。

基本方針と施策の概要

家庭における子育てへの支援

- (1) 地域子育て支援センターを中核施設として、子どもや保護者に交流の場を提供し、子育て情報の提供に努めるとともに、相談などの充実に努め育児不安の解消を図るなど、地域ぐるみの子育てを支援します。
- (2) 家庭において男女が共同して子育てが行われるよう、意識啓発を図ります。

保育施設・環境の整備

- (1) 保育児童数の動向や地域の実情などを踏まえ、保育所（園）の適正な定員を検討するとともに、適正定員の確保に努めます。
- (2) 保育施設の老朽化や新たな保育ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、保育所（園）と連携し、施設等の充実に努めます。

保育サービスの充実

- (1) 保育ニーズの多様化に対応し、障がい児保育、学童保育、延長保育及び休日保育等の受入について検討します。
- (2) 保育所（園）との連携を強化し、保育相談体制の充実に努めます。

地域で子どもを豊かに育てる環境づくり

- (1) 休日や放課後の児童・生徒の対応として、地域の人々が子供たちを守り、育てていく活動を支援します。
- (2) 地域住民が子育て（特に未就学児童）に関わり、地域社会全体で子育てを応援できる環境のネットワークづくりを推進し、自主的に活動する子育てサークルを含めた子育てボランティアの育成とその活動を支援します。
- (3) 子どもが自然とのふれあいや交流会、遊び体験などを通して情操が深まるような子育てを地域で担っていくことを促進します。

主な施策

家庭における子育てへの支援

- (1) 地域子育て支援センターを中核施設とした交流の場の提供、さらに子育て等に関わる情報提供や相談体制の充実強化

保育施設・環境の整備

- (1) 定員の見直し等を含めた保育所（園）の適正な運営
- (2) 適切な保育料の設定と徴収
- (3) 保育施設の老朽化や新たな保育ニーズに対応した施設等の充実

保育サービスの充実

- (1) 障がい児保育、学童保育、延長保育及び休日保育事業の拡充に向けた検討

地域で子どもを豊かに育てる環境づくり

- (1) スポーツセンターや公民館を活用した放課後児童健全育成事業の充実強化
- (2) 子育て支援ボランティアグループ等の育成
- (3) 自然とのふれあいや交流会、さらに遊び体験の提供

保育所の設置状況

区分 保育所名	設置者	設置年月	入所定員	職員数	
				保育士	その他
苫前保育園	社会福祉法人 苫前福祉会	S 3 5 ・ 5	4 5 人		
古丹別保育所	社会福祉法人 古丹別福祉会	S 3 8 ・ 4	4 5 人		
計					

(平成22年4月1日現在)

第6節 障がい者福祉

現況と課題

障がい者が地域の一員として安心し、自立した生活を送れるように、住民一人ひとりが障がいに対する理解を深め、障がい者の生活を支援していく環境づくりが課題となっています。

このため、障がい者の問題は障がいのない人々にも共通の問題であるという認識のもと、ボランティア活動により、障がい者を地域ぐるみで支えあうとともに、関係機関との連携を深めながら、在宅サービスの充実を図り、障がい者にやさしいまちづくりを進める必要があります。

また、障がいの予防、早期発見、早期療養、療育の取り組みや障がい者が社会に参加できるように障がいの程度・内容に応じたきめ細かい施策の展開が求められています。

基本方針と施策の概要

障がい者福祉サービスの充実

- (1) 正しい知識の普及と障がいに対する理解の促進に努めるとともに、妊婦・乳幼児の健康診断や早期療育体制の充実を図り、障がいの未然防止や障がいの早期発見・早期療育に努めます。
- (2) 社会適応訓練や機能回復訓練の充実と支援を図り、障がい者の社会参加を促進します。
- (3) 障がい者のホームヘルプサービスなどにおいて、今後も新たな利用者が見込まれることから、障がいのある人に対し、情報と適切なサービスを提供し各種在宅サービスの充実を図ります。
- (4) 障がい者が安心して地域で暮らすことができるよう、相談支援に携わる職員の資質向上と相談窓口の充実を図ります。

障がい者の自立支援

- (1) 障がいのある人が孤立することのないよう家族、ボランティア団体、地域などと連携して、地域で自立して暮らしていける体制づくりを促進します。
- (2) 行政と民間が共同でトライアル雇用（障がい者を試行的に雇用し、その職業適応性を見極めること）の実施を促進し、障がい者が就労を経験する機会を増やすとともに、雇用する側の障がい者に対する理解を深め、一般就労へつなげるための支援を図ります。

障がい者福祉意識の啓発

- (1) ノーマライゼーション（障がい者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他人と同等の権利を享受できるようにするという福祉理念）の理念の下に、教育と福祉の連携による幼児期からの「障がい理解教育」の促進と交流および啓発活動を推進します。

居住環境の整備・充実

- (1) 障がい者が安心して生活できる公営住宅の供給やユニバーサルデザイン（障がい者をはじめ、子どもから高齢者までだれもが支障を感じることなく、安全で安心して生活できる仕様、または設計思想）の視点に立った住宅の新築・改築を促進します。
- (2) 公共施設のバリアフリー（高齢者や障がい者（児）など身体が不自由な人が容易に利用できるための段差などの障がいの解消）化を促進するとともに、道路・歩道の整備に努めます。

主な施策

障がい者福祉サービスの充実

- (1) 障がい者に対する支援体制の整備
- (2) 障がい者からの相談等に関する相談窓口、指導業務の充実
- (3) 障がい者自立支援事業や障がい者自立支援対策推進事業の適正な運用
- (4) 在宅障がい者に対する生活訓練、訪問看護及び訪問医療等生活支援の充実
- (5) 重度心身障がい者に対する医療費助成の実施

障がい者の自立支援

- (1) 家族、ボランティア団体などと連携した自立支援体制の促進
- (2) 障がい者本人による社会活動及び生活支援の充実
- (3) 障がい者福祉団体に対する支援・援助
- (4) 在宅福祉サービスの利用援助
- (5) 雇用・就労に係る支援と情報提供

障がい者福祉意識の啓発

- (1) 教育と福祉の連携による幼児期からの「障がい理解教育」の促進と交流および啓発活動を推進

居住環境の整備・充実

- (1) 公共施設や公営住宅等に係るユニバーサルデザインの理念に基づく施設整備
- (2) バリアフリー化情報の提供
- (3) バリア（障壁）を取り除いた安全で安心して利用できる道路・歩道等の整備

福祉施策の状況

区 分	施 策 の 内 容
重度心身障害者医療費給付事業	身体障害者手帳の等級が1級、2級及び3級（内部障害のみ）の方、療育手帳がA判定の方、精神障害者保健福祉手帳が1級の方に医療費の助成を行います。（町民税課税世帯には1割負担が求められます。また、所得制限があり、所得額が一定の額を超えると助成の対象とはなりません。）
特別障害者手当支給事業	在宅の特別障がい者及び特別障がい児に対し、著しい重度の障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図る一助として、特別障がい者及び特別障がい児の福祉の増進を図るために、北海道が手当を支給する制度について、町が手続きの窓口となっています。

（平成22年4月1日現在）

第7節 生活保護者福祉

現 況 と 課 題

社会構造の変化や長引く景気低迷により、生活援助を要する世帯が増加する傾向にあり、生活の向上や自立を支援するよう相談体制の充実が求められています。

基本方針と施策の概要

自立援助の促進

- (1) 自立の助長を図るため、民生委員をはじめ各種関係機関などと連携し、就労、生活などの相談・指導の充実を図ります。

主 な 施 策

生活保護関係

- (1) 民生委員及び関係機関等との連携を強化した生活保護世帯の実態把握
- (2) 雇用・就労に係る支援と情報提供の充実

第3章 心ゆたかな町の創造計画

第1節 学校教育

現況と課題

学校教育においては、心身ともに健康で社会の変化に適切に対応し、人間性豊かな児童生徒の育成を図ることによって、生涯にわたる人間形成の基礎を培うことが大切となります。

近年、いじめ、不登校、少年犯罪などの問題がより深刻さを増しており、社会変化に適切に対応できる児童生徒の育成と教職員の資質向上が求められています。

このため、子供たち一人ひとりが個性豊かで伸びやかに育ち、豊かな感性を身につけ、より快適な学校生活を過ごすためには、本町の美しい自然環境や歴史・文化などを生かした教育を推進することが求められており、家庭、学校、地域社会が連携・協力を深め、いじめ問題や児童・生徒の不登校の対策に積極的に取り組み、子供たちの安全管理体制の整備を適切に行っていくことも必要です。

学校教育は、情報化や国際化等に対応できる新たな教育が求められており、これらに伴う関連機器の整備や教育体制の充実など、各学校の状況に応じた施設整備が求められています。

基本方針と施策の概要

教育環境の整備・充実

- (1) 校務の効率化、教育の情報化に向けたICT環境の整備を進めます。
- (2) 小学校の英語必修化、国際理解教育や実践的な外国語教育の充実を図るため、英語指導助手招致事業に取り組みます。
- (3) 支援を必要としている児童生徒が適切な教育を受けられるよう、すべての子どもの学びと育ちを保障する特別支援教育を推進します。
- (4) 児童・生徒の読書活動の推進や学校教育における言語力の涵養に資するため、学校図書室の整備を進めます。
- (5) 地域や子どもたちの実状に応じた創意工夫のある教育活動や学校運営を進めます。
- (6) 学校施設の開放を積極的に推進するとともに、地域の人材を活用し、家庭や地域の意見が反映される開かれた学校づくりを進めます。
- (7) 学力向上、いじめ、不登校、虐待などに適切に対応するため、教育相談体制の充実を図るとともに、家庭や地域社会の連携のもと児童生徒を守る仕組みづくりを進めるため、学校教育支援員設置事業に取り組みます。
- (8) 体験学習などを通じて、「食」に関する知識と望ましい食習慣を身につけ、健全な食生活を実践することができるよう、食育を推進します。
- (9) 安全・安心な給食を提供するため、衛生管理の徹底や調理機器等の整備を進めます。
- (10) 地場農産物や加工品を積極的に活用し、特色ある学校給食の充実に努めます。

教育内容の充実

- (1) 学習指導要領に基づく基礎学力の向上により、確かな学力の定着を図るとともに、ティームティーチング（一つの学習集団を指導する際に、複数の教師がそれぞれの専門性を生かして協力する授業方式のこと）など個への指導体制の充実を図り、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた教育を支援します。
- (2) 情操教育、道徳教育、人権教育など、豊かな人間性と思いやりの心を培う教育の充実を図るとともに、児童生徒の「生きる力」の教育のための体験を重視した学習の推進を図ります。
- (3) 本町の産業や文化などをまとめた社会科副読本を活用した授業や地域の自然体験学習を通して、郷土に対する愛着と理解を深めます。
- (4) 情報化社会に適応していくため、児童生徒のICT活用や情報モラル教育を推進します。

教職員研修及び福利の増進

- (1) 教職員の研修・活動を促進し、指導力の充実を図ります。
- (2) 教員住宅の整備・改修を進めます。

教育施設の整備

- (1) 児童生徒の推移など長期展望にたって、学校規模の適正化及び適正配置を検討し、学校施設の計画的な整備を進めます。
- (2) 学校施設の耐震化を計画的に実施し、必要に応じた改修を進めます。

高等学校教育の充実

- (1) 特色ある学校づくりなど、高校の維持充実を図るため関係機関に要望するとともに、地域に開かれた学校づくりを推進できるよう支援します。

主 な 施 策

教育環境の整備・充実

- (1) 英語指導助手の招致
- (2) 学習の効果を高めるための教育機器の整備
- (3) 特別支援教育の推進
- (4) 学校図書室の整備・充実
- (5) 地域や子どもたちの実状に応じた創意工夫のある学校づくりの推進
- (6) 教育相談体制の充実と家庭や地域社会と連携した児童生徒を守る仕組みづくりの推進
- (7) 食育の推進と特色ある学校給食の実施

教育内容の充実

- (1) 児童生徒の個性や能力に応じた教育の推進
- (2) 児童生徒の「生きる力」を主眼とした体験学習の推進
- (3) 社会科副読本を活用した郷土に対する愛着の理解と醸成

教職員研修及び福利の増進

- (1) 教職員の指導力の充実
- (2) 教員住宅の整備・改修

教育施設の整備

- (1) 長期展望にたった学校規模の適正化及び適正配置の検討と学校施設の計画的な整備
- (2) 学校施設の耐震化に向けた整備と必要に応じた改修の推進

高等学校教育の充実

- (1) 地域に根ざした特色ある学校づくりの推進

学校の状況

区分	学校名	学級数	教職員数	児童・生徒数(人)			校舎面積(m ²)	
				男	女	計	校舎等	屋体
小学校	苫前小学校	6	15	47	38	85	1,930	622
	古丹別小学校	6	16	45	45	90	2,386	688
	計	12	31	92	83	175	4,316	1,310
中学校	苫前中学校	3	17	22	24	46	1,443	806
	古丹別中学校	3	11	33	17	50	2,757	653
	計	6	28	55	41	96	4,200	1,459
	苫前町学校給食共同調理場						245	
高等学校	苫前商業高等学校	3	17	38	46	84	4,976	966

(平成22年4月1日現在)

第2節 各世代教育

現況と課題

人々の価値観が多様化し、ゆとりや生きがいなどを求める傾向も強くなっています。また、芸術、文化、スポーツなどを生涯にわたって学ぼうとする関心の高まりと、その結果を地域活動を通して、社会と関わりたいと希望する人々が増えてきています。

このため、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習社会の構築へ向けての環境づくりが求められています。

生涯学習は、住民一人ひとりが生きがいのある人生の創造と地域社会の形成を目指すもので、可能な限り自己に適した手段、方法を自ら選びながら、生涯にわたって主体的に学ぶことを基本としています。

このことから、学校教育、社会教育はもとより、福祉、保健、医療、産業などあらゆる分野の関係機関や団体が相互に連携を図り、子どもから高齢者まで全ての人々が自ら学び続けることを支援する体制の整備が必要となっています。

また、生涯学習の拠点施設である苫前町公民館の機能充実、住民の多様なニーズに応えられる学習機会の拡充や情報の提供、団体やサークルの育成、指導者の養成・確保をさらに推進する必要があります。

基本方針と施策の概要

乳幼児（家庭）教育の推進

- (1) 乳幼児を対象とした自然や動物とのふれあい、親と子との異世代交流スポーツレクリエーションなど、各種交流機会を提供し、情操教育の推進を図ります。
- (2) 関係機関との連携強化を図りながら、情報提供や相談体制を充実させ自主的なサークル活動の活性化を図ります。
- (3) 「家庭は教育の出発点である」という観点から、地域ぐるみで子育てや子どもの活動を支援する推進体制の整備、家庭教育に関する学習機会の提供や相談体制の整備を推進します。

少年教育の充実

- (1) 学社融合事業による世代間交流活動、職業体験、自然体験、ボランティア活動などを通じて、地域参画意識を育み、ふるさと意識の高揚を図ります。
- (2) さまざまな集団活動や行動に参加するなか、長期の野外体験などを通じて自立心・責任感などの道徳観を培うため、広域的教育事業への参加促進を図ります。
- (3) 異年齢集団での活動の充実や地域教育力向上のため、子ども会活動や少年団などの青少年団体の指導者や育成者の意識高揚と団体活動の充実を図ります。

青年・成人教育の充実

- (1) ボランティアや地域行事など、主体的な地域参画活動ができるよう、関係機関、団体、事業所との連携を強化し、活動の組織化を図ります。
- (2) 多様化・高度化する学習要求に対応するため、学習機会の拡充を図るとともに、地域の担い手としての意識を高める学習機会の拡充や住民ニーズに合わせた生涯学習のあり方、意識の高揚の醸成を図ります。
- (3) 活力あるまちづくりに貢献するための地域参画意識を高揚させ、諸活動の組織化とともに、既存団体との交流・連携を図ります。
- (4) 生きがいのある人生観を享受するうえからも、趣味や教養を生かしたサークル・団体の育成を推進し、合わせて地域指導者の育成を図ります。

高齢者生きがい対策の充実

- (1) 生きがいやうるおいのある人生づくりのため、学習に参加することへの意欲や喜びを高め、高齢者の生活環境の改善や各種課題に対応した学習機会の充実を図ります。
- (2) 高齢者の知恵や経験を生かした生活文化の伝承や人材の活用を積極的に推進し、世代間交流事業や地域参画機会の拡充を図ります。

地域力教育力の向上

- (1) 学習ニーズの多様化・高度化に応じて、住民が「いつでも、どこでもだれでも」生涯を通じて、各世代に対応した主体的な学習活動を続けられるよう、教育分野をはじめとする文化、スポーツ、福祉、産業などの関係団体との連携強化のもとに、総合的な学習環境を構築します。

生涯学習を推進する拠点施設の効果的な施設運営

- (1) 生涯学習施設の効率的・効果的な管理運営と機能充実を図ります。

主 な 施 策

乳幼児（家庭）教育の推進

- (1) 各種交流機会の提供と情操教育の推進
- (2) 情報提供や相談体制の充実とサークル活動の活性化
- (3) 家庭教育プログラムの充実

少年教育の充実

- (1) 学社融合を視野に入れた事業の推進
- (2) 子ども会などの育成と自主活動の推進
- (3) ボランティア活動や体験学習の推進
- (4) 指導者や育成者の養成と推進

青年・成人教育の充実

- (1) 青年各期に応じた学習機会の充実と情報提供
- (2) 文化活動の参加促進
- (3) サークル活動やボランティア活動の推進

高齢者生きがい対策の充実

- (1) 豊かな経験や知識の伝承など世代間交流の促進
- (2) 生きがいづくりを進める環境の整備

地域力教育力の向上

- (1) 学校教育と社会教育との融合推進体制の確立
- (2) 学習ニーズに応じた相談・指導体制の充実
- (3) 学習を支援する情報提供の充実

生涯学習を推進する拠点施設の効果的な施設運営

- (1) 生涯学習を推進する拠点施設の効果的な施設運営

第3節 芸術・文化・文化財

現 況 と 課 題

優れた芸術・文化に触れ、創作や鑑賞活動を行うことは、心豊かに潤いと活力あるライフスタイルを形成していくことにつながります。

本町においては、芸術の創作や鑑賞活動、趣味やボランティア活動を通して社会参加を行うという意識を持った住民が増えてきており、住民が芸術・文化の活動拠点となる苦前町公民館などを活用して、住民のだれもが芸術・文化に触れることができる活気あるまちづくりが期待されています。

芸術活動は、多くの団体が活動していますが、各組織の自立運営やリーダーの育成も必要になっています。

こうしたことから、芸術・文化活動の発表・交流の場の提供などへの支援や多様な芸術・文化の振興を図っていくことが必要となっています。

また、芸術・文化活動が、住民の創造性を育み、心ゆたかな地域づくりと人々のつながりを深めていくために、地域のネットワーク化の構築などが求められています。

一方、自然環境や歴史背景のなかで培われてきた歴史資料や文化財は、先人の暮らしや精神文化を知る歴史的な価値があるだけでなく、郷土への誇りや愛着を育てるための重要なふるさと資源です。

これらの資料は、郷土の歴史・文化の正しい理解のためにも重要なものであり、保存・継承されることにより、将来の文化発展の基礎となるものです。

本町には、埋蔵文化財、開拓以来の歴史・文化などを保存・伝承すべき有形・無形の貴重なふるさと資源が豊富にあり、これらを後生に伝えていくことが求められています。

基本方針と施策の概要

芸術・文化活動の育成と支援

- (1) 文化・芸術に関する学習の成果を発表する団体や鑑賞する「場」「機会」を提供する団体に対する支援を行うとともに、リーダーの育成を促します。
- (2) 文化活動やサークル活動などに取り組む団体などへの支援を行うとともに、自主的な活動を促進します。
- (3) 芸術・文化活動が積極的に展開されるよう、公共施設や民間施設などの活用を図ります。

芸術・文化事業の推進

- (1) 地元の芸術家や文化を愛する人たちなどとのネットワークづくりを支援し、交流を通して、芸術・文化のさらなる振興発展を推進します。
- (2) 地元の芸術家や文化人の作品などの情報を紹介するなど、芸術・文化の推進を図ります。

芸術・文化鑑賞機会の拡充

- (1) 住民が生涯を心豊かに過ごし、多様性を受け入れる社会をつくるため国内外の優れた芸術・文化に接し、体感できる鑑賞機会の提供と拡充を図ります。
- (2) 初心者にも配慮しながら、内容の充実した文化講座、教室を開催するとともに、子供たちにも芸術・文化のすばらしさ、楽しさを体感できる機会を充実します。

歴史的文化の保存・継承と活用

- (1) 地域文化の保存と伝承を担う人材の育成を支援します。
- (2) 本町の歴史を伝承する活動を充実します。
- (3) 各種の資料を学校施設などに展示・公開し、児童・生徒ならびに地域住民に郷土の歴史に触れる機会を設けます。
- (4) 町内にある歴史的な物件や景観などの掘り起こしと、住民がそれらを体験学習する事業を展開します。
- (5) 文化財の保存・公開施設の整備充実を図ります。

主な施策

芸術・文化活動の育成と支援

- (1) 文化団体・サークル活動の支援強化と文化活動への参加機会の拡充
- (2) 芸術・文化活動を支援する拠点施設の利用促進と効果的な施設運営

芸術・文化事業の推進

- (1) 地元の芸術家や文化を愛する人たちなどとのネットワークづくりの充実
- (2) 地元の芸術家や文化人の作品などの情報発信を基盤とした芸術・文化の推進

芸術・文化鑑賞機会の拡充

- (1) 鑑賞機会の充実や文化情報の提供と多様な文化活動が展開できる創作活動の推進
- (2) 文化講座や教室などの拡充と体験機会の充実

歴史的文化の保存・継承と活用

- (1) 文化財、郷土芸能の保存・伝承
- (2) 埋蔵文化財保護活動などの広域ネットワーク化の推進
- (3) 伝統文化や埋蔵文化財を伝承するための展示・学習活動の展開
- (4) 郷土史研究会などの団体活動の支援強化
- (5) 郷土資料館の利用促進と効果的な施設運営

第4節 図書活動

現況と課題

近年、テレビやパソコンなどのさまざまな媒体が目覚ましい発達を遂げていますが、読書という行動は、他の媒体とは異なる特徴を持ちます。それは、読書が「能動的」な作業だからです。

文字を読み、考え、考えた事を表現するこの作業は、読解力、理解力、思考力、想像力、創造力、表現力、感受性、言語の発達という基礎能力の発達を促すと言われていることから、住民に対し読書の普及や図書に関する事業を積極的に展開する必要があります。

基本方針と施策の概要

図書活動の推進

- (1) 子どもたちが自主的に読書活動に取り組むことができるよう、子どもの読書や活字離れを防ぐため、ブックスタート（1992年にイギリスのバーミンガムで始まった「親子が絵本を介して楽しい時間を分かち合うこと」を応援する運動）事業や移動図書室、図書に関する事業を積極的に展開し、0歳から本の楽しさを伝え読書の習慣化を図ります。
- (2) 読書ボランティアの育成に努め、地域住民の読書推進活動への参加と理解を図ります。
- (3) 図書室の機能強化を図るとともに、魅力と特色ある蔵書の充実に努めるなど、個性ある図書室づくりを進めます。

主な施策

図書活動の推進

- (1) ブックスタート事業や移動図書室等、図書に関する事業の展開
- (2) 読書ボランティアの育成と図書活動の充実

第5節 スポーツ・レクリエーション

現況と課題

多くの人々が、心身ともに健康で活力ある生活を望んでおり、スポーツ・レクリエーションへの関心がますます高まっています。スポーツは、健康づくり、体力づくりに寄与するだけでなく、スポーツを通じて培われた仲間との連帯感や協調性は、より良い地域社会形成の基礎となるものです。また、スポーツは青少年が思いやりの心やフェアプレーの精神を育む重要な役割も果たしています。

本町のスポーツ・レクリエーション施設は、野球場、スポーツセンターなどがあるほか、コミュニティスポーツとしてパークゴルフ場もあり、住民が気軽にスポーツなどを楽しむことができる環境づくりに努めてきました。

今後も、スポーツ・レクリエーション施設の有効活用を図るとともに、年齢や体力に応じたスポーツの普及を進めることが必要です。

基本方針と施策の概要

スポーツ・レクリエーション活動の推進

- (1) 年齢層や個々の運動能力に応じた体力づくり講座、各種講習会・教室の開催など、スポーツに親しめる機会の充実に努めます。
- (2) スポーツ教室や施設、大会案内など、スポーツ・レクリエーションに関する情報提供の充実に努めます。

指導者・組織の育成と支援

- (1) 体育協会やスポーツ少年団をはじめ、子どもから高齢者まで、住民の自主的な運営による「総合型地域スポーツクラブ」の設立に努めるとともに、育成・支援を図ります。
- (2) スポーツ・レクリエーション指導者や団体に対して情報提供の充実を図り、指導者の養成に努めます。

高齢者の体力向上事業の推進

- (1) 高齢者人口が増加する本町において、「高齢者の健康づくり」が重要な課題となっており、各地区老人クラブとの連携により体力向上事業を推進します。

社会体育施設の整備充実と有効活用

- (1) スポーツ・レクリエーション施設の環境整備を進めます。
- (2) 学校体育施設や社会体育施設の有効利用を進めます。

主 な 施 策

スポーツ・レクリエーション活動の推進

- (1) スポーツに親しめる機会の充実と参加促進
- (2) スポーツ・レクリエーションに関する情報提供の充実

指導者・組織の育成と支援

- (1) 「総合型地域スポーツクラブ」の設立と育成・支援
- (2) スポーツ・レクリエーション指導者の養成と指導体制の強化

高齢者の体力向上事業の推進

- (1) スポーツを通じた健康づくりの推進

社会体育施設の整備充実と有効活用

- (1) 健康づくりを支援する拠点施設の利用促進と機能強化
- (2) スポーツ・レクリエーション施設の広域ネットワーク化

第 6 節 国際化・国際交流

現 況 と 課 題

21世紀のまちづくりには、広い視野と豊富な知識、さらに国際化に対応していくための優れた国際感覚と新しい分野を切り開いていく担い手の育成を図り、国際感覚の中で地域振興を推進する必要があります。

このため、国際化に対する住民意識の高揚や人材の育成、交流の促進、支援を図るとともに、諸外国の人々を受け入れるための体制づくりが求められています。

基本方針と施策の概要

国際化・国際交流の推進

- (1) 苫前商業高等学校における特色ある学校づくりの一環として、高校生の海外研修事業を実施し、国際性豊かな人材の育成に努めます。
- (2) ホームステイの受け入れや通訳などの住民ボランティアの確保に努めます。
- (3) 民間交流団体などの国際交流活動を支援します。
- (4) 英語指導助手を継続配置し、生きた英語学習を進めるとともに、学校教育や社会教育と連携しながら、住民の国際理解を図ります。

主な施策

国際化・国際交流の推進

- (1) 海外研修事業などによる国際理解の増進
- (2) ホームステイや通訳など地域ボランティアの育成
- (3) 交流推進組織の育成と体制強化

第7節 地域間交流

現況と課題

自由時間の増大や交通の利便性の向上などにより、地域間の交流が活発化しており、このような交流の活発化を地域の活性化に結びつけていくことが求められていることから、都市との交流やスポーツ、或いは祭りを通じての交流、芸術・文化などに触れる機会を通じての交流など、地域の個性に応じた交流を拡大するとともに、新たな活力を生み出す地域連携・交流を促進し、地域の活性化につなげることが求められています。

基本方針と施策の概要

旧友好町との交流促進

- (1) 旧三重県長島町とは友好町提携を行っていましたが、市町村合併により桑名市となりました。引き続き、長島地区との物産展交流や人的・文化的交流を積極的に展開します。

ふるさと会との交流促進

- (1) 苫前町出身者で組織されている「ふるさと会」との情報交換を密にし、町の振興を図ります。

住民同士がふれあえる機会の充実

- (1) 各世代が集える多様なプログラムのあるサークル活動の支援を行います。
- (2) 各地域のコミュニティの充実を図り、さらに日常生活においても支えあう仕組みを充実させながら、地域間の連携により住民同士が支えあう仕組みづくりを進めます。
- (3) 多世代が交流できるイベントや祭りなどを開催し、町内の交流機会の創出を図ります。
- (4) 地域間や異業種交流促進による交流人口の拡大を図り、より良いふるさとづくり意識の高揚を図ります。

町外との交流の充実

- (1) 周辺市町村とのふれあいや交流を大切にした地域間の交流を促進する組織づくりや活動の支援を行います。
- (2) 農業・林業・水産業・観光などの各種団体との連携を強化しながら、多様なニーズに対応した参加型体験観光を促進します。
- (3) 道内外の地域とのスポーツ・文化交流やネットワークづくりを促進するとともに、多くの住民に優れた文化に接する機会を提供するため、スポーツ・文化環境の整備拡充に努めます。

主な施策

地域間交流の促進

- (1) 旧三重県長島町（桑名市長島地区）との交流の促進
- (2) 苫前町出身者で組織されている「ふるさと会」との交流促進
- (3) 地域間や異業種交流推進による交流人口の拡大
- (4) 多様なニーズに対応した参加型体験観光の促進
- (5) 優れた文化等に接するためのスポーツ・文化環境の整備拡充

第8節 地域づくり・定住

現況と課題

地域社会が抱える課題は多様化しており、安心して暮らせる地域社会を実現するためには、住民と行政が相互理解のもとにパートナーシップを築き、より積極的に連携しながら多様化する地域課題に対応していくことが必要となっています。

このため、コミュニティ組織などの住民活動の活性化を促進するなど、「協働」が経済・雇用、少子・高齢化や環境問題への対応といった幅広い分野で、地域社会を支える仕組みとして定着するよう、取り組む必要があります。

また、コミュニティ活動拠点として整備してきた地域集会施設に対する支援が求められています。

定住施策として、全町各地域において人口の減少が進んでおり、これらの地域を担う人材の確保やコミュニティ活動、さらには商店街への影響など、大きな問題となっています。

このように、人口の減少は産業や福祉、生活環境全般において影響を及ぼすため、人口の推移または増加を視野に入れた施策が必要となっています。

基本方針と施策の概要

協働による地域社会づくりの促進

- (1) 町内会における地区組織及び連合組織の組織強化や再構築を推進し、各組織の交流やリーダーの育成を図ります。
- (2) 協働への意識啓発やさまざまな分野での協働の試みを促進し、協働ネットワークの整備を図ります。
- (3) 住民や住民活動団体を対象とした各種講座や相談活動の充実を図りながら、NPO法人設立の促進や住民活動などに関する理解を深め、住民活動団体が活動しやすい環境の整備を図ります。
- (4) 地域住民が自主的かつ主体的に活動する地域事業に対し、支援する制度の確立を図り、コミュニティ活動の活性化に努めます。

地域集会施設の支援制度の推進

- (1) 地区を単位とするコミュニティ活動の拠点である地域集会施設の支援制度を推進するとともに、これを活動拠点とした自由なふれあい活動の展開を促進します。

定住・移住の促進

- (1) 子どもから高齢者まで安心して暮らせる施策を展開します。
- (2) 子どもを産み育てやすいまちとして、子育て支援の充実を図ります。
- (3) 住宅環境の整備や雇用の場の確保に努めます。
- (4) 移住に伴う受け入れ体制の整備や最新の移住情報の発信、さらには、移住相談窓口の設置などに取り組みます。
- (5) 移住環境の整備や移住体験事業を展開し、移住の促進を図ります。

空き家・廃屋対策の推進

- (1) 移住希望者の要望に応えるとともに、町内における空き家の有効活用や適正管理を通じて、移住・定住促進による地域活性化を図るために、空き家情報等を提供します。
- (2) 廃屋撤去は、所有者個人の責任ではありますが、まずは行政として対応可能な課題から取り組みます。

主な施策

協働による地域社会づくりの促進

- (1) 町内会組織などの充実と地域リーダーの育成
- (2) 住民活動団体が活動しやすい「協働環境」の整備
- (3) 地域活動に対する支援制度の確立

地域集会施設の支援制度の推進

- (1) 自由なふれあい交流活動の拠点施設としての支援制度の推進

定住・移住の促進

- (1) 住宅環境の整備や雇用の場の確保
- (2) 受け入れ体制の整備や最新の移住情報の発信、さらには移住相談窓口の設置
- (3) 移住環境の整備や移住体験事業の展開

空き家・廃屋対策の推進

- (1) 空き家情報（苫前町住まいるネット制度）の促進
- (2) 廃屋対策の推進

第9節 男女共同参画・人権

現況と課題

男女共同参画については、近年における社会環境の変化を背景として、女性自らが職場や地域活動など社会のさまざまな場へ参加することが活発化し、住民生活の向上や経済社会の発展に対する女性の貢献が重要となっています。

まちづくりには、多様な考え方を生かしていくことが求められており、特に女性の積極的な参画が重要となっています。住民一人ひとりが性別にかかわらず、社会のあらゆる分野に参画することができるよう「男女共同参画社会」の実現に向け、一層の取り組みが必要となっています。

人権については、日本国憲法で保障されている基本的人権に関し、暴行虐待、強制強要などといった人権侵犯が高い水準で発生している現状を鑑み、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。

本町においては、幸いにも人権侵犯事件は発生していませんが、基本的人権を擁護し、人権思想を普及するため、各種の周知活動を行うとともに、法務大臣から委嘱された人権擁護委員2名による特設人権相談を年2回程度開設しています。

基本方針と施策の概要

男女共同参画の推進

- (1) 性別による固定的な役割分担の改革など、男女共同参画社会への住民理解を進めます。
- (2) 各種団体や事業所をはじめ、あらゆる分野において男女が平等に参画できる機会を拡充します。
- (3) 子育て支援策の充実を図るとともに、男女の育児・介護休暇制度の啓発に努めます。

人権擁護の推進

- (1) 人権教育及び人権啓発に関する法律に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえ、人権尊重社会の早期実現に向けた人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するとともに、町と人権擁護委員との連携を強化し、相談活動の充実を推進します。
- (2) 地球温暖化など地球規模での環境破壊、科学技術の進展に伴う社会環境の変化、高度情報化に関連した個人情報保護など、新たな人権課題が生じていることから、関係機関との連携を強化して、これらの課題に対処する必要があります。また、住民との相談事業にあたっては、個人情報やプライバシーの保護等に配慮した相談体制の整備に努める必要があります。

主な施策

男女共同参画の推進

- (1) 男女共同参画社会づくりの意識づくりと啓発活動の強化
- (2) 女性団体への活動支援の充実
- (3) 各種審議会等政策決定の場への参加促進

人権擁護の推進

- (1) 人権擁護委員や関係機関との連携強化による相談活動の充実
- (2) 個人情報やプライバシーの保護等に配慮した相談体制の整備

第10節 消費者生活

現況と課題

近年、悪質商法や欠陥商品によるトラブル、消費期限の改ざんなど食品の安全確保が大きな社会問題となっています。また、消費者基本法が平成16年に施行されたことにより、これまでの「保護される消費者」から「自立する消費者」への転換が求められています。

契約方法や販売方法も現金取引、店舗販売に加え、割賦販売や訪問販売などが増加し、さらにはインターネットを利用した商品取引など複雑多様化しています。

このため、契約や商品をめぐる消費生活の問題に対しては、消費者が自ら考え行動するため、情報提供を推進していくとともに、消費者被害の適切な救済および被害の未然防止を図ることが必要となっています。

また、既存商店などの廃業に伴う購買活動を支える生活・買い物弱者対策が求められています。

基本方針と施策の概要

消費者生活の安定と向上の確保

- (1) 消費者が正しい知識や考え方を身につけることができるよう、意識啓発を行うとともに、消費者団体の自主的活動を支援します。
- (2) 消費者が被害に合わないよう消費生活窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携や情報交換に取り組みます。
- (3) 悪質商法の新たな手口や商品の安全性、消費者被害の未然防止など消費に関する情報提供の充実を図ります。
- (4) 生活・買い物弱者に対応した商業活動のあり方を検討します。

主な施策

消費者生活の安定と向上の確保

- (1) 消費者が確かな知識と判断を身に付け、行動するための普及啓発と情報提供の充実強化
- (2) 消費者協会と連携した研修会の開催
- (3) 消費者に身近な場所での苦情相談に適切に対応できるよう、専門相談員等の育成と配置の推進、併せてその相談体制の整備拡充
- (4) 消費者団体への支援措置の充実
- (5) 消費者ニーズの把握と生活・買い物弱者に対応した商業活動の検討

第4章 活力ある町の躍動計画

第1節 農業・畜産業

現況と課題

本町の農業は、良質な農畜産物の安定的な生産・供給をはじめ、環境保全や美しい農村環境の形成など多面的な機能の発揮とともに、食品加工や観光など幅広い産業と結びつき、本町の基幹産業として重要な役割を果たしています。

しかしながら、WTO（1995年に新しく国連の関連機関の一つとして設立された初の国際貿易機関。組織的に世界貿易の自由化と貿易ルールをつくり、グローバルな貿易進展の枠組みを設定していく機関）・FTA（二国間または地域間（多国間）において、物品の関税や数量制限など貿易障害となる壁を相互に撤廃し、自由貿易を行う協定）交渉の進展や国の新たな「食糧・農業・農村基本計画」に基づく農政改革など、農業を取り巻く情勢は大きく変化しており、農業者の先行き不安感や不透明感が増大するとともに、担い手の減少や高齢化などさまざまな課題を抱えているほか、食の安全・安心に対する消費者の関心も高まりをみせています。

こうした中で、食糧供給基地としての役割をこれまで以上に発揮していくことが求められており、安全で良質な食糧を安定的に生産・供給する体制づくりを一層進めていくことが重要となっています。

このため、生産基盤や流通加工体制の整備を図るとともに、担い手の確保・育成への取り組みや農地流動化の促進など、安定的な農業生産体制を確立する必要があります。

また、地域ブランドの形成を図り、収益性の高い作物の導入による経営の安定化や、環境保全に対する意識の高まりに応えるため「クリーン農業（農業の持つ循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業）」、「循環型農業」を促進するとともに、農業の持つ多面的な機能が十分に発揮されるよう、活力と魅力ある農村づくりを進めていくことが必要です。

さらには、本町の酪農畜産の発展のため、分業化による労働力を確保する酪農ヘルパーやTMRセンターと並び町営牧場の利用拡大による機能強化は不可欠であり、現状の利用形態に応じた再編整備が必要となっています。

基本方針と施策の概要

農業基盤の整備

- (1) 優良農地の維持や生産性、収益性の高い農業の展開を図るために、長期的な視点に立った計画的な土地基盤整備事業を推進します。
- (2) 農道整備においては、農畜産物輸送の効率化や農村生活環境の改善などにも考慮した、交通ネットワークの形成を推進します。
- (3) 自然災害から農地を守るため、土地改良施設の機能維持を図るなど、施設管理体制を強化します。
- (4) 農畜産物の副産物を有効に活用した地力保全対策を進めます。

農業支援システムの充実

- (1) 最新の気象情報の入手や農地流動化の迅速な手続きに必要な農業情報システムの活用と整備充実を図ります。

農地の流動化の促進

- (1) 担い手への農地の流動化を図るとともに、経営の効率化を図るため、農地の集団化などを進めます。
- (2) 優良農地の確保・保全に努めるとともに、遊休農地の発生防止・解消に向けた取り組みを促進します。

担い手の確保・育成

- (1) 農業後継者の育成や仲間づくり、パートナー対策を推進するとともに新規参入希望者の確保に努め、担い手の育成を図ります。
- (2) 女性農業者が経営や地域活動に参画しやすい環境づくりを進めるとともに、高齢者の豊富な経験や技術を活かせる活躍の場の確保を図ります。

農業経営の改善

- (1) 関係機関と協力し、営農指導の充実・強化を促進するとともに、農業金融制度の効果的活用のもとに足腰の強い経営への体質強化を図ります。
- (2) 地域を担う認定農業者の育成や農業経営の法人化を促進するとともに経営改善計画の指導体制を強化し、効率的かつ安定的な経営体の育成・確保を図ります。
- (3) コントラクター（農業経営の規模拡大や複合化、労働負担の軽減のため、農作物の収穫や耕起などの農作業を請け負う組織）や酪農ヘルパー（休日の確保など酪農の労働環境改善のため、酪農家に代わり搾乳や飼料給与などの作業を行うヘルパー要員を、農業者などによる組織から派遣する制度）の利用を促進し、効率的でゆとりある農業経営を推進します。
- (4) 経営の複合化を促進するとともに、農産加工やファームイン（農村に滞在し、自然とのふれあいを求めようとする都市住民を受け入れる農家（農場）民宿）などのグリーンツーリズム（ファームイン、貸しロッジ、農村体験施設などを利用して農村地域に滞在し、農山村の自然・文化・人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動）の取り組みによる経営の多角化を進めます。
- (5) 近年、エゾシカ等による農作物の被害が増大していることから、被害防止のため、有害鳥獣の駆除強化に努めるほか、農地への侵入を防ぐ電気柵の設置を進めます。

生産性の向上

- (1) 有機質資源を活用した土づくりや合理的な輪作体系の確立を図るとともに、農業試験ほ場での成果を活用し、農畜産物の安定的な収量確保や品質の向上を図ります。
- (2) 野菜など産地としての計画的な育成を図り、機械化体系の構築や労働力の確保に努め、安定的な生産を推進します。
- (3) 良質な自給飼料の効率的生産を促進するため、補助事業などを活用した計画的な草地整備や粗飼料収穫コントラクターの利用を促進します。

- (4) 家畜の疾病や事故による損失を防ぐため、家畜衛生対策の充実を図ります。
- (5) 適正な飼料給与や繁殖管理技術の改善を図り、飼養管理技術の向上を図ります。
- (6) 町営牧場の効率的な管理運営と現状の利用形態に応じた施設整備を行うとともに、預託農家における粗飼料の安定確保を図ります。

高付加価値化の促進

- (1) 競争力のある地域ブランドの形成に向けた取り組みとして、「クリーン農業」「循環型農業」を基本とした栽培技術の向上に努めるとともに、貯蔵・集出荷などの流通体系の整備を進めます。
- (2) 産学官の連携を強化し、新製品やブランドの開発、販路拡大など、農畜産物の付加価値向上に向けた取り組みを促進します。

環境との調和

- (1) リサイクルを基本とした農業系廃棄物の適正な処理を推進するとともに、排出量の抑制に向けた取り組みを推進します。
- (2) 家畜ふん尿の適正な管理と積極的な利活用を促進するため、糞尿処理技術の紹介や、堆肥施設の有効性について啓発に努め、耕畜連携による地域循環システムの推進を図ります。
- (3) 農村の生活の場としての魅力を一層高めていくため、快適でゆとりある生活環境の整備を進めます。
- (4) 生産者および関係機関と連携し、低農薬や有機栽培などの環境保全型農業の定着を進めます。

都市と農村との交流

- (1) 美しい農村景観の創出を促進し、都市住民の休養、教育の場として開かれた活力ある農村づくりに努め、グリーンツーリズムを推進します。
- (2) 農業、農村に対する理解を深めるため、自然と調和した農村環境や文化など情報の発信に努めます。

農業に対する理解の促進

- (1) 食糧を生産する農業の役割や重要性を理解・体験する食農教育（健康の基本となる「食」とそれを支える「農業」について学び、体験すること）を推進します。

消費者と生産者との結び付きの強化

- (1) 消費者との交流を図り、消費者の需要動向に対応した農畜産物を生産し、地産地消（地元で取れた生産物を地元で消費すること）を進めます。

新しい時代への対応

- (1) 農地の保全と農業生産活動を自立的かつ継続的に実施していくため、時代に即応した情報の管理、経営規模拡大に伴う近代化施設の整備を進めます。
- (2) 気象条件など地域に適した新規作物の導入を促進します。
- (3) 農業関連分野への就業機会の拡大を図るため、加工や販売、サービスを組み合わせた農業関連産業であるアグリビジネスの創出を推進します。

団体の育成と連携強化

- (1) 農業関係団体の育成とともに、商工業団体をはじめ、全ての業種との連携強化、消費者との交流などを進め、住民一体となった農業振興に努めます。

主な施策

農業基盤の整備

- (1) 長期的視点に立った計画的な土地基盤整備事業の推進
- (2) 農道の整備促進
- (3) 農業用施設・設備の整備拡充と土地改良施設などにおける施設管理体制の強化
- (4) 農畜産物の副産物を活用した地力保全対策の推進

農業支援システムの充実

- (1) 農業情報システムの活用と整備拡充

農地の流動化の促進

- (1) 農地の流動化・集団化に向けた取り組みの促進
- (2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた取り組みの促進

担い手の確保・育成

- (1) 後継者・担い手・パートナー対策の推進
- (2) 女性農業者の農家経営や地域活動に参画しやすい環境づくりの醸成と高齢者の活躍の場の確保

農業経営の改善

- (1) 農業金融制度の効果的な活用による経営体質の強化
- (2) 認定農業者の育成や農業経営法人化の促進
- (3) コントラクターや酪農ヘルパーの利用促進
- (4) グリーンツーリズムの取り組みによる経営の多角化
- (5) 有害鳥獣の駆除強化と電気柵設置の推進

生産性の向上

- (1) 有機質資源を活用した土づくりと農業試験ほ場での成果の活用促進
- (2) 機械化体系の構築と労働力の確保対策の推進
- (3) 補助事業などを活用した計画的な草地整備と粗飼料収穫コントラクターの利用促進
- (4) 家畜衛生対策の充実
- (5) 飼養管理技術の向上に向けた取り組みと乳牛・乳質向上対策の推進
- (6) 町営牧場の効率的な管理運営と草地及び畜舎等施設の再編整備の推進

高付加価値化の促進

- (1) クリーン農業を基本とした栽培技術の向上と貯蔵・集出荷などの流通体系の整備
- (2) 産学官と連携した新製品やブランドの開発、さらに負荷価値向上に向けた取り組みの促進

環境との調和

- (1) 農業系廃棄物の適正処理の推進と排出量の抑制に向けた取り組みの促進
- (2) 家畜ふん尿の適正な管理と耕畜連携による地域循環システムの推進
- (3) 下水道区域外における個人設置型浄化槽設置事業の促進
- (4) 低農薬や有機栽培などの環境保全型農業の定着に向けた取り組みの促進

都市と農村との交流

- (1) グリーンツーリズムの推進

農業に対する理解の促進

- (1) 食農教育の推進

消費者と生産者との結び付きの強化

- (1) 消費者の需要動向に対応した農畜産物の生産と地産地消の推進

新しい時代への対応

- (1) 経営規模拡大に伴う近代的施設の整備拡充
- (2) 加工や販売、サービスを組み合わせた農業関連産業であるアグリビジネスの創出支援

団体の育成と連携強化

- (1) 青年部・女性部をはじめとした各種組織の育成強化と、商工業団体をはじめとした他団体との連携強化

主要作物作付面積及び収穫高

作物別	作付面積 (ha)	収穫高 (t)
水 稲	825	2,960
小 麦	183	687
ばれいしょ	10	196
大 豆	235	406
小 豆	194	305
いんげん豆	8	10
てんさい	59	3,353
かぼちゃ	150	1,305
スイートコーン	55	215
メロ ン	36	778
アスパラ	2	11
ミニトマト	3	141

(平成21年度苫前町農協資料)

農家、農用地、家畜等

区 分		平成22年2月1日現在	
農家数	総 数	143 戸	
	専 業	102	
	兼業	1 種	36
		2 種	5
農家人口			
農用地面積	経営耕地積	田	1,563 ha
		畑	1,730
		樹園地	0
		計	3,293
	家畜頭数	乳 牛	1,575 頭
	肉 牛	6	
	豚	242	
	馬		
	にわとり		
	めん羊		
経営規模別農家数	総 数	143 戸	
	0.1ha～ 0.99ha	2	
	1.0 ～ 2.99	6	
	3.0 ～ 4.99	6	
	5.0 ～ 9.99	33	
	10.0 ～ 19.99	50	
	20.0 ～ 29.99	21	
	30ha以上	25	
例外規定			

販売乳量（1月～12月）

平成16年	8,179 t
平成17年	7,950 t
平成18年	8,072 t
平成19年	8,100 t
平成20年	8,654 t
平成21年	8,459 t

（平成22年度苫前町農協資料）

（平成22年2月20日農林業センサス）

（ ）内数値は自家用飼育家畜（平成22年4月1日現在）

農業粗生産額

総 数		千万円	
農 業 粗 生 産 額	耕 種	米	710,400
		麦類	35,214
		雑穀・豆類	185,923
		いも類	17,381
		野菜	678,286
		工芸農作物	36,574
		種苗・苗木、その他	
		計	1,663,778
	畜 産	肉用牛	49,922
		乳用牛（生乳）	652,313
豚（豚肉）		12,697	
その他		30,480	
	計	745,412	

（平成21年度苫前町農協資料）

第2節 林業

現況と課題

当町の森林は、町域の85%を占め、貴重な森林資源を有しています。森林は、林業を支える貴重な資源であるとともに、二酸化炭素吸収による地球温暖化の防止、水源の涵養（雨水を吸収して水源の枯渇を防ぎ、また、水流が一時に河川に集中して洪水を起こすことを防ぐ森林）、災害の防止、景観の保全など、多面的な機能を備えています。

近年の木材単価の低迷や外国産材の輸入増加、山村地域の過疎化及び高齢化などの社会情勢の変化に伴い、森林整備の意欲の低下や不在地主の増加により、森林の荒廃が進んでいることから、各種事業により、民有林及び町有林の造林などに努めてきたところであります。

今後も各種事業の活用による民有林の森林整備に対する支援や町有林の育成を後続的に実施し、森林の育成による森林機能の活性化や森林資源の充実を図る必要があるとともに、事業を展開するための担い手の確保・育成が求められています。

基本方針と施策の概要

多面的機能を重視した森林づくり

- (1) 森林の有する公益的機能の維持増進のために計画的な造林・育林事業を進め、水源涵養や山地災害の防止を図るとともに、生活環境や生物多様性の保全、保健機能など森林の持つ多様な機能の活用を推進します。
- (2) 森林の現況を調査するとともに、森林所有者に対する保育管理等の森林施業の啓発や管理委託システムを推進し、適正な森林整備を図ります。

民有林の振興

- (1) 地域の中核的な林業事業体である森林組合との一層の連携を図り、森林所有者による下草刈りや除間伐などの森林施業を促進するなど、民有林の振興を進めます。

林業経営の安定化

- (1) 林業関係団体や林業グループと連携を図りながら、林産資源の付加価値の検討や技術研修を推進し、活力ある林業経営の展開を図ります。
- (2) 森林施業の共同化を促進するとともに、適正な管理のもと発生した生産材の循環経済及び流通システムの構築を検討します。

木材の利用促進

- (1) 健康面や情緒面など木の良さの普及啓発を図り、カラマツや間伐材などの木材利用を促進します。

森林に対する理解の促進

- (1) 植樹祭や森林体験学習など木とふれあう機会や森林・林業に関する学習機会の充実を図り、森林の持つ機能や効果についての理解を深めます。

- (2) 森林機能や林業についての啓蒙普及を図るとともに、住民がみどりとふれあい、親しむための保健・レクリエーション活動の推進に努めます。
- (3) 豊かな海づくりなど、環境に配慮した森林づくりを推進します。

育苗事業の推進

- (1) 育苗事業の充実など「育てる」林業を一層推進するとともに、林業従事者の雇用の場の確保を図ります。

団体の育成と連携強化

- (1) 林業関係団体の育成とともに、団体と連携を取りながら林業後継者の育成を促進します。

主な施策

多面的機能を重視した森林づくり

- (1) 計画的な造林・育林事業の促進
- (2) 森林所有者に対する保育管理等の森林施業の啓発や管理委託システムの推進

民有林の振興

- (1) 下草刈りや除間伐などの森林施業の促進

林業経営の安定化

- (1) 林業資源の付加価値化の検討及び技術研修の推進
- (2) 森林施業の共同化の促進と循環型経済及び流通システムの構築検討

木材の利用促進

- (1) 木材に対する理解普及啓発と地元木材の利用促進

森林に対する理解の促進

- (1) 森林を生かした自然体験学習の推進
- (2) 保健・レクリエーション活動の推進
- (3) 豊かな海づくりなどのための森づくりの推進

育苗事業の推進

- (1) 育苗事業の充実と林業従事者の雇用の場の確保促進

団体の育成と連携強化

- (1) 森林組合組織の充実強化
- (2) 林業グループや後継者の育成

森林面積及び蓄積

区分	森林面積(ha)					森林蓄積(千m ³)		
	計	天然林	人工林	無立木地	その他	計	針葉樹	広葉樹
国有林	30,841	24,867	5,349		625	3,237	1,145	2,092
道有林	951	624	290	8	29	137	84	53
町有林	847	574	209	64		99	44	55
私有林	5,786	3,306	2,012	468		549	286	263
総数	38,425	29,371	7,860	540	654	4,022	1,559	2,463

(北海道林業統計 平成22年4月1日現在)

第3節 水産業・漁港

現況と課題

当町の水産業は、沿岸漁業を主としており、カレイ・タコ・コンブ・ウニ、さらには、沖合漁業のエビ、海面養殖業のホタテなど、四季折々の漁獲があります。水産資源は無尽蔵ではなく、安定した供給のためには水産資源と漁場の適正な管理が必要であることから、ウニ種苗放流などを実施し、獲る漁業からつくり育てる栽培漁業・資源管理型漁業への転換を図っています。

近年は食品衛生対策の向上やHACCP（食品の原料の受け入れから製造・出荷までの全ての工程において、危害の発生を防止するための重要なポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法）対応、消費者ニーズに伴う安全・安心な水産物の供給が求められていることから、当町では製氷・冷凍・冷蔵施設の整備、或いは、雪を活用した定温荷捌所の整備を促進しながら、水産物の品質向上に努めているところです。

しかし、近年の異常気象や災害による水産資源の減少や航路・漁場における漂砂の堆積、漁業就労者の減少と高齢化など、漁業経営の安全・安心が大きな課題となっているところであり、また、海産物への付加価値添加や観光業との連携による加工品の開発が求められています。

一方、本町水産業の拠点漁港である苫前漁港は、マリナビジョンモデル地域の指定を受け、国直轄による沖合整備が進んでおり、道内外から入港する外来船乗組員から早期完成が望まれています。

基本方針と施策の概要

漁業基盤の整備

- (1) 苫前漁港は、マリナビジョンモデル地域の指定を受け、水産物生産拠点漁港として沖合整備が進められていますが、引き続き関係機関と連携を図りながら、衛生管理対策に向けた施設づくりを進めます。
- (2) 力昼漁港の安全な漁港利用を図るため、漁港施設の老朽化に対応した補修整備を関係機関と連携を図りながら計画的に進めます。

資源管理型漁業の推進

- (1) 浅海資源の種苗放流（ウニ）、ニシンやヒラメの放流、ハタハタなどの増殖及び栽培漁業に対し、魚介類の資源の保護増大に向けた支援を実施するとともに、環境等の調査研究を推進します。
- (2) 沿岸の磯焼け対策と漁業資源の増大のため、既存漁場の再生と新たな漁場及び藻場造成の整備を進めます。

担い手の確保・育成

- (1) 漁業後継者の育成や仲間づくり、パートナー対策を推進するとともに高齡化による労働力の低下に対応し「漁業体験教室」の実施や「漁業担い手育成支援事業」などによる新規就業者の受け入れを図ります。
- (2) 女性従事者が経営や地域活動に参画しやすい環境づくりを進めるとともに、高齡者の豊富な経験や技術を活かせる活躍の場の確保を図ります。

漁業経営の改善

- (1) 関係機関と協力し、漁業経営指導の充実・強化を促進するとともに、漁業金融制度の効果的活用のもとに足腰の強い経営への体質強化を図ります。
- (2) 生産コストの低減や効果的な操業体制づくりの促進に努め、漁業経営の協業化と体質強化を図ります。
- (3) 沖合に毎年トドが来遊し、漁具被害の増大で操業を見合わす状況となっていることから、トドの来遊期に駆除・追い払いなど漁業被害の防止に努めます。

高付加価値化の促進

- (1) 産学官の連携を強化し、本町の産品を活かしたブランド品の開発、販路拡大など、水産物の付加価値向上に向けた取り組みを推進します。

環境との調和

- (1) 豊かな海づくりのための森づくりを進めます。
- (2) リサイクルを基本とした漁業系廃棄物の適正な処理を推進するとともに、排出量の抑制に向けた取り組みを推進します。

団体の育成と連携強化

- (1) 漁業関係団体の育成とともに商工業団体をはじめ、全ての業種との連携強化、消費者との交流を進め、住民が一体となった漁業振興に努めます。

快適で潤いのある漁港環境の形成

- (1) 隣接する海水浴場、オートキャンプ場、町営風力発電所や苫前漁港ダブルデッキと連動した漁港環境整備地区を都市交流拠点として位置づけ観光客及びプレジャーボート利用者と漁業者が、一体に活用できる総合的な海洋ゾーンの振興を図ります。

主 な 施 策

漁業基盤の整備

- (1) 苫前漁港及び力昼漁港の整備促進

資源管理型漁業の推進

- (1) 人工礁などの漁場造成の推進
- (2) 魚介類の増養殖事業の促進
- (3) 栽培漁業技術の開発促進
- (4) 資源保護対策の促進

担い手の確保・育成

- (1) 漁業士などリーダーの育成と後継者・担い手対策の推進
- (2) 女性従事者が経営や地域活動に参画しやすい環境づくりの醸成と高齢者の活躍の場の確保

漁業経営の改善

- (1) 漁業金融制度の効果的な活用による経営体質の強化
- (2) 生産コストの低減や効率的な操業体制づくりの促進
- (3) とど被害防止対策の積極的な推進

高付加価値化の促進

- (1) 産学官と連携した新製品やブランドの開発、さらに付加価値向上に向けた取り組みの促進

環境との調和

- (1) 豊かな海づくりのための森づくりの推進
- (2) 漁業系廃棄物の適正処理の推進と排出量の抑制に向けた取り組みの促進

団体の育成と連携強化

- (1) 青年部・女性部をはじめとした各種組織の育成強化と他団体との連携強化

快適で潤いのある漁港環境の形成

- (1) 都市住民等との交流促進拠点を旨とした漁港環境整備地区海洋ゾーンの振興

漁獲高推移

(単位 数量：トン・金額：千円)

年度別 漁獲別	平成18年		平成19年		平成20年		平成21年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
にしん	20	5,871	14	5,271	27	9,406	22	9,263
さけ	6	1,184	2	670	1	199	2	571
ひらめ	20	28,949	24	30,302	39	45,691	20	19,914
かれい類	376	111,391	398	121,444	486	128,181	375	97,726
ほっけ	39	1,335	22	904	78	3,833	96	3,661
そい	2	1,343	3	3,019	4	2,509	4	1,943
かすべ	14	12,153	14	14,059	18	15,580	26	19,197
あぶらこ	1	274	1	281	1	516	1	332
えび	209	272,156	198	262,276	209	273,118	147	214,197
すけそう	20	1,256	20	1,298	55	3,268	52	2,625
たら	9	2,123	15	2,738	19	4,246	34	4,080
はたはた	4	3,524	4	3,242	11	7,321	3	1,980
いか	973	281,677	326	100,913	690	185,062	518	118,371
たこ	371	194,641	306	156,973	272	122,644	283	104,490
ほたて	2,899	889,880	2,716	901,981	2,900	866,205	2,925	863,545
なまこ	61	164,824	61	170,780	62	188,391	62	215,393
こんぶ	9	14,113	6	12,216	7	9,354	8	11,567
うに	5	3,497	7	6,315	7	5,487	8	6,245
その他	109	27,281	91	24,730	101	30,414	94	25,985
計	5,147	2,017,472	4,228	1,819,412	4,987	1,901,425	4,680	1,721,085

(平成21年12月末現在)

漁船数(動力船)

区分	隻
船外機	68
0～3t	2
3～5	23
5～10	20
10～20	1
20～30	
30～50	
50～100	1
合計	115

(平成21年12月末現在)

経営体系

区分	経営体系
個人	65
会社	5
漁協	1
共同経営	
計	71

(平成21年12月末現在)

第4節 商業・鉱工業

現況と課題

商業は、モーターゼーションの発展等により、近隣市町への移動時間短縮により消費者の行動範囲の拡大、また、近隣市町との地域間競争や大型商業施設の進出によって購買力が流出しており、既存商店にとって大きな問題となっています。

今後は、既存商店の廃業に伴う生活・買い物弱者対策に傾注を図りながら、地場製品の販売や飲食メニュー等の開発による他地域との差別化や魅力ある商店街の形成など、販売力の向上への取り組みや農商工との連携が必要となっているとともに、地域資源を活かしたコミュニティビジネス（地域が抱える課題を地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業のこと）、スモールビジネスなどの地域の実情に即した多様な分野における新規事業の立ち上げりを支援するための幅広い情報提供や共同利用施設の整備に向けた取り組みが重要となっています。

鉱工業では、本町には食料品・製造業（水産加工業）、木材・木製品製造業などがあり、町内における貴重な雇用の場となっているとともに、地域経済を支える主要な産業となっています。しかし、景気の低迷により、事業所数は横ばいで推移しているものの製造業出荷額は減少傾向にあります。

今後も地場製品の付加価値向上に向けた製造業の育成強化に努めるとともに、企業の誘致に向けた積極的な働きかけが必要となっています。

基本方針と施策の概要

既存企業の振興

- (1) 地域資源を活用した新規事業への支援など、既存企業の活性化を図ります。
- (2) 中小企業の育成のために、北海道との連携を強化し、社会情勢にあった融資制度を提供して経営安定策を図ります。
- (3) 消費者ニーズの的確な把握に努めるとともに、各地域内の商業区域の特色づくりを図るなど、多機能を備えた商店街の再構築を検討します。
- (4) 商工会を取り巻く環境は、依然厳しいものであり、北海道が策定した「財政立て直しプラン」に基づく補助金制度や指導体制の見直しにより、商工会の運営に大きな影響を与えています。このことから、商工会の広域化及び財政状況を踏まえた環境変化に対応すべく、事業化・拡充に向けたアクションプラン、さらには、組織体制強化・拡充に向けたアクションプランの実践に向け、商工会と常に連携しながら協議・検討を行うとともに、情報を共有しながら可能なものから指導・支援します。

活発な商業活動の促進

- (1) 中小小売店の組織化など商業機能の充実を支援します。
- (2) 商工会との連携によりイベントなどの協働事業の展開を促進します。
- (3) 生活・買い物弱者に対応した商業活動を検討します。

- (4) 生活関連サービス業の創出やコミュニティビジネスなどの支援については、少子・高齢化といった社会構造の変化や健康志向の高まりなど、生活者の意識の多様化などにより新たなニーズが見込まれ、また、多種多様な雇用の場を生み出すなど、雇用創出効果が期待されることから、関係機関と連携を図りながら積極的に推進します。
- (5) 現在、苫前地区の国道沿線、さらには、古丹別地区の道道沿線においても空き店舗などが目立っています。このことから、まちなかの空洞化が懸念されることから、民間の創意工夫を得ながら、賑わいのあるまちづくりに向けて検討します。

企業誘致の促進

- (1) 関係機関と連携し、地場産業や地域資源と関連の強い業種を中心に、企業誘致の取り組みを進めます。
- (2) 新規企業が立地しやすい環境を整えるなど、企業立地の促進を図ります。

活力ある地域の産業づくり

- (1) 地域産業の育成や競争力強化のため、農林水産業と食品関連産業や観光関連産業との連携など、異なる産業間の連携の場づくりを進め、新製品の開発や販路拡大などの取り組みを支援し、個性や品質、安全・安心などの強みを持った良質な地域の加工品等のブランド化を促進します。

主な施策

既存企業の振興

- (1) 地域資源を活用した新規事業への支援促進
- (2) 経営の近代化と経営体質の強化を図るための制度資金の充実
- (3) 後継者の育成と研修機会の拡充
- (4) 消費者ニーズに対応した多機能な商店街の再構築に向けた検討
- (5) 商工会の広域化や事業強化・拡充などに向けた支援

活発な商業活動の促進

- (1) 中小小売店の組織化など商業機能の充実
- (2) 商工会との連携したイベントの促進
- (3) 消費者ニーズの把握と生活・買い物弱者に対応した商業活動の検討
- (4) 生活関連サービス業の創出やコミュニティビジネスなどの支援
- (5) 空き店舗などを活用した「コミュニティハウス」の構築に向けた検討

企業誘致の促進

- (1) 立地企業への優遇措置の拡大に向けた検討などを含めた企業誘致の促進
- (2) 新規企業が立地しやすい環境のための教育機関の充実や住宅環境、福利厚生などの労働環境の向上に向けた整備

活力ある地域の産業づくり

- (1) 地場製品の付加価値を高める産業の育成
- (2) 農商工が連携した地域資源の活用による新たな商品開発の推進
- (3) 異業種間交流の促進

商業の状況

業種別	商店数	従業者数	年間商品販売額
一般卸売業	4件	13人	439百万円
各種商品小売業	41	142	1,407
織物・衣類・身のまわり品小売業	4	9	38
飲食料品小売業	14	62	701
自動車・自転車小売業	1	-	-
家具・建具・じゅう器小売業	14	137	275
その他の小売業	16	56	-
総数	94	419	2,860

(平成19年商業統計調査)

工業の状況

業種別	工場数	従業者数	製造品出荷額
食料品・製造業	4件	50人	×百万円
土石製品製造業	-	-	-
木材・木製品製造業	1	6	×
プラスチック製品製造業	1	4	-
出版・印刷・製造業	-	-	-
総数	6	60	-

(平成20年工業統計調査)

第5節 観光

現況と課題

近年の観光ニーズは、自然、健康、本物体験の指向が高まる中、多様化や個性化の傾向を増やしてきており、旅行形態も小グループや家族、個人旅行などが主流になりつつあるとともに、インターネットや情報産業の普及に伴い、自分で観光スポットを探し、費用節約型の観光指向も増加しています。

また、全国的に自然環境に対する関心や農漁村の価値を再認識する気運が高まる中、本町の自然や風土・食・景観などを取り組んだ体験型観光（地域の産業資源を学習や体験することにより、ものづくりの原点に触れること）を求める傾向も増えていることから、新たな取り組みが必要となっています。

本町は、海と山に囲まれていることから、この地域特性を活かし、とままえ地区ではホワイトビーチ、オートキャンプ場、温泉宿泊施設「とままえ温泉ふわっと」などが一体的に整備されています。また、上平地区には、国内最大規模の風力発電施設が稼動しており、風車の見学に訪れる観光客やツアー客など交流人口が増加しています。さらには、古丹別地区では、みどり豊かな緑ヶ丘公園、宿泊及び公衆浴場を兼ね備えた青少年研修センター「ななかまどの館」があり、憩いの場として活用されています。

近年におけるゆとりある生活の指向、余暇の増大、自然環境への関心の高まり等の要請を踏まえると、地域滞在型の促進に向けた観光客が満足できる施設の整備・拡充、観光ホスピタリティの向上など、ハード面からソフト面まで考慮した受け入れ体制の整備・充実や、観光の魅力を高めるための幅広くきめ細かな観光情報を的確に提供するとともに、観光推進体制の整備・拡充が求められています。また、夏型観光から脱却するために、観光の通年化をめざす滞在型観光への転換も求められています。

基本方針と施策の概要

観光振興の体制づくり

- (1) 観光協会を中心として、地域住民、行政が連携し、観光推進体制の整備拡充・強化を図るとともに、管内各市町村との協力による広域的な観光推進体制の確立や相互連携の強化を図ります。
- (2) 観光物産パンフレットの作成・配付、ホームページの活用、町内外の観光物産イベントへの積極的な参加・出品などによるPRの推進を図ります。
- (3) 観光を担う指導的人材やリーダーの育成・確保を図るとともに、地域住民を対象とした啓発や研修機会の充実を図りながら、観光振興に対する自立型の運営形態を検討します。

観光拠点などの充実

- (1) 町内の観光拠点を結ぶネットワークづくりを進めます。
- (2) 観光資源を最大限に活用した施設の充実と観光客のニーズにあった事業の展開を図ります。
- (3) 町内の観光施設等を結ぶ道路網・歩道・駐車場・休憩施設・案内標識等の整備拡充を促進し、町内外流動人口の受け皿としての観光基盤の整備を図ります。

地域資源を活かした観光・物産振興

- (1) 地域資源を活用した新しい観光資源の発掘と活用推進を図ります。
- (2) 豊かな自然環境や農漁村が広がる景観を活かしながら、ファームインや体験観光施設などの環境整備を促進し、グリーンツーリズムを推進するとともに、地域の体験型ツーリズムの事業化を促進するため、コーディネート機能の立ち上がりを支援します。
- (3) 農水産物や加工品など地域の特色を活かした物産の情報や地域の情報を広くPRするなど、販路拡大を促進します。
- (4) 凧あげ大会などを活用した冬のアウトドア型観光の推進と新たな観光資源の開発に取り組みます。
- (5) 凧まつり、北海道凧あげ大会、桜まつり、ふるさと祭り等のイベントの充実を図るとともに、産業間の連携を図り、魅力あるイベントづくりを進めます。

- (6) 地域の自然や産業、さらに風車等を定見・見学する観光企画の開発や地域素材を活用したグルメ観光企画の開発に努めます。

心に残るホスピタリティ（おもてなし）の充実

- (1) 高齢者や障がいのある人に配慮し、バリアフリー化に対応した観光関連施設の整備を推進します。
- (2) 観光産業の人材の育成を図るとともに、ホスピタリティ研修会や外国人観光対応の接遇研修会などの開催を支援するとともに、アウトドア資格制度によるアウトドアガイドの育成を図ります。

主な施策

観光振興の体制づくり

- (1) 観光協会を中心とした観光推進体制の整備拡充・強化と広域観光づくりの推進
- (2) 観光物産パンフレットの作成・配付とホームページの活用による観光PRの推進と観光物産イベントへの積極的な参加・出品
- (3) 地域リーダーなどの育成・確保と研修機会の充実

観光拠点などの充実

- (1) 町内観光拠点を結ぶネットワークづくり推進
- (2) 観光資源を最大限に活用した施設の充実と観光客のニーズにあった事業の展開
- (3) 計画的な観光施設の整備促進と効率的な維持管理の推進

地域資源を活かした観光・物産振興

- (1) 地域資源を活用した新しい観光資源の発掘と活用の推進
- (2) 自然や温泉を活用した滞在型観光の推進とコーディネート機能の支援
- (3) 自然・産業とふれあう体験型観光の推進
- (4) 農水産物や加工品など地域の特色を活かした物産の情報提供
- (5) 凧あげ大会などを活用した冬のアウトドア型観光の推進と新たな観光資源の開発
- (6) 産業間との連携による魅力あるイベントづくりの促進
- (7) 既存イベントの充実に向けた観光企画の開発
- (8) 地域素材を活用したグルメ観光企画の開発

心に残るホスピタリティ（おもてなし）の充実

- (1) バリアフリー化に対応した観光施設の整備拡充
- (2) 地域ぐるみで観光客をもてなす心を大切にするホスピタリティ運動の推進
- (3) アウトドアガイド資格制度によるアウトドアガイドの育成

観光施設入込数

(単位：人)

観光施設	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
ホワイトビーチ	44,391	24,812	19,038	15,649
夕陽ヶ丘オートキャンプ場	5,270	5,347	4,763	3,532
とままえ温泉ふわっと	72,803	72,482	62,101	84,614

(企画振興課資料)

第6節 風力発電事業

現況と課題

近年、世界的に化石燃料(石油・石炭等)枯渇の危機が叫ばれ、さらに既存エネルギー消費による環境への影響(地球温暖化・オゾン層破壊等)が、大きく問われています。

本町では、年間風速7.5m/sという風況特性を有効な資源として利用し、現在町の「夕陽ヶ丘ウィンドファーム・風来望(苫前夕陽ヶ丘風力発電所)」と民間2社による「上平グリーンヒルウィンドファーム(苫前グリーンヒルウィンドパーク・苫前ウィンブラ発電所)」が稼働しており、風力発電の最適地として、地球環境問題への貢献と地方自治体自らの先進地をアピールしながら、まちのイメージアップに努めています。町内に設置されている同施設は、日本国内における風力発電設置総出力の約2.4%(平成22年4月現在)に相当する総発電出力52,800kWと国内でも有数の規模を誇っており、地球温暖化防止活動自治体として、環境省をはじめ、多くの関係団体より表彰を受けたところであります。

今後は、世界規模で地球環境問題が重要視される中、新エネルギーの町として引き続き積極的な視察対応や情報提供を行い、風力発電の普及を推進するとともに、「風かおるまち」の実践のため、風力発電施設や風車模型等を活用した環境教育の推進が求められています。

また、風力発電推進市町村全国協議会等を通じて全国的な風力発電の連携を図りながら、運転開始12年目を迎えた町営風力発電所の安定的な運営と自主管理体制の充実も求められています。

基本方針と施策の概要

風力事業の健全な運営

- (1) 風力発電事業の長期的な視点に立った見通し、効率的な施設整備と適正管理に努め、経常収支の均衡を図りながら、健全な事業経営を維持します。
- (2) 風力事業に関する広範な情報の発信と、風力事業のPRを充実するとともに、住民の理解と協力が得られるよう風力経営に努めます。

町営「夕陽ヶ丘ウィンドファーム・風来望」の地域振興施策の検討

- (1) 町営風力発電施設からの発生電力の有効活用と周辺の公共施設への供給・消費を検討します。

環境を重視したまちづくりの促進

- (1) 風力事業を基盤とした取り組みとして、住民一人ひとりが、日常生活や生産活動において、快適な環境に配慮した行動を心がけるよう、環境教育の充実や住民参加型のイベントを開催し、風力発電事業の理解と環境にやさしいまちづくりを進めます。

主な施策

風力事業の健全な運営

- (1) 計画的かつ効率的な維持管理の推進
- (2) 健全な事業経営の維持・推進
- (3) 風力発電事業に関する情報発信の充実

町営「夕陽ヶ丘ウィンドファーム・風来望」の地域振興施策の検討

- (1) 風車公園の整備充実に向けての検討
- (2) 公共施設等への供給電力システムの検討

環境を重視したまちづくりの促進

- (1) 自然・産業とふれあう体験型観光の推進
- (2) 風力発電施設を活用した環境教育や学習の推進
- (3) 環境基本施策の構築とその実践に伴う再生可能エネルギーの検討

町内における風力発電施設の状況

発電所名など	総出力	規模	設置者
夕陽ヶ丘ウィンドファーム・風来望	2,200kW	600kW×2基 1,000kW×1基	苫前町
苫前グリーンヒルウィンドパーク	20,000kW	1,000kW×20基	(株)ユーラスエ エナジー苫前
苫前ウィンビラ発電所	30,600kW	1,500kW×5基 1,650kW×14基	(株)ドリーム アップ苫前
合計	52,800kW	42基	

(企画振興課資料)

第7節 雇用・労働者対策

現況と課題

全国的には景気が上昇しているものの、回復基調が遅れている道内においては、依然厳しい雇用環境にあり、特に新規学卒者の就職環境が厳しくなっています。

本町においても、企業誘致の推進や既存企業の活性化などにより、魅力ある雇用の場を創出することが大きな課題となっています。

また、季節労働者の安定的な雇用や、高齢者、障がい者の雇用の場の確保が求められています。

基本方針と施策の概要

新たな雇用と産業を支える人材の育成

- (1) 農林水産業への新規就業など、多様な就業機会の確保を図るため、新規就業者への研修・教育をはじめとする受け入れ体制の整備、就業希望者に対する情報提供、安定で働きやすい農林水産業の職場環境の整備を進めます。
- (2) 地域内における雇用創出を一層促進するため、一村一雇用おこしをはじめとする雇用開発の推進に取り組みます。
- (3) 離職者の再就職の促進や従業員の資質向上を図るため、事業主や公共職業安定機関などの緊密な連携のもと、訓練ニーズ等を的確に把握し、一層実効性のある就業訓練に取り組みます。
- (4) 既存企業の育成や企業誘致に努めるとともに関係機関と連携し、事業創設及び拡大による雇用創出を目指す事業者への支援を行ない、雇用の場の拡大・確保を図ります。
- (5) 冬期間における就労の場の確保に努めるとともに、季節労働者が通年就労できるよう事業者、季節労働者への支援を行います。
- (6) 高齢者の就業機会の拡大を図ります。
- (7) 障がい者の雇用促進のため、事業主に対して責任ある役割分担を求めていきます。

主な施策

新たな雇用と産業を支える人材の育成

- (1) 地域に密着した雇用対策の推進
- (2) 一村一雇用おこしをはじめとする雇用開発の推進
- (3) 留萌地域人材開発センターと連携した職業訓練等の充実
- (4) オロロン留萌中部・北部通年雇用促進協議会と連携した季節労働者の通年雇用促進
- (5) 高齢者及び障がい者の就業機会の確保

資 料

基本計画（まちづくりを推進するために）

（平成23年度～平成27年度）

中項目 (小項目)	事業(施策)名	事業主体	事業期間				
			23	24	25	26	27
1 住民参画の 推進	まちづくり懇談会の推進と行政施策報告会の開催	町					
	まちづくり基本条例の推進	町					
	まちづくり町民意見提出制度の推進	町					
	まちづくり提案箱の設置	町					
	政策・予算概要説明書の発行	町					
	親しみやすい広報誌の編集・発行	町					
	ホームページの充実	町					
	出前トークや住民アンケートなどの積極的な推進	町					
	地域担当職員配置制度の充実強化	町					
	ふるさと応援寄附金条例の推進	町					
2 行政運営の 推進	職員の資質向上の推進	町					
	まちづくり座談会の実施	町					
	予算編成における町長査定の公表	町					
	各種審議会委員の公募制の拡大	町					
	臨時窓口の開設	町					
	簡素で効率的な「小さな役場」づくりの推進	町					
	各種統計調査の実施	町					
3 広域行政の 推進	留萌地域活性化協議会事業計画の推進	町					
	構成市町村との連携強化(地域づくり連携会議など)	町					
	北海道から権限移譲される事務の拡充(受け皿として)	町					
	電算システムの共同化に向けた調査・研究の推進	町					
	地域主権型社会に向けた調査研究	町					
4 財政運営の 健全化	財政健全化プランの推進	町					
	財政指標等の積極的な公表	町					
	町税や使用料の徴収強化の推進	町					
	町有財産(遊休資産など)の売却処分の推進	町					
	新たな自主財源の確保に向けた調査研究	町					

基本計画（住みよい町の快適計画）

（平成23年度～平成27年度）

中項目 (小項目)	事業(施策)名	事業主体	事業期間				
			23	24	25	26	27
1 道路・交通 体系 (1) 道路	一般道道羽幌原野古丹別(停)線公安事業の推進	道					
	旭長島線(交通安全・歩道新設) L = 1,900m、W = 2.5m	町					
	北香川1号線(改良・舗装) L = 500m、W = 4.0m	町					
	昭和原野線(改良・舗装) L = 370m、W = 4.0m	町					
	苫前高台1号線(改良・舗装) L = 500m、W = 4.0m	町					
	東川川南線(改良) L = 730m、W = 4.0m	町					
	上平高台1号線 L = 350m、W = 4.0m	町					
	北星団地通線 L = 470m、W = 5.0m	町					
	古丹別西3条線 L = 70m、W = 4.0m	町					
	(2) 橋梁	港幌内線(幌内橋) L = 13.52m(上部工・下部工補修)	町				
旭長島線(忠進橋) L = 5.50m(上部工・下部工補修)		町					
長島5線道路線(修栄大橋) L = 164.80m(桁塗装)		町					
長寿命化修繕計画の策定(橋梁) N = 46橋		町					
(3) 農道	留萌中部5期地区広域営農団地農道整備事業(改良) L = 2,775m	道					
(4) 道路環 境整備	町道維持管理の推進 = 排水管清掃、交通安全施設整備、維持管理などの 業務、道路照明新設・取替工事	町					
	除雪対策事業の推進 = 産業道路除雪、生活道路除雪、道路排雪、 流雪溝管理などの業務	町					
	快適な道路環境の整備 = ボランティア・サポート・プログラムへの支援、 = シーニックバイウェイ北海道に伴う「萌える天北 オロロンラインルート」の認定に向けた取り組み への支援	町					

基本計画（住みよい町の快適計画）

（平成23年度～平成27年度）

中項目 （小項目）	事業（施策）名	事業主体	事業期間				
			23	24	25	26	27
(5) 交通体系	通学定期運賃補助事業	町					
	生活路線バス等維持費補助事業	町					
	バス待合所管理業務	町					
	上平・古丹別間のフリー乗降化の推進	町					
	定期的な町内循環バスの運行に向けた検討	町					
2 簡易水道	羽幌原野古丹別（停）線水道管移設事業 PP 50mm L=1,460m	町					
	水資源の確保 = 浄水場・取水場管理及び保守点検、 量水器及び漏水調査などの業務、量水器取替工事	町					
3 下水道	特定環境保全公共下水道事業	町					
	下水道浄化センター維持管理業務	町					
	受益者負担支援制度の充実 = 水洗便所改造等補助事業 = 水洗便所等利子補給補助事業	町					
4 住宅・宅地	住宅リフォーム促進助成事業	町					
	公営住宅の改修整備 = 維持管理業務、下水道接続工事	町					
	高齢化などに配慮した住まいづくりの推進	町					
	空き家・廃屋対策の推進	町					
5 環境衛生	ゴミ収集・処理の充実 = 一般廃棄物収集、一般廃棄物処理手数料収集などの 業務、羽幌町外2町村衛生施設組合負担金	町					
	合併処理浄化槽設置整備事業	町					
	広域し尿処理施設（ミックスマス事業）整備事業	羽幌町					
	環境基本計画の策定と環境保全条例の制定に向けた検討	町					
	葬斎場管理業務	町					
	広域火葬場整備事業	町					
6 環境緑化・公園	植樹祭の実施	町					
	フラワースマイル事業（花いっぱい運動）の推進	町					
	古丹別水辺の楽校での体験活動の実践	町					
	公園・緑化等の維持管理の充実 = 古丹別緑ヶ丘公園管理業務	町					
7 交通安全・防犯	交通安全組織や安全指導体制の強化・充実 = 苫前町交通安全協会補助事業 = 苫前町交通安全推進協議会交付金	町					
	交通安全施設と交通環境の整備・充実	町					
	防犯体制の充実 = 苫前町防犯協会交付金	町					
	防犯灯の適正配置と老朽化に伴う更新 = 街灯設置・維持補助事業	町					

基本計画（住みよい町の快適計画）

（平成23年度～平成27年度）

中項目 （小項目）	事業（施策）名	事業主体	事業期間				
			23	24	25	26	27
8 消防	水槽付消防ポンプ自動車更新（苫前） 3,000ℓ 型 1台	北留萌消防					
	水槽付消防ポンプ自動車更新（古丹別） 5,000ℓ 型 1台	北留萌消防					
	消防用強制排気設備設置（苫前）	北留萌消防					
	高圧洗浄機（苫前） 1台	北留萌消防					
	消防及び救急体制の充実	北留萌消防					
9 防災	屋外拡声方式無線設備	町					
	苫前町耐震改修促進計画の推進	町					
1 0 国土保全 ・治水・ 治山	古丹別川広域基幹河川改修事業＝岩見～東川地区	北海道					
	番屋の沢川砂防事業	北海道					
	海岸浸食及び越波対策の要請	町					
1 1 地域情報 化・通信 網	高速・超高速インターネット事業者の誘致	町					
	ネットワークコミュニティの形成に向けての検討	町					
	行政情報システムの充実・更新	町					
	電算システムの共同化に向けた調査・研究の推進	町					
1 2 自然環境 保全・景 観保全	自然環境保全の推進 ＝海岸漂着流木等処理業務、クリーンアップ日本海	町					
	環境基本計画の策定と環境保全条例の制定に向けた検討（環境条例の制定を含む）	町					

基本計画（ふれあう町の健康計画）

（平成23年度～平成27年度）

中項目 (小項目)	事業(施策)名	事業主体	事業期間				
			23	24	25	26	27
1 保健活動・ 医療体制	保健予防活動の充実 = 各種検診(健診)業務	町					
	母子保健の充実 = 妊婦及び乳幼児健康診査、各種予防接種業務	町					
	健康づくり意識の啓発 = 苫前町食生活改善推進協議会補助事業 = 風呂なし世帯入浴料金割引補助事業	町					
	保健指導車購入事業 軽自動車1台・普通自動車1台	町					
	苫前厚生クリニック改修工事	町					
	へき地患者輸送車更新事業 29人乗マイクロバス	町					
	苫前厚生クリニック経営損失補償金	町					
	へき地患者輸送車運行業務	町					
	苫前厚生クリニックの遊休病棟の活用に向けた検討	町					
	2 地域福祉	地域福祉プラットフォーム型システムの構築に向けた検討	町				
地域福祉活動の促進 = 苫前町社会福祉協議会運営事業、苫前町遺族会運営事業、民生委員協議会活動の充実		町					
3 高齢者・介 護福祉	苫前幸寿園浄化槽等設備資金借入償還補助事業	町					
	生きがいデイサービスセンター管理委託事業	町					
	居宅介護支援事業所開設準備補助事業	町					
	ヘルパー車更新事業	社協					
	福祉有償運送事業	町・社協					
	敬老会の開催	町					
	緊急通報システム設置事業	町					
	介護サービス利用者負担軽減事業補助	町					
	生きがい活動支援事業補助	町					
	訪問看護ステーション利用促進事業補助	町					
	老人クラブ連合会運営事業	町					
	苫前町高齢者事業団運営事業	町					
	老人保護措置事業	町					
4 児童・ひとり親家庭の 福祉	留萌中部地域子ども発達支援センター運営事業	町					
	乳幼児等医療給付事業	町					
	ひとり親家庭等医療給付事業	町					

基本計画（ふれあう町の健康計画）

（平成23年度～平成27年度）

中項目 （小項目）	事業（施策）名	事業主体	事業期間				
			23	24	25	26	27
5 保育・子育て支援	社会福祉法人運営費補助 ＝（社）苫前福祉会、（社）古丹別福祉会	町					
	保育所運営委託事業	町					
	地域子育て支援センター運営事業補助	町					
	保育施設・環境の整備	町					
	保育サービスの充実 ＝障がい児保育、学童保育、延長保育、休日保育事業の拡充に向けた検討	町					
	放課後児童健全育成事業の充実強化	町					
6 障がい者福祉	移動支援事業	町					
	相談支援充実・強化事業	町					
	重度心身障害者医療費給付事業	町					
	苫前町身体障がい者福祉協会運営事業	町					
	障がい者自立支援事業・障がい者自立支援対策推進事業	町					
7 生活保護者福祉	自立援助の促進	町					

基本計画（心ゆたかな町の創造計画）

（平成23年度～平成27年度）

中項目 （小項目）	事業（施策）名	事業主体	事業期間				
			23	24	25	26	27
1 学校教育	苫前・古丹別小学校耐震診断整備 = 校舎、屋内運動場	町					
	学校給食の充実	町					
	児童・生徒輸送業務	町					
	小中学校施設整備	町					
	英語指導助手招致事業	町					
	苫前商業高等学校後援会補助事業	町					
	若者交流センター管理委託事業	町					
2 各世代教育	乳幼児（家庭）教育の推進 = ラッコクラブ、のびのびサークル、カンガルースクール、なかよし広場、幼児教育セミナー、子育てメルマガ・メール相談、教育講座の実施 = 子育てサポーターの養成	町					
	少年教育の充実 = とままえふるさと塾、読書感想文コンクールの実施 = 苫前町子ども会育成連絡協議会補助事業	町					
	青年・成人教育の充実 = 青年講座、成人講座、成人学級、成人式、苫前町女性大会、男女共同参画出前講座の実施 = 苫前町女性団体連絡協議会補助事業	町					
	高齢者生きがい対策の充実 = 寿いきいき教室の実施	町					
	地域力教育力の向上 = 学社融合、フラワースマイル事業、地域を見守る集いの実施 = ふるさと教育セミナーの開催	町					
	公民館修繕事業 = ボイラー等	町					
3 芸術・文化 ・文化財	芸術・文化活動の育成と支援 = 舞台鑑賞友の会補助事業 = 文化協会補助事業	町					
	芸術・文化事業の推進 = 公民館フェスティバル、桑名市長島町文化作品交流展、小中学校書道美術展の実施	町					
	芸術・文化鑑賞機会の充実 = 児童生徒・一般向け芸術鑑賞事業、各種展覧事業の実施	町					

基本計画（心ゆたかな町の創造計画）

（平成23年度～平成27年度）

中項目 （小項目）	事業（施策）名	事業主体	事業期間				
			23	24	25	26	27
	歴史的文化の保存・継承と活用 ＝資料館特別展の実施 ＝指定文化財、埋蔵文化財の管理 ＝くま獅子保存会補助事業 ＝凧あげ大会実行委員会補助事業 ＝郷土史研究会補助事業	町					
4 図書活動	図書活動の推進 ＝あったかだっこすきすき絵本、本とあそぼう、 移動図書室、ブックステーション、図書室フェス ティバル、相互貸借の実施	町					
5 スポーツ・ レクリエー ション	スポーツ・レクリエーション活動の推進 ＝チャレンジデー、町民マラソン、町民ソフトボ ール、町民体力テスト、風車ウォーキング、フット サルフェスティバル、アクアウォーキングスク ール、ジュニア水泳教室等の実施	町					
	指導者・組織の育成と支援 ＝総合型地域スポーツクラブの設立と育成・支援 ＝体育協会補助事業、B & G事業参加補助事業	町					
	高齢者の体力向上の推進 ＝高齢者体力向上事業の実施	町					
	スポーツセンター修繕事業 ＝フロア等	町					
6 国際化・国 際交流	国際交流支援事業	町					
	国際情勢理解教育などの実践	町					
7 地域間交流	ふるさと会との交流促進	町					
	住民がふれあえる機会の充実 ＝緑ヶ丘公園さくら祭り実行委員会補助事業 ＝苫前、古丹別、力昼ふるさと祭り実行委員会補助 事業	町					
8 地域づくり ・定住	地域集会施設維持補助（交付金）事業	町					
	苫前町への移住促進対策の推進	町					
	空き家情報の提供（苫前町住まいるネット制度）	町					
	廃屋対策の推進	町					
9 男女共同参 画・人権	男女共同参画の推進	町					
	特設人権心配ごと相談所の開設	町					
10 消費者生 活	苫前町消費者協会運営補助事業	町					
	消費者行政の推進	町					

基本計画（活力ある町の躍動計画）

（平成23年度～平成27年度）

中項目 (小項目)	事業(施策)名	事業主体	事業期間				
			23	24	25	26	27
1 農業・畜産業	畜産担い手育成総合整備事業 草地整備 160ha、畜舎1棟他、 草地造成 2ha	(財)北海道農業開発公社					
	道営草地整備事業(公共牧場中核型) 草地整備 200ha、畜舎1棟他	道					
	道営ため池等整備事業(一般型) 堤体工 一式他	道					
	中山間地域総合整備事業(生産基盤型) 区画整理、暗渠排水他	道					
	基幹水利ストックマネジメント事業	道					
	基幹水利施設管理事業	町					
	国営造成施設管理体制整備促進事業	町					
	東川・西古丹別・川北地区ほ場整備事業負担金	町					
	持続的農業・農村づくり促進特別対策事業負担金	道					
	農地・水・環境保全向上対策事業負担金	道					
	農業経営基盤強化資金借入利子補給補助事業	町					
	次世代農業者支援関連資金利子補給補助事業	町					
	台風18号災害対策資金利子補給補助事業	町					
	農業支援対策事業補助事業	町					
	中山間地域等直接支払交付金	町					
	中留萌酪農ヘルパー利用組合補助事業	町					
	苫前町酪農組合補助事業	町					
	苫前町家畜畜産物自衛防疫組合補助事業	町					
	上平共同利用模範牧場の運営	町					
	畜産環境整備リース事業補助	町					
苫前町鳥獣被害防止計画の推進	町						
2 林業	農林有害鳥獣等駆除事業	町					
	民有林造林事業補助	町					
	民有林除間伐事業補助	町					
	森林整備地域活動支援交付金	町					
	分収林及び町有林の整備 = 分収造林地下刈工事、町有林人工造林地除伐工事 分収造林地除伐及び枝打ち工事	町					
	民有林振興普及指導事業補助	町					
	留萌中部森林組合補助事業	町					
	森林整備促進事業委託業務	町					

基本計画（活力ある町の躍動計画）

（平成23年度～平成27年度）

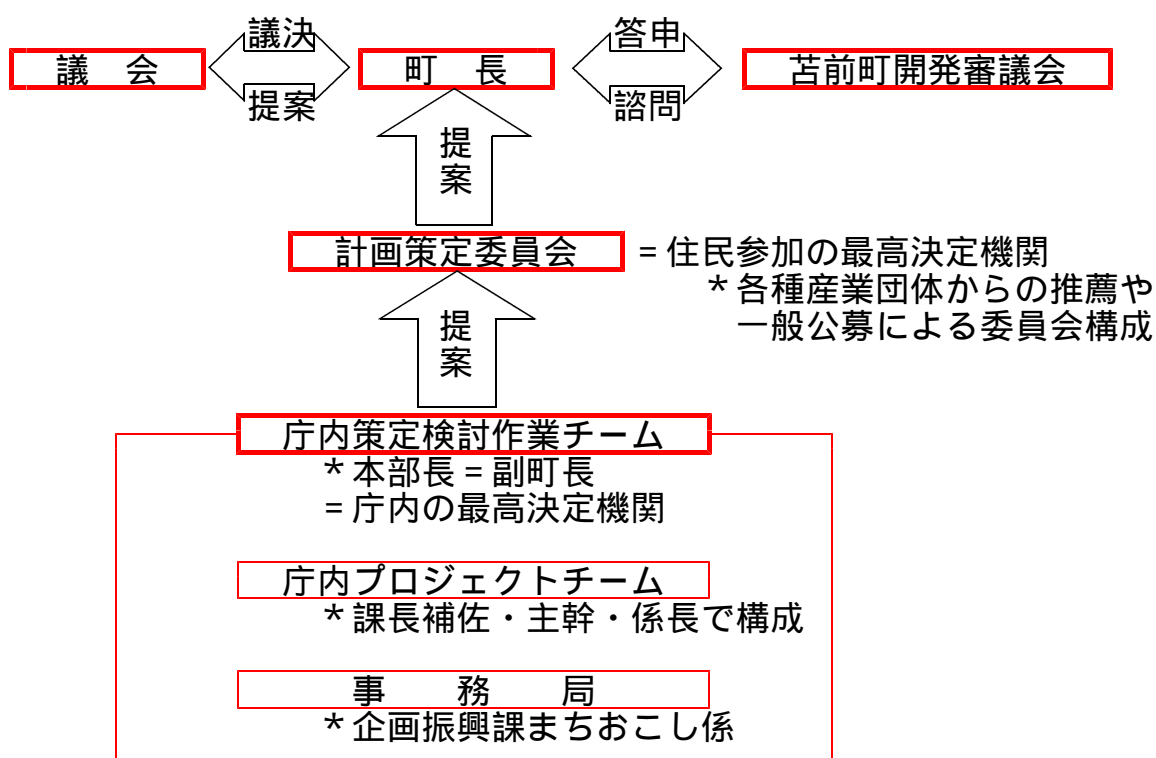
中項目 (小項目)	事業(施策)名	事業主体	事業期間				
			23	24	25	26	27
3 水産業・漁港	苫前漁港特定漁港漁場整備事業	国					
	水産物供給基盤機能保全事業＝力昼漁港	道					
	海岸漂着物処理機械借上事業	町					
	磯根資源づくり事業補助	町					
	磯根資源管理事業補助	町					
	環境・生態系保全活動支援事業負担金	町					
	苫前救難所補助事業	町					
	漁業近代化資金利子補給補助事業	町					
	漁業経営健全化促進資金利子補給補助事業	町					
	苫前町鳥獣被害防止計画の推進	町					
	漁港利用適正化推進指導業務	町					
	エビ籠オーナーin苫前実行委員会補助事業	町					
	4 商業・鉱工業	苫前町中小企業振興資金利子補給補助事業	町				
苫前町商工会補助事業		町					
苫前町中小企業特別融資貸付金		町					
苫前町中小企業特別小口金融貸付金		町					
苫前町商工会の広域化や事業化・拡充に向けた支援		町					
空き店舗などを活用した「コミュニティハウス」の構築に向けての検討		町					
苫前町工業振興条例の推進		町					
地域産業間の連携強化に基づく新商品などの調査・研究への支援		町					
5 観光	苫前町観光協会補助事業	町					
	HOKKAIDOグルメ&フェスティバルの参加促進	町					
	小中学生等の受入による自然体験学習の推進	町					
	るもい食ロード構想や風土資産観光に係る広域研究の推進	町					
	道の駅「風Wとままえ」の拡充・食のブランド化の構築	町					
	シーフロントパーク関連の管理委託及び修繕事業	町					
	イメージアップ苫前推進協議会補助事業	町					
	イベント開催費の助成 ＝風車まつり、凧あげ大会、ふるさと祭りなど	町					
	新日本海地域交流センター管理委託及び改修事業	町					
	ななかまどの館管理委託及び改修事業	町					

苫前町民憲章

1. 心と体をきたえ、元気ではたらき、活気あふれる豊かなまちをつくりま
1. 教養をたかめ、視野を広げて、北方の風土に根ざした、心豊かなうるおいのあるまちをつくりま
1. きまりを守り、たがいに助け合って、明るく住みよいまちをつくりま
1. 未来をつくる若い芽を育て、希望にみちた力みなぎるまちをつくりま
1. 自然を愛し、環境をととのえ、きれいなまちをつくりま

第4次苫前町総合振興計画・後期基本計画 策定の体制

第4次苫前町総合振興計画・後期基本計画の策定は、以下のような体制で進められました。



苫前町総合振興計画策定委員会設置要綱

苫前町総合振興計画策定委員会設置要綱（平成22年苫前町訓令第24号）

（設置目的）

第1条 持続的発展可能な自主自立のまちづくりの推進を図るため、「第4次苫前町総合振興計画・後期基本計画」（以下「振興計画」という。）の策定にあたり、苫前町総合振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 委員会は、第4次苫前町総合振興計画・前期基本計画の課題等の分析により、5年後に向けてあるべき苫前町の将来像の展望について必要な事項を検討し、効果的かつ現実的な町政の課題解決のための政策展開とする振興計画を町長に提言する。

（組織）

第3条 委員会は、委員19名以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 公募による町民
- (2) 町内の産業団体等より推薦を受けた町民
- (3) その他、町長が指名する者

2 委員の任期は、最終の提言がなされた日までとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は会務を総理し、会議の議長とする。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、企画振興課まちおこし係において行う。

（その他の事項）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年11月26日から施行する。

苫前町総合振興計画策定委員会 委員名簿

(敬称略、順不同)

団体名・職名		氏名	備考
苫前町農業協同組合	参事	酒井 丈幸	
苫前町農業協同組合青年部	部長	清水 勸一	
苫前町農業協同組合女性部	部長	早川 友子	
北るもい漁業協同組合苫前支所	支所長	高野 末喜	
北るもい漁業協同組合苫前青年部	部長	杉本 武春	
北るもい漁業協同組合苫前女性部	部長	久野 絹枝	
苫前町商工会	会長	菊地 暢	委員長
苫前町商工会青年部	部長	千葉 勇一	
苫前町商工会女性部	部長	渡部 豊子	
苫前建設協会	副会長	山本 啓一	
苫前地区町内会連合会	幹事長	宮本 貞博	
古丹別連合町内会	監事	松森 正春	
苫前町老人クラブ連合会	副会長	小松谷 悟	
社会福祉法人 苫前町社会福祉協議会	会長	笹原 進	
苫前町教育委員会	委員長	岡田 裕幹	
苫前町体育協会	副会長	佐藤 関夫	
苫前町文化協会	会長	松岡 満雄	
苫前町子ども会育成連絡協議会	会長	早川 日出利	副委員長
苫前町	副町長	竹内 勝	
合 計		19名	

苫前町総合振興計画策定委員会 事務局名簿

所 属		氏名	備考
企画振興課長		平井 幸喜	事務局長
企画振興課長補佐兼まちおこし係長		小澤 哲也	
企画振興課 まちおこし係		田中 房子	
合 計		3名	

〒078 - 3792
北海道苫前郡苫前町字旭37番地の1
苫前町役場 企画振興課まちおこし係
電話：0164 - 64 - 2212
F A X：0164 - 64 - 2142
Eメール：hirai.koki@town.tomamae.lg.jp
苫前町ホームページ
： <http://www.town.tomamae.lg.jp/>